

第二卷 農工信用、信託事業並に貯蓄事業

第一章 農工信用と商業信用との區別

第一節 長期信用及年賦償還並に資金の解放

第一目 長期信用及年賦償還

商業信用機關に就ては略ぼ之れを陳述せり故に今一步を進めて農工に對する金融機關に論及せん、抑々農工信用は商業信用と大に其趣を異にし後者は所轄(ダイナミック)に屬し前者は所動(スタチック)に屬す而して農工商の三者は國家經濟上鼎足の勢をなし其長短を論ずるを得ず、三者平行して鼎中の水甫めて其平準を保つを得べし、然りと雖も其信用期限の長短に至りては固より同年の論に非ざるなり、蓋し農工に投ずる所の資本は容易に其歸還を見るを得ず長期なるは三十年以上に亘る者なしとせず故に其償還は一時に之を爲すを得ず年賦を要するは數の方さに然らざるを得ざる所なり例へば牧場の開設、葡萄樹の培養等を以て之を論

ぜんに其投資より収入を得るに至るまで數年を要し、其資本を償還するは更に數
星霜を閑せざる可らず故に例へば資本金一萬圓の銀行を起して一旦其金額を農
業に放下せば資金は土中に埋没して更に貸付を増加して其事業を擴張すること
を得ず工業に於ても資本の還歸商業の如く速かなるを得ざるは數の然らしむる
所なり之を商業手形の割引と比し固より同年の論に非ざるなり而して我國に於
て農業信用に對し償還に据置年限勸業銀行法第二十一條農工銀行法第十三條を
設けしは真に一頭地を抜くものと云つべし

工業に對しては國家の進運上主として株金拂込の爲め例へば一回拂込の株式
を質として第二回拂込の爲め貸付を爲すの類便宜を與ふる所の機關なきを得ず
例へば一製造會社の起るありて株金を募集し其四分の一の拂込を以て機關室を
建て機械を据付け之を運轉して製造事業に従事し相當の利益を得たるを以て更
に四分の一の拂込を爲し以て事業を擴張せむと欲するに當り株主をして盡く富
有者たらしめば他より資金の融通を求むるの必要なかるべしと雖も株主と雖も
盡く富有者たるを期するを得ず新規拂込の爲め融通を要する者なしとせず然る

工業に對する
要する特設の
機關の必

に茲に人あり其の四分の一拂込の株を質とし金融を得んと雖も商業銀行は既論
の如く株式に對する貸付を便とせず故に斯くの如き場合に應ずる爲め特設の機
關あるを便とす此の機關は即ち動産銀行にして我國に於て興業銀行と云ふ者即
ち是なり工業信用は農業信用の如き長期の者たるを要せずと雖も資金の歸還固
より商業手形割引の如く速かなるを得ず故に農工信用殊に農業信用に於ては資
金の停滯を解くを必要とす學術上に「モビリゼーション」即ち解放と稱するもの
なり請ふ少しく之を説かん

第二目 資金の解放

我國に於て農業信用特設の機關は勸業銀行及農工銀行の二者なり今勸業銀行
が其資本金一千萬圓を貸付するとせば其歸還は長きは五十年短きも尙ほ五年以
内にあるを以て其資本金額を貸付し盡すの後も更に千萬圓の借入を請ふ者ある
も之に應ずる能はず斯の如き事情に際會するときは債券を發行して資金を募集
し之を貸付け以て農業の發達を圖り事業を擴張す其狀恰も疊に資本金千圓を貸
付け爲に抵當としたる土地を債券に切替へたるの觀あるを以て之を解放と云ふ

而して貸付の抵當の法律の規定に依り固より大に之を選ばざるを得ず。斯の如く必要に應じ幾回となく前回の貸付の爲め得たる所の抵當に依り債券を發し以て資金を解放し農業の發達を補助し銀行の業務を擴張す農業信用の發達と其効用の如何とは實に債券發行の難易如何にありて存す故に諸文明國に於ても大に勸業銀行の債券に注意し之に對し特別の利益を與へ殊に割増金付債券の發行を認可す。元來割増金附加の事は徳義の一點より之を論ずるは固より論義を免れざるべしと雖も國家全體の利益より之を論ずるは割増金付債券の發行は事情に由り有益の結果を生ずることなしとせず故に諸國皆此除外法を設く、我國亦此例に倣ふ、然りと雖も茲に注意すべきは其除外の理由なりとす。元來特設營造物なる者は特種の任務を帯びたる獨占的の機關にして特別の必要ある場合に非れば之を開設すべきものに非ざるなり、若し夫れ之を競争の出來得べき普通の事業に與へん乎其弊害孰れの邊に達する哉計り知る可らず實に恐るべきの甚しきものあり、其之を他に許さずして之を勸業銀行に限るは抑々亦故あるなり立法の注意實に慎重なりと云つべし

割増金の
用途に
對する
注意す
るに對
する注
意

第二節 農業信用

第一目 農業信用機關の關係

勸業銀行は日本銀行が商業界の中央機關たるが如く主として農業界の中央機關にして日本銀行が他の商業銀行を率ゆる如く、勸業銀行も其地方機關として農工銀行を率ゆ而して其關係は前者の場合より一層深密なり是れ其業體より生ずる自然の結果にして固より其所とす。元來商業界に於ては資金の運轉繁劇にして債權債務の關係が甲乙丙丁戊己等の間に速かに移轉し再割引ならば手形、貸付ならば之に對する相當なる擔保品は多く之を中央銀行其他の大銀行に占有することを得べしと雖も勸業銀行の貸付は長期にして其抵當物は主として土地なるを以て抵當物の監視は之を其所在地の農工銀行に委託するを以て最も便利とす且つ哉債券募集に際しては農工銀行は勸業銀行の爲め其運動者となり又農工銀行の債券は地方債に就て論じたと同様の不便あるに反して勸業銀行債券は全國の歡迎する所にして兩者の間には國債證券と地方債券との間に成立するが如き

勸業銀行
の關係は
農工銀行
の關係に
對する注
意するに
對する注
意

差違あり而して勸業銀行も亦た自ら債券を發行し、其募集金を以て農工銀行の爲に其債券を引受くるときは其債券の爲に支拂ふべき利子と農工銀行より受る所の利子との差違を制するを得べく兩者の關係實に深密にして其間殆ど親分子分の如き觀あり、殊に我國に於ては曩に責任代理店に付て論じたる如く農工銀行は勸業銀行の責任代理店として中央より資金を受取り、自己の勘定を以て貸付を爲し其利益を分配するを以て其關係一層深密なり

第二目 下級機關の必要

斯の如く我制度に於ては中央機關と地方機關との關係深密にして頗る巧妙なるが如しと雖も農工銀行も其營業區域一府縣に涉り小村落の末に至るまで其餘澤を及ぼす能はず所謂牛刀の憾なしとせず故に農工銀行の下に尙ほ村落銀行と云ふ如き下級金融機關を設くるの必要あり、然れども百石の車を満たすに斗筲の粟を以てす可らず所謂下級機關は純然たる銀行よりは却て組合と爲すを適當とす而してライフアイゼンの土地同盟組合に則るも亦可なり、其名種如何は敢て問ふ所に非ずと雖も要は一村若くは數個村を一團體とし其一區域内は農工銀行の

下級金融
機關は組合
とす

下働を爲す所の下級機關を要するや論を俟たず而して其資金は重に組合員の掛金より成る其高が若干圓に纏りたるときは之を持分に組替ふるか、又は掛金拂込人の望に依り拂戻の方法を併用し貸付事業と貯金事業とを併せ行ひ一は以て農業の發達を補助し一は以て貯蓄を獎勵する亦可ならず哉、而して掛金拂込には嚴重なる規約を設け遅延若くは不拂の場合に於ては遅延利子を徴し、又は拂込済の資金は之を沒收する等種々の制裁を設くるを要す、又此場合は農工銀行其他より其名義を以て資金を借入れ組合員に例へば其持分限り若くは其倍數までを限り之を轉帳し相當なる抵當物を取り直ちに右よりして左へ其抵當物を農工銀行其他の債權者へ移すが如き方法を設くるときは大に農工銀行の事業を助け其徳澤小農に普及して遺憾なきに至るべし、其方法は現行の組合法に少しく増補を加ふるを以て足り別に新法を要せざるべし、今や我國高等金融の機關粗々定まる然れども斯の如き下級金融の機關に就ては未だ遺憾なしと云ふを得ず進て社會經濟に注意し一は以て農業の發達を促し一は以て村民の貯蓄を獎勵するは實に方今の急務とす、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

下級金融機關は、
農村に於て
其趣を異に
するを要す

村落に於て斯の如き下級金融機關を要すると同時に市街地殊に工業地方に於ても之に類似する機關の必要あり然れども都鄙自ら其情勢を異にし且つ前者に於ては人口常に移動し後者に於ては數代相傳し移動甚だ稀なり故に其狀態に伴ふて下級金融機關の組織も其趣を異にせざるを得ず即ち前者に於ては組合員の利益が組合に附着したる財産と成らず成丈組合員の身體に附着し何時何地へ移轉するも差支なきを期せざるを得ず之に反して後者にありては利益は成べく組合の共同債立金又は基本財産の如く組合の附着するものと爲し組合員の身體に附着して賣買金融等に便利なるより寧ろ基本を養ひ永年に涉り漸次に生活の度を増進するを好しとす、獨逸に於ては組合分散の場合に於ても其積立金を分配することを許さず之を町村に預り置き他日同種の組合成り其基礎確實なるを待つて之を其組合に寄附することあり若し又或期間に相當の組合起らざるときは之を町村の公益事業に使用する方法を設るの例少しとせず又以て一考の値なしとせず、約言すれば都會に於てはシュルツデイリツの方法に則り村落に於てはインフアイゼンの方法に則るを好とす

第三目 農業倉庫の設置

一 農業信用の發達と共に農産物の保護を行ふべし

農業信用の運用に下級機關の必要あるは既説の如し、然るに一方に金融機關を完成するも他の一方に之に依て生じたる貨物の保護缺くるときは機關の効用其半を失ふ、是に於て哉農業倉庫の必要あり、抑々農業は天候季節に依り其成敗を分ち、工商事業の如く人爲を以て貨物の増減を左右する能はず、所謂出來秋後には供給増加し價格降下し、播種前には供給減少して價格昇騰するの傾向あるは時に或は免れ難きの數なりとす、而して其間奸商の輩之に乗ずるものなしとせず、農家貧にして資力に乏しく加ふるに負債ある場合の如き殊に然りとす、豈に懼れざる可ん哉、然るに我國の實況農業者は全國の人口の大多數を占め其利害は即ち國家の休戚に關す、今此弊を防がんと欲せば前記下級機關の發達と共に義倉若くは郷倉の如き組織を設くるにあり、倉庫は農工銀行及び前記下級機關と聯絡し收穫の後ち農産物賣り崩しの弊起らんとするときは其收穫物を倉庫に收容し之に對し相當歩合を以て金融を爲し徐ろに市場の情況を計り好き價を求めて之を販賣し以

て決算するものとせば前陳の諸弊雲散霧消して其跡を止めず皎々たる白日農界を照す哉疑を容れず而して又倉庫は收容物に對し一定の標準を設け品質優等なる者に對しては融通の歩合を高ふし例へば最高掛け劣等なるものに對しては之を低ふし例へば最下五掛け其劣惡にして採るに足らざる物に對しては全く融通を拒絶するものとせば農家の損失を防ぐと共に農業獎勵の一端となるを得べく一舉兩全の結果を得る亦難きに非ざるなり豈に努めざる可ん哉

二 一般に及ぼす利益

右の外農産物倉庫組織は其價格を常平するの効力ありて大に吾人を利す元來貨物の需要は其大體に於て價格の昇降と反比例を以て増減す故に收穫の後ち農家賣崩を爲し其數量多大に至るときは一時需要を増加し終に至りて供給不足して價格騰貴し生民爲に疾苦を感ずることをなしとせず加ふるに斯の如き變動に際しては奸商動もすれば之に乗じ價格非常に騰貴し一層不良の市況を呈するは蓋し免れ能はざる所の勢なり果して然らば其災豈に吾人消費者のみに止まらん哉正直の商賈亦其不便を免れず元來農産品の如きは國民一般の消費に充る所の食

動業の意
味を加ふ

品に非ずんば即ち工業に缺く可らざる所の原料品にして其價格の動搖は努めて之を避けざる可らず而して賣買兩者の利害は互に相背馳せず結局一に歸するは經濟上動す可らざるの原則たり乃ち知る當初賣崩に際して買者に利なるが如しと雖も其原因自然の供給増加に非らずして一時の金融上の必要より生ずるものたらしめば終に至りて供給不足し價格騰貴して買者に便ならず又賣者の爲には當初不利なるが如しと雖も後に價格騰貴し却て利あるなきを保せざるを是れ所謂因果應報輪回の理にして亦何を乎疑はん斯の如く人爲的に價格を變動するの不可なるは多辯を要せず夫れ天然自然の結果に因り價格に變動を生ずるが如きは眞に已むを得ざるの數あるも苟も施し得るの術を施さずして生民を苦しめ經濟の發達を妨ぐるは志士の忍び能はざる所なり豈に努めざる可ん哉

三 米券の發行

倉庫事業と附帶して論ずべきは預り物に對し證券を發行すること是なり今倉庫に於ける主要なる寄託物は米なり抑も米券發行の事は熊本及庄内地方に於て著しき發達を爲し其成績頗る見るべきものあり元來米券は商法第三百五十七條

より第三百八十三條に至る倉庫營業に關する規定に依る者にして買買質入分割合併、替替總て十分なる法律の保護を受くるを得、寄託物保管の義務亦完全にして缺る所なく剩つさへ寄託物は之を保險に附するを以て些少の危險なく總ての點に於て安全なり、今哉其設備ある地方に於ては小作は之を以て小作米を納付し農家は之を以て商賈と取引し金融、運搬、手數、費用等各方面に於て多大の便益を成す、倉庫設立の上は大に之が發行を擴張すること冀望に堪へず、輒近行政當局に於ても其便を察し大に之を獎勵するの意あるに似たり、果して然らば是れ吾人の意を得たるものと云はざるを得ず而して民設倉庫の最も發達したるものは山形縣鶴岡寶町倉庫、同縣酒田山居倉庫、熊本縣八代郡鏡米券倉庫等なり其詳細は載て明治三十八年八月十日發行中央農事報第五十五號第三十三頁以下にあり參看あらんとを望む

四 外國の例

農事倉庫の農事に必要なる概要斯の如し、是に於てや近時歐洲諸國に於ても其必要を論ずる者少からず、就中佛國衆議院議員クシメンタル氏の如きは大に其利

佛國

益を論じ左の如き言を爲せり

農家にして金錢の缺乏を感ぜざれば其の必要なかるべしと雖も不幸にして彼等は屢々其必要を感ず、彼等の中稀には倉庫を所持する者ありと雖も其設備不完全にして長期の貯藏を爲すに便ならず收穫後間もなく穀類を賣却し一方には金錢を得一方には長期の貯藏を避るの必要なしとせず故に其賣却は市場の需要に伴ふを得ず、價格の下落するは數の免れ難き所なり而して終に於ては農家自己の食料に不足を告げ之を購買せざるを得ずして爲に穀價を昇騰す、此間利益を得る者は獨り投機者流のみにして組織不十分なる農業は其周圍に密接し圓陣を作る仲買人跋扈の裡に萎縮し終るの外なし、農民にして若し之に對する適當なる仕組を立つる能はずんば農業者は遂に市場に立脚の地を失ふに至るの窮境に陥るなきを保せざるなり

と是れ願る吾人の意を得たるものと云つべし、同氏は更に一步を進め穀倉組合の利益を説き之を左の四項に分てり

一 穀物の賣却が一箇年を通じて行はれ穀物收穫後永續して消費者に供せられ

長く貯蔵せられ得べし農家は必らずしも穀倉組合に依らずとも長期の貯蔵を爲し得ざるに非ずと雖も多くは長期間には穀物の品質を損ふの危険あり、凡そ穀質の保存は適當なる科學的の注意を要す而して近時穀倉組合に於ては穀物の精製及改良に關する科學的の設備殆ど完成し勞費を節すること頗る大なり

二 受渡及急辨の利あり、凡そ穀倉は出來るだけ農場に接近し且鐵道又は運搬の便ある河川に近く設置せらるべきを以て消費者所要の分量の取引に對し農家各戸に交渉を爲す代りに之を一經にして直ちに用辨するを得るの便あり、穀倉設立せらるゝ時は消費者の穀物取引注文が雨期道路悪しき時或は挽馬が耕耘に使用せられつゝある時の如く受渡に不便なる場合に來るとも直に辨せらるべし、獨逸及埃太利に於ては此利益の爲に大に農業者に穀倉の設立を獎勵せり

三 品質の改良穀倉の利益は生産者に止まらず廣く消費者に延及す、生産者は賣却方法の改良及穀質の改良に依り價格騰貴の利益を受くべし、例へば收穫期に於て天候悪しく穀物濕氣を帯ぶるの虞あるが如き場合に於ては其儘受渡に適應せざるを以て乾燥調製選別等の手段を取るの必要あり、然るに之に對する設備

は農家各戸に之を爲すこと固より容易ならず、假令各戸之を爲すとも穀倉組合に於て進歩したる器械を備へ時間及勞力を節して行ふの優れるに若かざるは多辯を要せず

四 商標の添付、穀倉組合は組合員所産の穀物を適當に混合して大製粉業者、我國なれば米商が希望する同質多量の商品を經むることを得、蓋し此組合が全國に區域を擴め得たりとせば全國の穀物は一整に同一品質に謂へられ且一整に數種の商標を附し以て需用者より高價を請求するを得べし

組合は組合員に最良の種子を分與し之に依て土質に適し需用者の好みに最適の種類を耕作せしむるの方法を講ずることを得べし、此方法は實に不良種類の絶滅を促がすに最も可なり、今一例を挙げんに「リマーク」に栽培せられたる小麦の如きは堅質にして蛋白質物を含むこと多く不良の種類なりしに拘はらず二十五年前には毎年百六十萬「ブッセル」を産せり、然れども今や殆ど其跡を絶てり、惟ふに改良せられたる土質耕作法及近世穀倉組合に依る販賣上の商業的組織を以て農産物に大變化大進歩を起さしめ市場に優勢を保たしめ農業の面目

外國の事

を改むるは決して爲し難きの業に非ざるなり
又近年に至りては獨逸兩國に於て頗る其必要を認め政府は之に補助金を下附して保護獎勵するのみならず屢々政府自ら此倉庫を建設せり今其概況を見るに西曆千九百二年に於ける獨逸の農業的産業組合の数は實に一萬六千餘に上るの盛況を呈せり而して其内譯は左の如し

獨逸

一、一、二〇 信用組合

一、四、二二 農産物販賣及購買組合

二、三、九七 「バタ」チリス製造販賣組合

一、一、五八

雜水車、パン製造、穀倉醸造、ポンプの販賣、果實、蔬菜、鶏卵、蜂蜜、煙草、罐詰、瓦等の販賣、運搬機械及收穫器の貸貸、家畜相互保險組合等

因に云ふ我國四十一年四月末の産業組合の数は四千八百四十五にして尙ほ町村の数の半ばに達せず

競争的競争の防退

近年の實驗によれば各地に單純なる貯藏用の穀倉(餘り大ならざる)を設け而して之を集め販賣する爲に中央に大なる穀倉を設けることは商人の競争より生ず

穀倉の利益

る所の悪弊を避け最も好果を奏するものゝ如し販賣の方法には三種あり(一)組合が一度農家より購入して更に販賣するの法(二)委託販賣(三)一箇年の平均価格を分配するの法是なり獨逸に於て多く用ゐらるゝ方法は第一即ち一度購入して組合の有と爲し組合の危険負擔を以て賣却するの法なり然れども此法たる穀物を市場に供給する上に於て不規則となること多く組合の目的に反す且つ貯藏の期間に於ける穀價の下落の爲に大恐慌を招くことあるを以て之が採用には注意を要す第二の委託販賣の法は前者に優り第三の平均価格の法は蓋し最良の販賣方法ならん何となれば此方法に依るときは組合員は共同事業の利益に一樣に均霑するを得ればなり獨逸の穀倉に於ては組合員の多くは其の生産は必ず穀倉に出荷することを約し穀倉は又肥料を大量に購入して是等組合員に分つの法を採る者頗る多し而して普漏西の如きは西曆千八百九十六年六月三日の法律を以て穀倉建設の爲め約五十萬圓を補給するに至れり獨逸人は穀倉の主たる利益を左の四點に歸するが如し

一 穀倉に積入れたる穀物は之を精選し、分類し、若くは混交し、外見の好き者と

味の好き者を適宜に混淆するが如し)

二 收穫時期に賣崩を爲すの必要なく需用に應じ漸次に賣却し以て價格を保つゝの便あり

三 積入れたる穀物に對し資金を貸與するを以て農業者の金融を得るの便あり

四 穀倉を経て穀物を賣却するを得るを以て中間商人の利得の爲に穀價を高くするの不利なく且つ運送費を節約するの便あり

是れ吾人の意を得たるものと云ふべし、而して國家の補給は國債を以て之を辨し倉庫より漸次之を辨償せしむるの方法なるが故に之が爲め國民の負擔を重ふする要なく穀倉は其目的を達し西曆千八百九十七年六月更に約百萬圓を補給すべきを決定せり而して普漏西政府は官廳の爲め要する穀物殊に軍隊に供給すべき穀物、秣草、藁等は直接に生産者より購入する方針を採り大に倉庫の發達を獎勵せり

ザキントン王國も亦大に穀倉組合を獎勵し西曆千八百九十六年十二月ハロー

倉庫組合に十八萬圓を貸付け其發達を促がせり、該組合の定款に據れば組合員の收穫に係る穀物は之を共同に集積し共同に販賣するを目的とし組合は國內に住居を有し農業を營み又は營みたる者を以て組織し隣州に於ける農業組合員を之に加ふることもあり、而して一口の出資は二圓五拾錢にして組合員の一口に對し負擔する保證義務は五十圓と定め出資の口數は二十口以上百口以下とし尙ほ所有地十「ヘクタール」一「ヘクタール」は一町二十四步強、毎に出資一口を引受る義務あるものとし配當は三分半を超ゆるを得ずと規定す而して組合の業務は左の二點にあり

- 一 穀物は單に乾燥精選の爲め之を倉庫に送付し其賣却は各員自ら之を行ひ又は一定の價格以内に於て其販賣を倉庫に委託す
- 二 穀物の見本を倉庫に送付し等級及價格の評定を請ひ現品を納付して倉庫に其販賣を委託す、又は組合員の請求に依り穀物の賣却まで之を質とし倉庫より金融を爲すこと

等是なり、該組合は西曆千八百九十七年の秋期に於て其業を創めしに同年十月の

終に於て既に二十六萬六千圓の賣却を爲し穀商に賣却するに比し一噸に付き一圓乃至三四高にて賣却するの好果を收めたり而して同年の終までに組合員は二百九十一人となり出資口數は三千八百九十九箇となり爾來非常の盛況を呈せり右の外ザキン王國には農業に關する購買販賣の組合あり其有名なる者の一はロウバウの購買販賣組合なりとす該組合は總ての農産物殊に穀物の販賣及農業者に必要なる物品の購買を以て目的と爲し組合員の耕作する土地の二ヘクタールに付二四五十錢を以て出資の割合と爲し出資一口に對する保證責任額は二十五圓までとす而して組合員は其販賣せんと欲する穀物の百分の八十は之を組合倉庫に寄託するの義務あるものとす販賣は左の三方法に據る

- 一 組合倉庫に販賣する事
- 二 藏敷を支拂ひ倉庫に穀物を寄託し置き好機を見て之を賣却する事
- 三 倉庫の媒介に依り直接に消費者に販賣する事

是れ皆農業者の利益を保護し中間商賈壟斷の弊を絶ち延ひて消費者の利益となるものにして大に吾人の意を得たるものと云ふべし今其定款の要旨を示せば左

の如し

- 一 農業者の爲め其需用品を精選し最も廉價にて供給する事
- 二 組合員の寄託品は成るべく高價に之を賣却する事

組合の理事は受渡の時日場所を定め授受を執行す検査の上品質劣等又は量目缺欠ある者は提供者より之を賠償せしむ販路は第一に其場所附近の軍隊を目的と爲し組合員には如何なる農産物が最も需用多きかを絶へず注意す

販賣は現金を元則とし掛賣を許さず組合の費用は販賣代價より之を支辨し其餘は寄託者へ交付す

穀物寄託者へは總會の決議に依り寄託物の見積代價の三分の二以内を融通することを得寄託者若し貸付組合と關係ある者なるときは倉庫は先づ此組合に貸付し組合より當人に轉貸す

又ノイビードに於けるライフアイゼン式の穀物販賣組合の模範定款は左の如し

- 一 組合員は其收穫したる穀物を共同販賣し其相場の關係を利用することを

得

- 二 穀物寄託者には其需用に依り見積代價の幾分を貸付することを得
 - 三 穀物の種類を一定地域に依るし販賣を便にする爲め種穀の販賣を爲す事
 - 四 總會の決議に依り穀物の以外の産物を取扱ことを得
而して組合員は其組合地域内に收穫したる穀物及組合の取扱ふ農産物は之を組合に送附するの義務を有す
- 此組合は金錢の取引に於ては別組合及別組合を経て獨逸國農業組合聯合大會と聯絡す而して組合の純益は其一部を準備金の積立及負債の償却に宛て其餘は組合員に其取引高に應じて割賦す又模範營業規定は左の如し
- 一 寄託穀物は之を組合にて購入し又は寄託者の所有として之を保存す
 - 二 寄託穀物は之を精選器に掛け品質に依り之を分類し量目を秤定して倉庫假證書を寄託者に交付す
 - 三 精選器に依り排斥せられたる穀物は之を送致者に返付す
 - 四 精選済の穀物中より見本として若干を採集し罐中に封鎖し番號を付して

保存し一定の期日に於て理事及ライファイゼン社代表者立會の上其品等を査定し等級は三級あり之を倉庫の預證書に記入して穀物寄託者に交付す

- 五 品等定まりたるときは組合にて之を購買し其代價を支拂ひ又は寄託者の望に依り穀物を保存するときは其代價の三分の二は之を貸付することを得但利子は普通金貸業の率より百分の一の四分の一多きを原則とす
- 七 寄託品を組合の所有に移すの時期は寄託者の隨意たるべし但し事業年度を越るを得ず
- 八 組合員は收穫の全部を倉庫へ納付するの義務を有し組合の承諾なしに之を他(組合の外なり)に賣却することを得ず之に反する者は「セントネル」十三貫七百二十一匁餘に付二十五錢の科料に處せられ情重き者は除名せらる
- 九 雜費支辨の爲め寄託者は「セントネル」毎に五厘を拂込むべし
- 十 ライファイゼン社は組合に代り一切の倉庫事務を處理し其費用を受け年

度末に於て精算を爲す

ホメラニヤ州に於ても穀倉は頻りに設立せられスラツチンに中央倉庫を設け各地の小倉と連絡を爲し系統的組織を以て進行しつゝあり

ウオルム穀物販賣組合は西曆千八百九十五年に設立せられ有限責任組合にして各組合員の出資額は之を五十圓とし保證責任額は二百五十圓までとす、而して組合員の寄託穀物は品質に由り之を第一第二第三の等級に分ち検査上不合格品は之を返戻するを通例とす然れども時として寄託者の責任にて別に之を貯積することあり

減量補填及諸費用の爲め寄託穀物百「キロ」に付き一「キロ」三百六十六匁餘又は賣却代價の百分の一を徴收す、而して組合員は見積り代價の三分の二又は四分の三を倉庫より借用することを得、利子は時々倉庫の定むる所に依るものとす此組合の業務は共同貯積、共同販賣及組合員に資金を融通することにして其他軍隊に穀物を供給することを以て主眼とす、組合員は其收穫物の幾分は必ず倉庫を経て販賣し又は倉庫へ賣渡すの義務を有す、然るに此組合は不幸にして失敗に終れり其

理由は組合は自ら倉庫を有せずウオルム市の倉庫を借用し組合員は農商より成立し其間利害衝突せしに由る此類の組合は必ず利害を一にする農業者に限り自己の倉庫を有すべきは論を俟たず

獨逸に於ける農業獎勵に關する諸機關の發達斯の如く進んで西曆千八百九十七年ノイビードに於て獨逸中央生産及販賣組合設立せられ總ての生産及販賣組合例へば葡萄組合、牛乳組合及家畜組合の如きも之に加入することを得べく又一個人たる農業者及農業關係の會社も加入することを得るものとせり元來販賣組合の多數は有限責任なるが故にノイビードに於ける産業組合中央金庫の定款に依るときは之と信用取引を開始するを得ずライファイゼン式の組合は各個の組合も聯合組合も悉く無限責任なり、従ひて従前販賣組合は金融上にて不便を受けたりしも此の中央組合の設立に依り其媒介を以て該倉庫に對し取引を開始することを得ることゝなれり

中央組合は其活動を獨逸全國に及ぼすものにして、此目的の爲に各地に支部を置き同一の事業を行はしむ組合の目的は生産物を最高價に販賣するにあり、此の

目的の爲に組合員の販賣する生産の種類及供給時期を報告せしめ、之を中央に蒐集して其の買賣者を搜索す

組合員は各出資一口五十圓に對し千圓の保證責任を負擔するの義務あり、出資一口の金額は五十圓にして其全額を拂込むべきものとす、一組合員の出資口數は五百口を最高限度と爲す

是れ獨逸人民が農業獎勵の爲め計畫する所にして採て以て餘師とするに足れり、今哉我國大戦の後を享け新紀發展の機運に向ひ國富の發達を要する甚だ急なり而して其之を求むる尙ほ農業に待つ者多し前記の事例江湖參考の一助となるを得ば幸甚太し

埃國に於ける穀倉組合の濫觴は眞に近時にあり而して獨逸に於ける如く産業組合は既存の農業團體の企畫成立する所たり西曆千九百一年に於ては生産物販賣組合三十一ありて中央團體に結合せらる、是等の産業組合及穀倉には國庫或は地方の補助金の下附せられ或は無利息の資金を貸與せらる、是等事業の目的は無論農業者の地位を改良するにあり而して獨逸兩國に於て主眼とする所は特に中

小の農民の利益を計るに在り

穀倉組合の設立に依り農業者は既に地方市場に良好の地位を占め、穀質改良の結果消費者より多額の代價を要求し得るに至れり

左に掲ぐる所は前記クレメンテル氏が調査列舉したる實例の一なり

或農夫は小麦及豌豆(二割二分)合計七二四本を「ハナンの穀倉」に送れり其穀物は外觀甚だ粗末にして商人は一本十三貫六百十九匁餘に付六志の値を付けたりしが、穀倉に於て之を三回精製機にかけたる結果實に左の如き改良を見たり

小麦	六二〇 ^本	八三替 ^片	二五五、一五 ^匁
豌豆	八四	五〇替	三一、一〇
粉穀(養鶏用)	一二	三〇替	三〇〇
塵	六		
合計		二九〇 ^匁	五〇 ^片
右より一切費用を減じ純収入		一五、九、六	二七四、一五、六

穀物精製の利益

なりとす、若し之を直ちに商人に賣却し、なりしならば僅かに二一七磅四志を得るに過ぎざりしに組合事業の爲め實に差引五十七磅十一志六片を利するに至れり以て其利益の一斑を窺ふに足れり

第四目 地券制度の恢復

農業信用の發達に關しては有力なる特典を要し併せて諸般の機關を完ふするの必要あるは既説の如し、今哉前記下級機關及農業倉庫の外大體に於て法度粗々備はると雖も現制の下に於ては農業貸付には抵當の目的物に對し登記を要し其契約には公正證書を要する等時間と費用とを要すること頗る多し蓋し現行制度の下に於ては勸業銀行、農工銀行の貸付に前記の手續を要するは已を得ざるものあるべしと雖も夫れ特別の事項には特別の規定を要す焉を萬篇一律事物の素質と場合の如何とを問はず豈に普通一般尋常の法則にのみ是れ依るを要せん哉、今退て其所謂特別規定の如何を惟るに徒らに新規の妙案奇計を求めよりは寧ろ吾人の知悉する所の地券法を復するにあり則ち従前の地券法を恢復し土地抵當貸の場合に於ては登記及公正證書の使用を要せず單に債權者に地券を引渡すを以

方今は手
續に通過
するに時
間と費用
が多し

我國古代
の先例

近時の先
例

て抵當權設定の効力を生ずるものとせば繁を避けて簡に就き而かも其効力と確實との點に至りては彼是選ぶ所なきに至らん而して登記機關も亦之が爲に其業務を免るゝを得ん豈に一舉兩全の策に非ずや

抑々地券使用の事は我國の古例にして維新中興の初年始めて之を用ひたるに非ざるなり、謹て古史を按ずるに延喜二年春三月

勅して曰く、自今後云々、中略、百姓以田宅賣與權貴者、不論陸贖決杖六十、但承前傳爲莊家券契、分明無妨國務者、不在此限、由是觀之、地券の制は上古に於て既に之あり其沽券今日に存し尙ほ好古家の秘藏する所と爲ると聞く、近世明治中興の業成り百般の政治未だ全く其緒に就かず封建の制緩かに廢せらるゝに當り當時の政府は既に國土の整理に着手し明治五年二月第二十五號布告を以て地券渡方規則なる者を發布し、同七月大藏省第八十三號を以て地券渡方手續を定め、以て地券を發行し、當時上下頗る之を便とせり、然るに後ち明治二十二年法律第十三號を以て地券を廢止し、地租は土地臺帳登記の地價に依り其記名者より之を徵收すと規定し、尋て同年勅令第三十九號を以て土地臺帳規則を定め、地券は地所持主たるの確證

名を英に
して實を
捨てたる
の據あり

たるの特質を失へり。爾來我國の法律大に改まり民法、競賣法、登記法、公證人規則等の發布ありて諸般の權利確乎動かす可らざるの基礎を得、抵當權の設定、貸借契約の履行等細大漏らす所なく法律の保護する所と爲り其確實の點に至りては殆ど間然する所なきの域に進めり、然りと雖も隨を得て蜀を望むは人情の常にして現行法の權利行爲保護の上に更に一便宜法を樹立せんこと冀望の至りに堪へざるなり、地券制度の恢復、夫れ或は此望を達するに近からん乎。夫れ地券法は我國の古制にして明治初年先輩の士之を利用せしこと既記の如し。

外國の例

又之を外國の例に徴するに西曆千八百六十一年、濠洲に於て發布したる不動産法一名トレンヌ法なる者ありて我國地券法に酷似す、西人之を評して該法は不動産を確實にすると同時に其移轉を安全ならしめ、其變更を容易且つ敏滑ならしめ大に經濟上の利便ありと蓋し至評と云つべし。今該法を繕き其内容を見るに該法の保護を受けることを得べき財産所有者の資格、地券發行に對する抗告、地券の發行、登録登記所の職務權限、動産の移轉抵當權の設定等細大規定して漏さず大に參考すべきものあり、法文の節略は掲げて附録にあり、甲種第四號參看、故に該法は大に

現行法と
併用して
可なり

諸國の倣ふ所となり英國は西曆千八百八十八年、西國は同八百九十年類似の法案を議會に提出せり、然れども不幸にして決議に至らずして止めり、然るにフイリツピンは西曆千八百八十八年、チューニスは同千八百八十五年以來同様の方法を施行す、其他アルヂリー、シンガポール等にも其例あり、其便利なる知るべき耳。以上論述する所のものを以て之を見れば地券の便利なる論を埃たず、而して内外其例を同ふす亦奇と云つべし、方今我國大體の經濟上農業信用の發達頗る其急を告るものあり、國家之を慮り既に勸業銀行、農工銀行法を發布し其業務を監督し着々其歩を進む、固より吾人の多とする所なり、今一步を進めて前記の下級機關及穀倉の發達を促し更に進んで本目論ずる所の地券再興の方法を、土地臺帳謄本を利用して可なりを講ぜば其農業信用發達に効力ある哉疑を容れず、豈に努めざる可ん哉。終に臨て一言す地券法を再興すと雖も敢て登記法等に改正を加ふるの要なく、彼是併行し只場合に依り是を便とする者は是に依り、彼を便とする者は彼に依らしめば即ち彼是相應じて以て全部の圓滿を保つに至らん、例へば土地抵當を以て勸業銀行若くは農工銀行より資金を借用せんと欲する者は土地臺帳規則第

四條に據り其勝本を求め手數料は一筆に付金二錢なり而して勝本に舊地券の如く土地の所有權を表示する能力を付すれば則ち足る之を質入として必要の資金を借り受け又土地を子々孫々に傳へ之を賣買若くは抵當物とするの要なくして登記し置くを便とする者は則ち登記法に依ること、せば事其目的に合ひ物其場合に適し終に遺憾なきに至らん。凡そ理世の要は事其則を失はず、運用其宜きを得るにあり、本目所論焉を活世變通の場合に適合するものなしとせん哉其抵當權設定の敏速を望まず現制に依んと欲する者に對しては固より之を存續するを妨げず何ぞ新法の爲に現制を廢止するを要せん哉然れども人情の便に就くは猶ほ水の低に就くが如く新法一たび行はれば衆心滔々として之に向ふは期して埃つべき耳復た何をか疑はん

第三節 工業信用

第一目 工業信用の神髓

興業銀行即ち勸業銀行にありては其資本の停滯すること勸業銀行の如く甚し

勸業銀行
の必要

からずと雖も之を商業銀行に比して固より同日の論に非ず債券の力に依るに非ずんば決して其目的を達するを得ざるなり例へば既説の如く四分の一拂込の株券を發行して設立したる會社が其事業を擴張する爲め第二の四分の一の拂込を要し正當の手續に依り株主へ拂込の催告を爲したるときは株主は之に應ぜざるを得ず然るに株主は固より拂込豫備金の如きものを有するものに非ずして此場合に於ては多くは金融の必要を生ずるときは株主は其四分の一拂込の株券を興業銀行へ質入と爲し百圓株なれば一株に付二十五圓を借入れ第二の拂込を了することを得べし然れば銀行の爲にも亦二十五圓を貸付して五十圓拂込の株券を質に取るを得るを以て其株式を發行したる會社にして確實なる者なれば聊か差支を生ずることなく此貸付は有益の放銀と云ふを得べし蓋し會社事業の如きは三五年にして其投資の金額を償還するが如き暴利ある者に非ず貸出資本が銀行に復歸するは數年の後に期せざるを得ず故に他に資金を得るの道なきに於ては其年月間は確實にして有益なる會社株金の拂込ありて之が爲め融通の請求に逢ふも之に應ずることを得ず其資金を得るは必ず債券の力に依らざるを得ざる

なり

第二目 勸業債券と興業債券との區別

然りと雖も興業銀行債券の發行は之を勸業銀行債券の發行に比し少く其
情況を異にす即ち農業は之を工業に比して薄利なるを通例とするが故に勸業銀
行に於ては出來得る丈低利を以て債券を發行し低利の貸付を要すと雖も興業銀
行に於ては必ずしも然らず元來商工會社の事業は一時の浮沈甚しきものあるを
免れずと雖も其事業の擴張を要する時の如きは概ね商況活潑なる時期なるを以
て少しく高利を以て債券の發行を爲し多少貸付歩合を高うするも妨げなし是れ
前者の債券に特典ありて後者に於て之なき所以なり抑々是等の事は大體の通義
と先進諸國の經驗とに依り自ら定まる所にして復た疑を容るの餘地を存せず緩
急自ら其區別あり豈に敢て之を犯すを得ん哉

第三目 保證引受事業即ち「ガランチェンコン、ソルチェン」

世運の進歩に隨ひ只に既設會社の發達伸張を圖るを以て満足せず進んで會社
の創立を援助するを必要とし其創立事業を主たる目的と爲す所の銀行雜然とし

て起り獨逸に於て最も盛にして戰近同國に於ける經濟上の一大現象となり大に
世の注意を惹くに至れり元來西曆千八百七十年以後の獨逸の經濟界は株式會社
創設及有價證券取引極盛の時代と云ふを得べし蓋し當時は戰勝の餘勢に乗じ商
工業を目的と爲す會社の設立日に月に盛んにして新株券の發行非常なる巨額に
上り幾多の新たな證券市場に氾濫し延て取引所に於ける狂暴的取引を惹起し獨
逸國經濟界は少からざる打撃を葬り遂に西曆千八百八十四年株式法の發布を見
るに至り次で西曆千八百九十六年六月廿二日取引所法に於て劣等なる株券によ
り公衆の葬るべき損害防衛の規定を左の條項を規定せり

第一 有價證券を取引所の取引に上すには有價證券審査委員會の許諾を受く
るを要す

而して審査委員の權限は左の如し

(イ) 有價證券發行に關する書類即ち目論見書及其之に關する必要書類の審
査

(ロ) 有假證券の良否を判斷するに必要な事實上及法律上の調査を爲し其

有價證券の性質を最も明瞭に公衆に知らしむるの手段を採り審査委員に於て調査上充分の材料を得る能はざるときは發行を許可せざるを得ること

(ハ) 明に公益を害し又は公衆を盛惑すると認むる所の證券は其發行を許可せざることを得

第二 目論見書を發したる者及之を發せしめたる者は不正と知りつゝ若くは重大なる過失あるに非ざれば之を知ることを得べかりし不正の記載に付ては有價證券所持者に對し其損害の賠償責任あるものとす

第三 審査委員は不許可の理由を明示せざることを得此の外に國法第三十九条に於て株式又は株式合資會社の株券は其會社の創立登記後三箇年以上を経過し其第一年度の營業報告及損益計算書を公にしたる後にあらざれば株式取引所の取引に上すことを得ずと規定す

此の如き嚴重なる規定を設け有價證券の發生取引及其取扱機關に關し立法上及行政上の監督制限を設け苟も有價證券の信用を害し公衆の利益を損傷するこ

となからしめんことを期したり

然るに此等の嚴重なる制度の實行と共に更に新なる一の事實を生ぜり他なし銀行業者中に株式會社の設立又は債券の發行を主たる事務とするもの發生せり株式會社の設立を營業とすると云ふ語は或る場合に於ては惡しき意味の如く聞ゆるも決して左に非らず元來利器は其利器たるの故を以て惡きにあらず要は唯だ之を利用すると害用すとの差ある耳

獨逸に於ては他の文明諸國に於ける如く有價證券の取扱に付て公衆は銀行に其證券の信用を問ひ合せ以て其最も安全なる者に放資することを通例とす從て又銀行は常に有價證券殊に株式の事項調査に重きを置き居るなり故に株式に放資せんとする素人筋は勿論株式賣買を専務と爲す所謂黒人筋と雖も共に此銀行を利用すること最もなり

是等の關係に因り銀行は株式に關する知識に付ては最も信頼すべき者たるを公衆に認識せられ又前述の如く株式取引所法嚴正に設定せられたるの結果

一 新設會社の株式は特別例外の者の外は株式取引所に上すことを得ず

二 既設會社の増資又は債券發行の場合に於ても其目論見書の作製其他の事項甚だ面倒となり容易に審査委員の審査を通過するを得ず又其發行の時機の適否等を知る甚だ困難と成り苟くも纏まりたる資本を要する事業會社の設立に付ては取引所を利用する能はざるの結果勢ひ有力なる銀行の知識と其實力に依頼せざれば會社の都合好き成立を觀る能はず終に一種の銀行を要するに至れり是れ即ち保證受引事業(ガランチエンコンソルチエン)なりとす其事業は一又は二三銀行が組合を組織して之を行ふ而して其職務は之を分けて他動的自動的の二種とす即ち左の如し

一 他動的事業は保證引受事業本來の業務にして則ち新會社の設立又は新債券の發行を計畫する者の依頼に應じ左の職務に従事す

(イ) 新會社の事業の見込に就ての研究

(ロ) 新會社の株式募集に就き一切の事務引受

(ハ) 目論見書の作製及發表

銀行は相談を受けたる會社の目的にして確實なる見込ありて成功相違なしと

認むるときは目論見は充分社會公衆の歡迎を受け得る爲め適當に都合好く作製して此會社は確實有利の好事業會社なることを證明する爲め目論見書に銀行の名を署す

既論の如く取引所に新設會社の未だ計算書等を公にせざる者の株式は取引所に上す能はざるにより公衆の安心を買ふ爲には是非此の保證銀行に依頼せざるを得ず確實なる保證銀行の署名ある目論見書は恰も得樹の猿の如く自在に社會公衆の手に騰飛し募集事務も何等の障害なく終了す

又既設の株式會社が増資を爲さんと欲するときは既に發株の價值引上げを要すること多し斯の如き場合には此保證銀行の援助を借るの必要を生ず苟も之なくして反對に有力なる保證銀行の好意を失はんか其銀行當該會社の株式價格に不利の結果を起し新株發行の期を失するのみならず一度賣出しを爲すも成績思はしからず企圖失敗に終るは屢々經驗する所なり之に反し保證銀行の歡心を得んか該行の援助に由り舊株の價格上騰し新株の大部分は或は其銀行の引取る所と爲り此引受の爲め一般公衆も大に安心し非常なる好況を來すもの例亦尠なか

らず

要するに新株募集に於ても増資の場合に於ても苟も巨額の資金を公衆より吸集せんと欲せば此の保證銀行の力を借らざれば得ざるに至れるは現時の獨逸の實況なるが如し

二 自動的の事業は新會社の依頼に應ずるに非ずして銀行自身に勢を察し此の如き場合には此の如き事業は必ず企てざる可からず又必らず大利益あるに相違なしと見込を立て銀行重役會に於て其方針を決し銀行以外の有力なる親近有力家をして銀行と共に其事業會社の株式全部を引受けしめ銀行に於ては即時に會社を成立せしめ銀行の親近者を取締役たらしめ銀行の重役は其會社の監査役となるなり斯の如くして銀行も非常なる利益を得會社も立所に成立し双方好都合を見るの例少からず

斯の如くするときは銀行は會社株式の大部分を所有するを以て其營業經營を左右するを得べく時に怪力を振ふことなしとせず曾てヒベルニヤ鑛山會社を普國政府が買収せんとしたる時會社は銀行の援助により堂々政府と對抗し遂に之

をして其意を果す能はざるに至らしめたり其銀行は即ちヅレスデン、銀行及シヤフハウゼン銀行組合にして株主總會を銀行の意志の儘に左右し數回の増資を斷行し新株式發行の都度非常なる發行利益を收約し一時世上の大問題となり或は裁判沙汰となりしも商法其他の法規に何等抵觸する處なきを以て何人も如何とも爲す能はざりしなり

抑々銀行が直接間接に生産分配の事業に關係するは第三卷第二節以下に於て陳述するが如く一步を過つときは多大の弊害を生じ第一卷第三節獨逸の恐慌に於て見るが如く又最近の米國恐慌に於て顯出せしが如く其の度を過すときは非常の大害を生じ破天荒の大動亂の因となるの例少しとせず大に慎まざるを得ざるは勿論なりと雖も獨逸の如き新進の國に於て事適度を踰へざれば國勢の發達を促すの効なしとせず只恐る矢既に弦を離れ勢ひ挽回の力なきに到るに於ては自他大害の因となるなきを保せず般鑑遠からず戒めずんばある可からざるなり

第二章 信託事業

第一節 信託會社の効用及業務

第一目 効用

方今文明諸國に於ては國富大に増進し確實を旨とする資本の放下を要する者年に増加し各種有價證券の性質効用及之に對する諸事業會社の關係等に付て手廣き調査と専門の智識とを要する者頗る多く、又財産上法律に關係する事項頗る緻密となり其間個人の力を以てするを便とせず一種の組織の力を藉るを便とする者少からず故に輓近是等の便宜に備んが爲め信託會社なる者大に起れり、是れ當然の勢にして自然の發達と云ふを得べし(米國の如く特設銀行の發達せざる國にては分業の爲め特に必要なり)我國に於ては信託事業は尙ほ幼稚なりと雖も、既に法律の許す所と爲り興業銀行營業科目中の一項目たり、故に今其素質及職務に付

信託會社の効用

て、言するは敢て無用の業に非るべし請ふ少しく之を述べん、

元來信託會社の素質は銀行に類似し預金を受けて之に利子を付すと雖も、某預金は保管利殖を旨とし運轉は普通の銀行より概ね長期にして短期のものは概ねは通知貸に放下す(紐育市に於ては電話通知を以て有効とす然れども通知は午前中に爲すを以て徳義とす)而して擔保物の撰擇も一層慎重にして其擔保價格も八掛以下を以て常規とす。元來信託會社の預金は普通商業銀行の其れの如く手形割引より發生したる者に非ずして委託預りに起因する者なれば其放下は全然會社の撰擇に任ずるを得べくして彼の商業銀行の預金の起因たる手形が不渡等の不幸に際會し全然自己の過誤怠慢又は預け人の直接不正行爲に因らず間接に災害を被り帳簿上の義務は歴然と存し之に對する權利は消滅して其跡を殘さざるが如きことなく一層確實なるを得べきなり而して又實際に於ては預金の運轉は預金者の利害と會社の利害と混同せず以て會社の浮沈の爲め利害を預金者に及ぼさるゝことに注意す(法律を以て預金と資本とを分つことを命ず斯の如く信託會者は公衆の爲め預金を受取り銀行事業を爲すと雖も割引事業を主業とせず以て

信託會社の預金と普通の銀行の預金との別

信託會社の事業

普通銀行との競争を避け主として普通銀行の爲し得ざる事業にして公衆の爲め大に便利なる信託事業に従事す、其事業歐米に於て盛なりと雖も一種の國情あるが故に米國に於て最も盛なり故に先づ合衆國より之を述べん

第二目 業務

今其主要なる者を掲ぐれば左の如し

- 一 死後財産取締者(エキゼキユートル)
- 二 遺言信託者(ツロステイ、オンドル、ウイルス)
- 三 保護者(ガリヂャン)及癡狂者の委託者(コミチイ、フオール、インセイ、ボルソン)
- 四 不動産登記賣買世話人及支配人
- 五 證券受渡及登記世話人(是は英國の「ツランスフルエイゼント」及「レヂストラ」にして證券の發行者と受渡人若くは登録者とを異にし不正の發行及受渡を防ぐの効力あり)
- 六 身元保證引受及證券保證前者は英語の「フアイデリチイ」インシュランスにし

て身元保證を確實ならしめ、後者は「タイトル、インシュランス」にして會社の保證したる證券に對し訴訟起る場合に於て被保護者をして損失を免れしむるを以て目的とす

- 七 抵當不動産管理人(ツロステイ、フオール、コルボレイト、モーゲイヂ)
 - 八 會社の整理及分散等に關する世話人
 - 九 保證及貯蓄預り其他の銀行事業資金の放下増殖
- 等にして其他右に類似する事項の世話人又は保護者となり、其職務執行に就ては司法上の監督を受け又公衆の依頼に應じ金錢の取扱をなし之を依頼人の爲め有益に投下す而して我國に於ては中央銀行の制ありて其必要なしと雖も米國には之なきが爲め地方の銀行は信託會者を利用し豫て其準備金を預け置き都鄙の間の金融を回滑にするの用に供す

第三目 信託會社發達及制法の比較

晩近信託事業は非常の發達をなし合衆國の州中信託會社の設置を見ざる者殆ど稀なり、今試みに西曆千八百八十年と同千九百二年の實況を比較するに資本金

額は千八百萬弗より一億八千萬弗に増加し積立金は六百萬弗より一億五千萬弗に増加し、會社數は三十個より四百十七個、政府の調査に依る、最近合衆國信託會社の調査に依れば前者は五十四にして後者は七百六十四なり、此差違ある所以のものは政府は強制的に信託會社に關する報告を得る能はず好意的に得能ひし丈の數を掲げしなり、合衆國信託會社の方は同業の事なれば總ての會社より好意的に報告を得甫めて全數を網羅することを得たり以下準之となり、其預金の如きは十五億二千六百萬弗即ち國立銀行の預金高の凡そ半額を占むるに至れり而して西曆千九百七年に於ては全國の社數千五百個、預金總額は約二十億九百萬弗となり、準備約三億四千八百萬弗を有するに至れり

是に於て紐育州は信託會社の準備に制限を加へんと欲し西曆千九百六年一法案を議院へ提出せり其原案は多少の修正を経て通過せられ同州知事の準許を得て實施せらるゝに至れり其原案は紐育州内の信託會社は原則として少なくとも公衆預金額の一割五分を準備として保持せざる可らずと定め内五分は正金五分は合衆國政府公債又は紐育州債にて保有し殘餘の五分は他銀行への預金として保

持すべしと規定せしが上院は之を修正して公債若くは州債にて保有することを許せる五分の分は之を一等二等の市債に投ずることを得せしむることとし尙ほ紐育市外に主なる營業店を有する信託會社は公衆預金總額の一割を最低度として準備金を保有することを得と定めたり

本法の實施は毫も紐育の金融市場に影響を及ぼさざりしが如し、是れ正金にて保有すべき五分は其實施に猶豫期限を與へて先づ當分は二分を準備し七月一日より三分とし十月十日より四分となし愈々五分を準備するは明年一月一日よりとなしたるのみならず本法實施の當時に於ては各信託會社は已に二分乃至三分の準備金を擁したるを以てなり

元來信託會社に除外の場合なきに非ざるも主業として割引事業に従事せず其預金は主として現金若くは振替勘定より生ずるものと見るを得べし豈に盛ならずや、今西曆千九百年以降に於ける紐育州信託會社の實況を見るに左の如し

第一表

場所	西曆年次	預金	手元及預金	資力總高	育州			
					有價證券	不動產	信用貸	
	一九〇〇	六三四	八一	六七二	三二八	三八	三一	一六九
	一九〇一	六三八	一〇六	七九八	三八八	四一	四〇	一九七
	一九〇二	七九二	一一二	九六九	五四〇	四五	四二	一九一
	一九〇三	八二四	一三九	一、〇四〇	五五五	五二	四二	二一九
	一九〇四	八一〇	一五二	一、〇四二	五一一	六〇	五七	二二五
	一九〇五	一、二三四	一八一	一、八七	七六三	八四	八三	三四二

又シカゴに於ても非常の發達を爲し之を十年前に比するに卅七年より前の十年會社數は八個より十二個に資本は四百萬弗より二千萬弗に預金は千五百萬弗より二億三千萬弗に増加せり今之を同時期に於ける同市の國立銀行の増進に比するに資本は銀行の二割五分に對し四十割預金は十一割五分に對し百四十割の増加を示せり實に驚くべきの増加と云はざるを得ず其の他ポストンフィラドル

フイヤ、セイントルイ等の情況亦大同小異たり今哉我國文物の發達頗る見るべきものありと雖も獨り信託事業に至りては本年法律第五十二號擔保附社債信託法發布の外未だ見るべき者なし然れども勢の趨く所數年を出すして其必要を生ずる哉論を俟たず凡そ事は其始を慎まざれば末を全ふすること難く當初の施設其宜を得ざれば所謂惡因茲に成りて惡果を生ず信託事業の事亦方今研究を要すべきの事たる哉疑を容れず豈に努めざる可けん哉而して最近二箇年の紐育州信託會社の實況は左の如し

第二表

區分	年次	西曆一九〇六年(八月六日報告)		同 一九〇七年(八月廿二日報告)	
		數	本	數	本
社		八五	六四、八〇〇、〇〇〇	八八	六八、六六一、六〇〇
資			一七一、五八〇、八三六		一七一、一〇〇、八八三
積立金及未配當益金			一三七、〇三〇、五八八		九一、一四四、〇二六
預			四五、五六八、九八四		五九、三〇七、三九六
手許					

資力總高

一、四〇六、二四四、四八五

一、三六三、九六六、一四三

百

又最近紐育州の信託會社の狀況は左の如し

資 産	西曆千九百十年十一月	同千九百九年十一月
動産質貸及不動産抵當貸	七二、七四〇、〇〇〇	七〇、五八三、〇〇〇
公債證書質貸	六二、四〇一、一〇〇	六四、六八七、二〇〇
其他の有價證券質貸	二五三、三八二、〇〇〇	二四八、六〇六、二〇〇
普通貸附	六三三、〇六四、八〇〇	七三七、八七一、五〇〇
(國立銀行は	八三五、四七二、六〇〇なり)	
當座貸越	二七八、一〇〇	二〇一、九〇〇
不動産	二六、八〇七、七〇〇	二二、九八四、五〇〇
他店勘定等 <small>銀行なり</small>	一一三、三九八、七〇〇	一一一、九一一、八〇〇
正 貨	一一四、七一九、四〇〇	一一五、〇八二、一一〇
政府紙幣	一二、九六七、五〇〇	一三、〇三八、五〇〇
其 他	三九、三二一、二〇〇	二一、三六八、八〇〇
合 計	一、三三九、〇八〇、六〇〇	一、四〇六、三三五、五〇〇

負債

資本金	六五、四〇六、〇〇〇	六三、四二五、〇〇〇
積立金	一七四、五八三、三〇〇	一六七、六三二、四〇〇
預 金	一、〇六〇、〇九六、一〇〇	一、一四〇、三一六、六〇〇
他店よりの借 <small>銀行なり</small>	八一、九〇二、八〇〇	八〇、〇六〇、一〇〇
個人預	八六八、一二九、四〇〇	九四二、六四二、五〇〇
(國立銀行は	七四九、八六一、二〇〇なり)	
特別預	一一〇、〇六三、九〇〇	一一七、六一四、〇〇〇
其 他	三八、九九五、二〇〇	三四、九六一、五〇〇
合 計	一、三三九、〇八〇、六〇〇	一、四〇六、三三五、五〇〇

而して合衆國全體に於ける最近二箇年の實況は左の如し

資産ノ部

社 數	西曆一九〇八年度	同 一九〇九年度
	一、四七〇	一、五〇四

百

有價證券	八九五、五〇九、〇六二、六六	一、〇七四、二六七、七一八、四六
貸金、割引手形及振當貸	二、〇二四、二三三、七六九、〇八	二、三四五、〇二八、一九七、五四
手許有預金及銀行預金	八一〇、四七五、六三三、五八	一、〇〇〇、二一六、八四六、一七
不動産	一一八、七六一、四一八、二六	一四三、三七九、二二六、九二
其他財産	六八、四六二、四七二、九六	四七、四八〇、二八四、五〇
計	三、九一七、四四二、三五六、五四	四、六一〇、三六九、二七三、五九
負債部		
資本金	四一〇、七九二、四九一、三七	四一五、四二七、五〇三、二七
剰餘利益金	四九一、一九七、一九三、九五	五〇二、五二三、五〇〇、八七
預金	二七八七、五〇三、一二六、六九	三、四二三、七九〇、七三四、二五
銀行ヨリ借入金	一二五、九〇二、一七四、七九	一四四、〇三七、八五九、一〇
其他負債	一〇二、〇四七、三六九、七四	一二四、五八九、六七六、一〇
計	三、九八九、四四二、三五六、五四	四、六一〇、三六九、二七三、五九

茲に第一銀行は行員、ドクトル高木正義氏を米國に派して同國信託會社の實況

を調査せしめしに、三十四年二月同氏は詳細なる報告を同行に致し狀況を詳悉せ(5)り就中ニュー、ジナル、州の法律を基礎とし紐育外三州の法を比較對照し、信託會社法の一節を示されし如き特に參考の便あるものとす。依て同行に請ふて其全文を掲出することとし之に附録に掲載せり請ふ參看あれ(甲種附録第五號)

第四目 銀行と信託會社の區別

輒近信託會社の發達夫れ斯の如し、是を以て一部人士中には其或は銀行事業の領土を奪ふを怖るゝ者なしとせずと雖も、抑々信託會社の本領は幼者婦女子其他の無能力者、神社、佛閣、病院、慈惠院等の如き自ら其財産を處分するに便ならざる者の爲め其取扱の信託を受けるにありて、顧客の素質全然其類を異にす豈に之を以て之を侵す者と云ふを得んや。斯の如きは其素質起因を知らざるに坐するものにして固より一杞憂たるを免れざるなり、信託會社と雖も時に或は商賈の爲に預金を爲さるるに非るも是れ専ら其準備金を預るものにして固より手形割引より生し其他の敏捷なる商取引の爲め要する所の當座預に非ざるなり、其他紙幣發行の權なきこと合衆國々庫の預入を受けること能はざること準備都府の諸銀行の如く銀

行準備を預るを得ること等の如きは彼是の間に衝突を起すの虞なし而して銀行は主として其資金を商賈より得之に對して割引貸付を爲すを要し、需要者一時の餘裕を以て之を刻下必需の用に充て峻險危劇其間髪を容れざるものなきを得ず隨て預金放下撰擇の區域廣濶なるを得難しと雖も信託會社は其預金を前記の如き資金の供給者より受け其本源の保管利殖の任に當るを以て之が放下は其自由の採擇に任するを得べく而して出納緩慢なるを以て放下の期限も從つて長きを得六ヶ月乃至十二ヶ月事務亦寬にして普通銀行にして二千萬弗の預金を出納する者は之が爲め七十五人乃至百人の使用人を要すと雖も信託會社は二十人を以て足れりとす、故に一面に於て比較的高利を附するを得一面に於ては取扱の費用を減少することを得、預金者を利すると同時に會社收入を多大ならしむるの便あり、是れ亦銀行と差違ある所以なり

第二節 獨逸に於ける信託事業

信託事業は米國に限るに非らず歐洲諸國に於ても亦緊要なる經濟機關の一人

る哉論なきなり、就中獨逸の如きは施設甚だ巧妙にして大に見るべきものあり、請ふ少しく之を述べん、夫れ天地は萬象の聚まる所にして人世は機變の發する所なり、春風暖を布き秋風冷を送る而して北邊の校兎夏冬其色を同ふせず抑々風は大氣の動く所春秋豈に其因を異にせん哉、兎體異ならず豈に其手色を變せん哉、然るに暖冷出沒變通其宜きを得る所以のものは何ぞ哉、季節同しからずして而して四圍の情況異なればなり、人生の事豈に其數を免れん哉、故に等しく信託事業にして米獨自ら其趣を異にし、獨は英の「アツカオント」即ち計算役と米の「ツロスト、コムパニー」即ち信託會社を折衷し以て一新機軸を出し、輓近財界に異彩を放ち特功を奏するに至れり、今便宜の爲め其營業科目を舉れば左の如し

- 一 會社の諸計算帳簿及業務の一時的並に繼續的検査監督をなす事
- 二 危險に陥りたる會社の救濟整理又は擔保權の保全をなす事
- 三 有價證券所有者の爲め其證券に表示する權利義務一切の代理を爲す事
- 四 遺言又は契約に基き各種財産の管理を爲す事
- 五 國家公共團體若くは會社の委託より財務の代理をなす事

六 株券債券の供託所となる事

七 株券債券の發行株主名簿の登録並に替替等の事務一切を引受くる事

八 會社の組織變更に關する一切の事務を處理する事

九 以上掲記の外一切の財務取引の代理をなす事

以上列記する所の者を以て之を觀れば米國信託會社と差異あるは一目瞭然にして其同様又は類似する所は重て之を論ずるを要せずと雖も検査監督及之より生ずる結果に至りては頗る注意すべきものあり元來新事様は當初猜疑を以て迎へられ世人多くは發起人中或は爲にする所あるを疑ふを通例とし財界に於て殊に然りとす信託事業亦此例に漏れず或は冷笑を以て之を迎へ或は個人的事業又は團體事業に縁故なき第三者の立入るを不當と當すと同時に信託會社の検査人は其検査人より得たる所の秘密を十分に保ち得ざるべくして之が爲に不測の災を生ずべしと爲し以て大に新法に反抗せり然るに會社は西曆千九百年創立以來事に従ふこと忠實熱心嚴正にして夙に世人の疑惑を解き西曆千九百二年には検査委託件數二十七箇に止まりしも同千九百七年には七十件に増進し資産信用第一

色調逸の特

發達

手数料

流を占むる所の會社陸續種を接して検査を委託するの盛況を呈するに至れり是に於て信託會社の効用漸やく世人の認識する所と爲り業益々擧りて効愈々顯はれ検査委託の有無は大に株券債券等の價格に影響し當初冷笑を以て迎へられたる委託は今哉轉じて信用の試石となり世人先きを争ふて委託を依頼するの勢を顯出せり信託事業の發達斯の如く旺盛に赴きしも當初は其手数料に就き經驗なく實費と日數とを斟酌し幾かに之を定め後拂の制を採りしと雖も事件益々増加し經驗愈々累なるに隨ひ一定の手數料を發表し之を徴收して依頼に應ずる事となり双方の利便一層多きを加へ且つ往時は手數料の多寡に付き屢々争論を生したるも今哉依頼者は當初より其金額を了知し甘諾の上依頼するを得るを以て争論の餘地なく検査事業を頗る圓滿に執行せらるゝに至れり蓋し検査手数料は狹隘なる見地より之を觀れば頗る不廉なるが如しと雖も夫れ重患は之を庸醫の手に委す可らず疾益々重く患愈々大なれば神醫を要する論なり而已抑々検査監督の重職たる之を凡庸の士に任するを得ず必ず哉學術經驗の士を求め加ふるに嚴正忠實の俊才も選はざる可らず爲に幣帛を篤ふせざるを得ざるは論を俟たず而

して會社の設備亦完美ならざるを得ず况や又検査の結果は被害者に九鼎の重を加ふるの利あるに於てを裁法外の濫徴に非ざる以上は手数料の輕重を云爲すべきに非ざるなり而して検査上直接間接に得たる所の利益は殆ど枚舉するに遑あらずと雖も帳簿の缺點を檢舉し大に之が組織を改良し奸譎の黨をして乗するを得ざらしむるに至りしは最も喜ぶべきの一事とす抑々理世の要は正を進め邪を退け善を勸め惡を懲すにあり検査の結果此一法を得豈に賀せざるを得ん哉検査の結果凡そ斯の如し然り而して是に特書すべきは之が爲め大に會社監査役の輕重に就き議論を生ぜしこと是なり元來獨逸商法は我商法の模範にして其監査役に關する條項彼我の間に大差なく我商法第百八十條乃至第百八十九條從來獨逸に於ては大に其職務に重を置きしか信託會社の検査監督の專業實地に奏功するに及び輿論一轉して殆ど之を顧る者なく西曆千九百六年十一月のキール法曹會の如きは株式會社は營業年度毎に必ず強制的に損益勘定の検査を受くるを要すと論し其検査に任する者は個人的企業者若くは自然人は不適當なるを以て法人をして之に當らしむべし而して信託會社は最も之に適當すと論定し果して然ら

ば監査役は之を如何にすべき哉の附帶問題を惹起せり恰も好し獨逸は當時取引法及切手法帝國銀行法等經濟界の骨子生命たる重大の法律に就て大に研究しつつある最中なりしを以て信託會社検査監督の事業は殆ど輿論の中心となれり信託會社たる者亦大に奮勵する所なかる可ん哉過て米國の徹を蹈が如きは爲に大い探らざる所にして切に之れ無らんことを是れ祈る米も當初は大に好く始ど完全の働を爲せり

第三節 我國に於ける信託事業の現状

從來我が邦に於ては經濟的法制の不備なるが爲め企業と資本との聯絡充分ならず當事者は僅かに手形の割引債券の發行等に依りて資金の融通を爲せる情況なり然れとも手形の割引は其償還期限短くして不便此上なく債券の發行は無擔保なるか爲め不利の條件を付せざる可らず從て有望の事業あり豊富の資金あるも其資金を充分事業に利用すること能はず經濟界の一缺點なりしが明三十八年三月鐵道礦業工場等の諸抵當法發布せられ是等に依り擔保附債券を發行する

を得ることとなり同時に信託法制定せられ之に依り一方には事業家の爲に社債の應募者を纏め他方には社債権者に代りて抵當物を監視し以て相互の信用を確保する機關を認むることゝなれり、試に擔保附社債及擔保附社債信託法の要領を掲ぐれば左の如し

- 一 信託會社とは擔保附社債に關する信託事業を營む會社を云ひ銀行事業を除くの外他の事業を兼ねることを得ず
- 二 其主要なる事業は一會社が物上擔保動産質證書ある債權質、不動産抵當、船舶抵當、鐵道抵當、工場抵當、鑛業抵當に限るを附する債券を發行する場合に其委託を受けて債券の發行元金の償還、利子の支拂等に任し
- 三 更に委託したる會社にして一朝元利の償還支拂を實行せざる時は自ら社債権者の爲に催告を爲し且つ債權の辨濟を得るに必要な一切の行爲を爲し得べきこととす

要するに右法律に於ける信託會社の事務は經濟界の新事業に屬するが故に之に従事する者も之を利用する者も共に誠意を以て之に當り經濟界の囑望に背かさ

らんことを欲して止まざるなり

第三章 貯蓄事業

(英國の本位は「クロー」本にして其四十條七風に當り之を百分して其一を「ヘルレル」とす、章中便宜の爲め「ク」の略符を用ゆ)

第一節 貯蓄銀行

第一目 總論

貯蓄銀行は社會下層に分散する零細なる遊金を集收し之か保管増殖を掌とり以て勤儉の美風を涵養するの設備にして純然金融機關を以て目的とするを得ず寧ろ慈惠的の施設と云ふを至當とすと雖も其金額漸やく大なるに及んては固より多少金融及證券市場に影響なき能はず以て之が利用を圖るの道なしとせず、從來我國の貯金事業は之を他國に比し遜色なしとせず、然れども今歲四十三年末其額漸やく増加し貯藏銀行預金高一億四千八百五十圓餘に達し郵便貯金亦一億圓を超過し預金規則に據る所の國庫預金部の預金も亦約三千萬圓に達す、目下の情況進んで之が獎勵利用の道を開くは蓋し當務の急と云つべし、抑々貯蓄業の獎勵

は各國政府の夙に大に腐心する所にして其立法行政各々特色あり就中埃太利國貯蓄金庫の制の如きは施設巧妙殆ど完全の域に達し大に則るべきものあり我國の將來亦大に之が發達増進を圖らざる可らず依て今主として埃國制度に就き其沿革を追ひ其發達の跡を見るは無用の業に非ざるを信ず請う少しく之を述べん

第二目 濫觴沿革

埃國貯蓄制度は遠く西曆千八百十九年に遡り全然公益を目的とし設立せられたる市町村立貯蓄機關と併立し西曆千八百八十三年に至り郵便貯金の法之に加はり小切手及交換事業を營み國庫證券の取扱を兼ね大に公私の便を圖り緊要なる一の財政機關となれり是に於て公立及私立の貯蓄銀行も其利便を見て將に小切手事業を開始するの機運に向へり

西曆千八百十九年埃國に於て初めて設立せられたる貯蓄銀行はウイエナの第一埃國貯蓄銀行にして其より漸次發達し同千八百四十四年の法律に依り更に活氣を加へ今哉各種の貯蓄金庫都合六百有一を數ふるに至れり

斯の如く貯蓄銀行漸次に増加し効用次第に顯はれ前記西曆千八百四十四年の

預金の最
小最大限

利率の決
定及其始
期終期

法律同年九月二十六日を以て發布せられたりしは爾後多少の改正を加へたるも今尙ほ基礎法として貯蓄事業の動作を支配す貯蓄銀行の設立は勅許を要し定款は政府の認可を受くべきものとす其他保證基金及行政監督等の規定ありと雖も皆法律に詳かなるを以て此處に贅せず

預金一口の最小限は西曆千八百九十二年四月十九日の準則を以て一ゲルデン(約八十錢)と定められ最高限は之を定めず時々必要に應じ貯蓄銀行の重役會に一任せらるると雖も大體に於ては富有者を貯蓄銀行より遠ざくることを主義と爲す而して通帳は之を貯金者の記名と爲すと雖も支拂は所持人に對し爲さるゝものとし法律上總て無記名證券に準して取扱ふものとす

利子は成るべく之を軽くするを主義とし其決定は委員會に一任せられ利子の始期及終期は十五日區分となし預入が月の十五日前なれば十六日より利子を付し十五日後なれば翌月一日より之を付し拂戻が十五日前なれば其月は利子を付せず十五日後なれば十五日までの利子を付すものとす而して拂戻に付て若干額までは即時拂と爲すと雖も若干額以上に至れば一定の豫告期間を設くる等の規

投資目的物の選擇

定も皆準則に掲載せられ、月は大小に拘はらず總て三十日として計算す

對人信用

貯蓄銀行の投資は最も確實なるを要するは論を俟たず、其目的物の選擇に就ては非常なる注意を加へざる可らず、即ち奥國の選ぶ所は孤兒保護基金、ミューンデル、ジツチエレン、ヒボテケン、國債證券、地方債證券、奥國の者、其他確實なる證券及三人以上の裏書ある爲替手形なりとす、純然たる對人信用貸付は之を許さずと雖も資金の分離し特に對人信用貸基金を設くるは必要に應じ行務本體に妨げなき限りは之を許し其基金より對人信用貸付を爲すを妨げず而して小なる貯蓄金庫は其資金の一部を大なる貯蓄金庫に預入るゝことを得

準備金

準備金は利益の幾分を割きて之を積立るを要す而して其高貯蓄の五分以上に達したるときは政府の認可を得て其一部分は之を慈善的公益的、地方事業に轉用することを得、然れども此轉用は資力薄き銀行の預金者の利益を害せざるを以て限度とすべきものにして五分以上一割以下なるときは其半額一割以上なるときは其十分の九までは公益の目的に使用することを得るものとす

支店出張所

支店出張所の設置は時機未だ圓熟せず尙ほ躊躇の氣味ありと雖も、晩近稍やく

預金及貸付等の實況

曙光を發し漸次其根柢を固めんとするの勢あり、即ち第一に支店を開きたるは西曆千八百七十四年のノイスタット貯蓄銀行にして其より漸次に増加し、今哉西曆千九百八年首支店十一箇所、集金所十四箇を數へ、六百十一箇の貯蓄金庫の貯金總額は西曆千九百六年首に於て約四十七億四千八百萬クにして預金者は三百六十七萬七千七百四十七人に達し、五年前に比し約十億三千萬クを増加し、郵便貯金は約五億二千四百萬ク、預金者百九十六萬七千九百九十八人、七年首には約六億六百萬ク及二百七十七萬八千人に増加せり、にして同時間に約百五十四萬クを増加せり、貯蓄銀行の貸付金高は西曆千九百六年首に於ては約三十一億クにして、奥國に於ける對物信用貸付高の最高位を占め、次位は十四個の土地信用銀行にして約九億五千萬ク、ローネなり、其總高六十一億三千餘萬ク、の約半額に達し、抵當貸中第一位を占む、其他の投資は手形割引高約一億九千萬ク、質貸高約八千五百萬ク、他行及市町村への預入及貸付金約三億ク、所有有價證券約十三億三千七百萬ク、所有不動産價格約八千六百萬ク、現金所有高約四千萬ク、對人信用貸約二百五十萬ク、ローネなりとす、而して營業費は約二千五百クにして慈善的及公共的目的に使用したる

金額は創立以來西曆千九百六年首に至るまで都合約二億五千五百萬クなりとす

第三目 貯蓄銀行の業務

一 小切手業務

小切手業務は其模範を郵便貯蓄金庫に採り組織されたる貯蓄銀行の新施設なり蓋し其目的たる零細なる預金の吸集と共に比較的巨額なる預金をも誘引し以て大小の便を合せ自他の利便を全ふせんとするにあり元來英國に於ては金融機關の負擔頗る重く貯蓄銀行は大資金を誘致し以て其利益を増加するの必要あり是れ小切手業務の起る所以なり而して卒先此業を起せしはリントンに於ける一般貯蓄銀行とす今其手續を略陳せんに小切手使用の便利を得んと欲する者は貯金通帳に其姓名及住所を掲げ之を銀行に寄託し小切手業務に加入し一切其規定を遵奉すとの申込を爲すを要す此申込書は成るべく自書にして他日小切手作製に用ゆる署名の手續と同一なるを要す此請求ありたるときは貯蓄銀行は貯金通帳を受取り之を保管し印紙税の金額及製造交付等に關する實費を貸方へ記入し十葉若くは十五葉より成立つ小切手帳を加入者に交付す

加入の手續

預金手續

預入は現金、爲替等にて之を爲すを得即ち左の如し

一 現金は郵便貯蓄金庫を経由するを得此の場合に於ては金庫は無償にて預入票を交付す

二 郵便貯蓄金庫及左の銀行本支店より移替

リントンに於ける下埃國及サルプブルヒ銀行

ウヒエナに於ける英埃銀行下埃國割引會社の銀行及爲替部、埃國銀行及、ニオン銀行

ニオン銀行

フラーグに於けるペーメンニオン銀行及獨逸貯蓄銀行中央銀行

三 指圖式郵便爲替及金子入郵便

四 取引所に於て公の賣買に附せらるゝ證券及支拂期日の到達したる利札等

預金の引出は小切手に據るべきは勿論にして現金受領の爲には本人宛ての小切手を用ゆるを要す而して其様式は銀行の定むる所に據り金額は文字にて所定の場所へ記入し記入には必ず邦語(獨逸語)を用ひ墨汁印刷若くは「タイブライター」を使用するものとす而して署名は常に墨汁を以て手書を要す箇々の小切手は其

引出の手

小切手使用の順序

及毀損小切手の始末

番号の順序に従ひ使用すべきものとす而して汚染毀損したる小切手は十字線を引き銀行に返還するを要す

署名に關する規定

預金者が第三者に其預金の若干を得るの權利を與へんと欲するときには他の署名を選ばんと欲するときは當該者は豫て定められたる書式に據り第三者の署名若くは新に撰擇されたる者の署名札を銀行に差出すを要す

署名には常に墨汁を用ひ其書體は豫てより銀行に差出しある者と同一たらずるを得ず、署名の眞偽に付き疑問起りたるときは小切手の支拂は拒絶さる、又抹消變更ある場合若くは用語が様式に適合せざるときは同く拒絶せらる

小切手線の積算

現金の受取若くは給付を目的とせず單に計算の爲め振出したる小切手は之を線引と爲し小切手面に畫せられたる二條の並行線内に計算小切手と記入す而して計算小切手に基く貸借の記入は呈示の日を以てし、現金支拂小切手は振出日を以て記帳し、小切手には月日付の豫記を許す、最終殘高の引出は未だ使用されざる切手用紙の返却に依り之を爲すことを得

送金に付貯蓄銀行の利用

遠地交通の爲め貯蓄銀行を利用せんとするときは當該者は先づ銀行に據り例

貸借記入の日取最終殘高の引出

證券購入及元利金の預入充約

へば十葉の小切手帖を受取り又は郵便貯蓄銀行の預入票を得之を以て送金するを得若し當該者が後に至り送金を止め之を預入せんと欲するときは郵便預入票を以て之を爲すことを得、又現金を引出さんと欲せば本人渡の小切手を振出すことを得、預金者が其貯蓄の一部を勸業債券の如き證券に投資せんと欲するときは其通帳を以て購入契約を爲すを得而して證券の購買後に於ては其元利金の支拂は之を通帳に記入し現金の必要あるときは小切手にて之を引出すことを得べし、(貯蓄銀行に於ける小切手業務は埃國の創始にて隣國の獨逸に於て之を爲す者はデトモンドに於ける「リップ」貯蓄銀行、ブレームン貯蓄銀行及獨逸貯蓄銀行等に於て尙ほ甚だ微々たり)

二 養老年金貯蓄金庫

埃國貯蓄銀行が小切手使用に就き新機軸を出せしこと斯の如し然るに彼等は尙ほ之を以て満足せず進んで第二の域に入り巧に貯蓄及養老保險法を聯結し養老年金貯蓄金庫を組織し之を完成せり、抑々此聯結法は夙に有名なる「フォン」ラベ「ン」リード氏の唱道せし所にして西曆千九百七年四月「プリユン」に於ける第一「モラ」

養老年金の形成

ウイデン貯蓄銀行に依て創始せられたり、蓋し養老年金貯蓄金庫とは貯蓄銀行の貯金者が貯蓄金の微細なる利子の受領を辭し其金高を保險の原則に従ふて積立て以て養老年金を形成するものにして其元本は必要に應じ隨時自由に之を處分することを得るものとす換言すれば預金者は其預金に對し輕微なる利子を受取る代りに疾病、罹災其他一時的營業不振及永久的老後生計の資を確實に保管するものにして、非常準備金を所有せんと欲する者若くは子孫の爲に營業若くは他の事業經營の爲め必要なる資金を積立つる爲には屈竟の施設たるや論を俟たず蓋し是等の人々は嚴格なる保險契約に依り元金の使用を約束さるゝときは甚しき苦痛に陥ることなきを保せず事ろ其零細なる貯金を強制なく貯蓄銀行に預け入れ平時は其利子を辭退して元金の安全を圖り有事の日若くは老後に備ふるを便とす故に今此養老年金貯蓄金庫は貯蓄保險の兩制度を聯結して其長を採り加入者に兩制度の利益を得せしめんとするものにして實に巧妙の施設なりと云ふを得べし

養老年金

比較との

養老年金貯蓄金庫の加入者は普通貯金者の如く随意の額を隨時に預入し又は

加入者と普通預金者との區別

任意に引き出すを得べし只加入と同時に利子の受領權を拋棄し其金高を養老年金に組入るゝのみにして當該貯金者若くは保險契約が其利益の爲に締結されたる第三者たる被保險人が滿六十年に達したるときは其金高を受領するを得るものとす斯の如く加入者と被保險人とは年金受領權は同一なるを得べく自己或は妻子若くは任意の第三者に養老年金が支拂はるゝ様に爲すには只加入の時自己若くは被保險人の姓名住所及生年月日を正當の證明を経て申告し置くを要するのみ(加入者の随意にて變更を許すものとせば更に便なるべし)

加入手数料は一定せずと雖もブルン金庫は加入の際ニクの加入金を要求す而して加入者は預金及年金通帳の交付を受けて隨時随意の金額を預入するを得加入本人の年金額には制限なしと雖も被保險人の養老年金は年々二千四百クを超過するを得ずとの制限あり被保險者若し六十年を終らずして死亡したるときは貯蓄年金通帳の所有者は時を移さず其死亡を申出て元本を引出し若くは之を普通貯蓄金庫に移替するを要す然れども此利益を存するには少くとも十クの金額は常に被保險者の勘定にて預入せられ其死亡の證明に對してのみ引出すことを

加入手数料
年金額の制限
被保險者死亡の場合に於て手続すべき

年金の受領

得との規定あり。年金の受領権は通例被保険者が満六十に達したるとき發生す、而して年金は年金者死亡の時に至るまで年々三箇月毎に支拂はる。然りと雖も六十年前若くは後に年金受領を始むるは被保険者の任意たり、只其前後に於て金高に差違を生ずるのみ、即ち前に年金受領を開始するときはその額を減せられ後に延期せらるゝ場合には著く増加す(第四表參看)

養老金庫が年金支拂の爲に要する資金は其預りたる貯金を孤兒保護基金へ複利法にて預け金と爲し其得る所の利子を以て之に宛つ而して年金率は保險會社の死亡表に基き算出し更に政府の調査を經、總ての保險義務を充たす爲に充分なるを期す、尙ほ確實に確實を重ずるが爲め金庫は常に支拂準備金の五分に當る資金を國庫預金部へ拂込むの約束を爲せり、尙ほ他に營業年度の益金より積立てらるゝ所の特別準備金ありて萬一に備ふ而して此準備金が支拂準備金の一割に達したるときは年金額増加の爲め之を使用すべきものとす

役員は通例有給なりと雖も有給役員を使用せざる養老年金貯蓄金庫は相互主義に基き銀行は利益を取得せず、準備金額定款に規定する額に達するとき其金高

年金支拂準備金及年金庫の基礎

は年金増加の爲に使用すべきものとす、今一步を進め養老年金貯蓄金庫の有益なるとを明にせん爲め次に第三第四の二表及五六の類例を擧げん

甲表は一時限百、千の預金に對し預入當時に於ける被保険者の年齢の多少に従ひ滿六十年に達したる時より其死亡に到るまで支拂はるべき金額を示す
尤金利の高低に據り時々變更あるものとす、年金表は時々調制して之を揭示す

第三表

年 齡	年 金	年 齡	年 金	年 齡	年 金
〇	七六、七一	一	七二、七六	二	六九、四九
三	六六、五四	四	六三、七八	五	六一、一七
六	五八、六七	七	五六、二九	八	五三、九九
九	五一、七九	一〇	四九、六七	一一	四七、六三
一二	四五、六六	一三	四三、七六	一四	四一、九三
一五	四〇、一七	一六	三八、四七	一七	三六、八三
一八	三五、二五	一九	三三、七三	二〇	三二、二六

二一	三〇、八四	二二	二九、四八	二三	二八、一七
二四	二六、九〇	二五	二五、六八	二六	二四、五〇
二七	二三、三七	二八	二二、二八	二九	二一、二三
三〇	二〇、二二	三一	一九、二四	三二	一八、三一
三三	一七、四〇	三四	一六、五三	三五	一五、七〇
三六	一四、八九	三七	一四、一二	三八	一三、三八
三九	一二、六六	四〇	一一、九七	四一	一一、三一
四二	一〇、六八	四三	一〇、〇七	四四	九、四八
四五	八、九二	四六	八、三八	四七	七、八六
四八	七、三七	四九	六、八九	五〇	六、四四
五一	六、〇一	五二	五、五九	五三	五、一九
五四	四、八二	五五	四、四六	五六	四、一一
五七	三、七九	五八	三、四八	五九	三、一九

乙表は前表に従ひ滿六十年の被保険人に歸すべき年金を其以前に操上若くは

六

以後に繰延べたるときに生ずる年金の變更を示す
 第四表

三〇	一四、四一	三一	一五、一四	三二	一五、一四
三三	一六、七四	三四	一七、六二	三五	一八、五五
三六	一九、五六	三七	二〇、六三	三八	二一、七七
三九	二三、〇〇	四〇	二四、三二	四一	二五、七四
四二	二七、二八	四三	二八、九三	四四	三〇、七一
四五	三二、六五	四六	三四、七五	四七	三七、〇三
四八	三九、五三	四九	四二、二五	五〇	四五、二三
五一	四八、五〇	五二	五二、一一	五三	五六、〇八
五四	六〇、四八	五五	六五、三六	五六	七〇、八〇
五七	七六、八八	五八	八三、六八	五九	九一、三五
六〇	一〇〇、〇〇	六一	一〇九、八二	六二	一二一、〇〇

六

六三	一三三、七九	六四	一四八、五〇	六五	一六五、五〇
六六	一八五、二四	六七	二〇八、三〇	六八	二三五、四〇
六九	二六七、四四	七〇	三〇五、五八		

養老年金の例第一

一 甲某が二十歳より四十歳に至るまで年々例へば平均又些細なる額に於ては例ば後に説く所の自宅貯蓄函を利用して百「ク」の額を貯蓄するを得四十一歳よりは貯蓄をなすを得ず又五十歳よりは年々二百「ク」を引出し使用するの必要生ぜりとせん、然る時は第三表に據り甲某は百「ク」の第一預金二十歳の時預入したる者以下準之に對して滿六十歳に達したる時始め年金三十二「ク」廿六「ク」を得べし、第二預金百「ク」に對しては年金三十「ク」八十四「ク」となり二口合して六十三「ク」十「ク」と成る、第三預金百「ク」は年金廿九「ク」四十八「ク」を生じ漸次増加し甲某は四十歳に達する時は二千百「ク」の元本及六十歳を終りたる時に始る年金四百卅九「ク」十三「ク」の請求權を獲得すべし、然るに四十一歳より四十九歳に至るまで元本を拂込まざるを以て之に増減を生ぜず隨て年金請求權にも變動を生ぜず而して五十歳の時なされた

る元本の拂戻二百「ク」は年金を十二「ク」八十八「ク」丈減少し年金も四百二十六「ク」廿五「ク」に減少し是より元金并に之に對する金も漸次に減少す、第五表參看然れども甲某は六十歳を終りたる時尙ほ元本の殘金百「ク」を有す故に其死亡に至るまでは年々三百四十四「ク」九十七「ク」の年金を受領することを得

第五表 元金拂込の繼續其停止及引出と年金との關係

年 齡	元 本	年取得されたる金	年 齡	元 本	年取得されたる金
二〇	一〇〇〇	三二、二六	二五	一〇〇〇	二五、六八
二二	一〇〇〇	三〇、八四	二六	一〇〇〇	二四、五〇
二三	一〇〇〇	六三、一〇	二七	一〇〇〇	一九七、八三
二四	一〇〇〇	二九、四八	二八	一〇〇〇	二三、三七
	一〇〇〇	九二、五八	二九	一〇〇〇	二二、二八
	一〇〇〇	二八、一七		一〇〇〇	二二、二八
	一〇〇〇	一一〇、七五		一〇〇〇	二四三、四八
	一〇〇〇	二六、九〇		一〇〇〇	三、二三
	一〇〇〇			一〇〇〇	二六四、七一

第六表

年齢	元	本年	取得されたる金	年齢	元	本年	取得されたる金
一	一〇〇〇	一〇〇〇	七六、七一	一八	一〇〇〇	一〇〇〇	三五、二五
二	一〇〇〇	一〇〇〇	七二、七六	一九	一〇〇〇	一〇〇〇	三三、七三
三	一〇〇〇	一〇〇〇	六九、四九	二〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三二、二六
四	一〇〇〇	一〇〇〇	六六、五四	小計	二二〇〇	二二〇〇	一〇七六、五五
等	一〇〇〇	一〇〇〇	六三、七八	残	二二	一〇〇〇	六一六、八〇
							四五九、七五

私立學校の女教師が二十一歳より二十五歳まで年々百くを預金し爾後引續き二十六歳より三十歳までは二百ク三十一歳より三十五歳までは三百クを預入し都合三千クを貯蓄せり然らば此教師は第五表に據り年々養老年金六百二十五ク八十一へを得るの権利を取得せり然るに不幸にして三十六歳の時病に罹り八百クを引出し元本は二千二百クに、年金は五百六ク六十九へに減少せり而して四十一

歳より五十歳に至るまで十年間再び二百五十クを貯蓄し其元本は四千七百クに其年金は七百廿五ク廿一へに増加せり然るに又々不幸にして身體健全ならざる爲め五十五歳より年金を受くるの必要を生じ豫期の年金を得て餘生を送る能はざりしも尙ほ生存中年金四百七十四ク廿一へを得たり而して其元金四千七百クは女教師死亡後貯金及年金帳持参人に支拂はるゝものなり今其進行及關係を表出するは左の如し

第七表

年齢	元	本年	金	年齢	元	本年	金
二一	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇、八四	二七	二〇〇〇	二〇〇〇	四二、七四
二二	一〇〇〇	一〇〇〇	二九、四八	二八	二〇〇〇	二〇〇〇	四四、五六
二三	一〇〇〇	一〇〇〇	二八、一七	二九	二〇〇〇	二〇〇〇	四二、四六
二四	一〇〇〇	一〇〇〇	二六、九〇	三〇	二〇〇〇	二〇〇〇	三六、七〇
二五	一〇〇〇	一〇〇〇	二五、六八	三一	三〇〇〇	三〇〇〇	五七、七二
二六	二〇〇〇	四九、〇〇	三二	三二	三〇〇〇	五四、九三	

三三	三〇〇	五二、二〇	四五	出引二五〇	少減二〇、九六
三四	三〇〇	四九、五九	四六	二五〇	一九、六五
三五	三〇〇	四七、一〇	四七	二五〇	
合計	三〇〇〇	六二五、八一	四八	二五〇	一八、四三
三六	出引八〇〇	少減一一九、一二	四九	二五〇	一七、二三
殘	殘二二〇〇	二三、七〇	五〇	二五〇	一六、一〇
四一	二五〇	二八、二八	合計	四、七〇〇	七二五、二二
四二	二五〇	二五、一八	年金開始五五	四、七〇〇	四七四、二二
四三	二五〇	二三、七〇			
四四	二五〇	二二、三〇			

養老年金の例第四第五第六

夫が二十三歳なる妻の爲に養老保険契約を結ばんとし妻の持参金五千クを養老貯蓄金庫に預入れたり、然る時は第五表に據れば之れに對し妻は六十年を終りたる時に始る所の千四百八ク五十への年金受領権を取得す。然るに妻は此の年金

の領收を夫の死亡後任意の時期に之を繰上げ又は繰延ることを得べし即ち例は夫が妻の五十七歳の時に死亡したりとせば妻は同表に據り千八十二ク八十五への年金を收得す又夫が妻の六十二年に達したる時死亡したりとせば妻は千七百ク二十八への年金を收得す、是れ預金元本五千クの三割四分八厘なり而して元本は妻の死亡後貯蓄及年金帳の持参人に支拂はる

年齢廿三の労働者が毎週勞銀より第一メーレン貯蓄金庫の集金所に毎週二ク即ち年々百四クを預入れ尙ほ規則正しく五十九歳まで之を繼續せり、今第五表に従ひ各預金より生ずる年金請求権を計算し毎時之を合計すれば労働者は六十歳を終りたる時に三千八百四十八クの元本及四百九十三ク五十七への年金を有す、而して六十歳にして尙ほ健康にして且つ勞働力を有するを以て彼は養老年金を六十五年より得る事を望めり、然らば即ち第五表に據り計算し労働者は年金八百十六ク八六へを得、其元本は死亡後通帳持参人に支拂はる

辯護士醫師若くは建築師が三十四歳の時一萬クの元本を預け入れ而して四十歳の時五千クを引き出し四十五歳の時再び五千クを預入れ而して五十五歳より

五十九歳に至るまで年々千クを引き出す第一預金一萬クに對し彼は第五表により滿六十歳の時始る年金千六百五十三クを取得す然るに五千クの拂戻に依り年金は千五十四ク餘に減ぜり、四十五歳の時の預入に因り年金は再び増加し千五百ク五十へに成りしと雖も引續きなされたる千ク宛五四回の引立により年金は第五表及其年齢により四十四ク六十へ、四十一ク十へ、三十七ク九十へ、三十四ク八十へ及三十一ク九十へ丈減ず、故に六十歳を完結したるとき元金五百ク年金は千三百十ク廿へと成る、其出納増減を表すれば左の如し

第八表

年齢	元	本年	金	年齢及	元	本年	金
三四	一〇、〇〇〇	一六五三、〇〇	差引殘	九、〇〇〇	一、四五五、九〇		
四〇	引出五、〇〇〇	五九八、五〇	五六	引出一、〇〇〇	四一、一〇		
差引殘	五、〇〇〇	一〇五四、五〇	差引殘	八、〇〇〇	一、四一四、八〇		
四五	五、〇〇〇	四四六、〇〇	五七	引出一、〇〇〇	三七、九〇		

合計	元	本年	金	差引殘	元	本年	金
一〇、〇〇〇	一五〇〇、五〇	差引殘	七、〇〇〇	一、三七六、九〇			
五五	引出一、〇〇〇	四四、六〇	五八	引出一、〇〇〇	三四、八〇		
			差引殘	六、〇〇〇	一、三四二、一〇		
			五九	引出一、〇〇〇	三一、九〇		
			差引殘	五、〇〇〇	一、三一〇、二〇		

三 自宅貯金函

ブリュンに於ける第一メーレン貯蓄銀行は自宅貯金函の方法を案出し集金所と併せ用ひ以て貯蓄者の爲め一大便利を開けり、抑、自宅貯金函の制度は奥國より始まり同國に於ては已に百個の會社に於て採用せられ大に公衆の歡迎する所と爲れり、其主唱者は著名なるブラーグのペーメン貯蓄銀行にして競争の結果此方法を案出し西曆千九百五年十二月三日を以て之を開始し未だ九箇月を閱せざるに既に七千個の貯蓄函を配布し四十萬クの貯蓄金を吸集し横運將に熟し西曆千九百六年早春以來此方法大に傳播しプロトワイヌ、ブリックゼン、ビーリッ、兩ワイド

貯金面の
交付

ホーヘンブエルケルマルクト町村貯蓄銀行、グラーツ等先を争ふて之を採用せり。蓋し自宅貯金面の方法は貯蓄銀行より各貯蓄金者に無償にて簡易なる金櫃を貸付し單に之が保管の責に任せしめ、之を閉鎖して鍵は之を交付せず銀行に保存し貯金者をして隨時之に金銭を投入せしめ其額を金庫に貯蓄預金として納付するの義務を負はしむ。貯金者は此閉鎖されたる函の鍵を有せざるを以て自ら金銭を取出すこと能はず、之を取出んと欲せば必ず一旦銀行に預入せざる可らず、貯金者は隨時又は定時に貯金面を貯蓄銀行に持参し銀行は函を開きて投入金額を預金通帳の借方に記入す、斯の如く貯金者が一たび自宅に於て正貨を貯金面に投入するときは其貨幣は貯蓄銀行に預入せられたると同様なり。自宅貯蓄函は貯金者にのみ交付せらる、其交付は無償なりと雖も貯金者は函の調達費如何に従ひ若干額の擔保を提供せざる可らず、其金額は通例四乃至五、クなりとす而して函の交付は少くとも右金額の貯金を有するを前提とす。貯蓄者が函を銀行へ持参したるときは出納役は之を開き投入金額を持参人の面前に於て數へ之を受取り他の一般貯金の如く貯金通帳に記入す、其後の取扱は總て他の貯金と異ならず、其函には通帳

投入金額
の取扱

と同一の番號を付し紛議を避る爲め預入者より投入覺書を出さしめ勘合するを便とす(投入者之を面倒なりとするときは強るに及ばざるべし)利子は開函預入の日より之を付する方便にして水火盜難等の不可抗力の場合には函は銀行の損内容は投入者の損と爲して差支なかるべし、此の事に就きては別に規定あるを見ず

集金の方
法

右の外集金法を設くるは更に便なり、蓋し集金法とは投入者が函を銀行へ持参するを待たず出納役をして自宅貯金函の金額を集めしむるを云ふ、即ち當該銀行の役員は休暇日に於て其交付したる函の存する一定地域の各戸を訪問し函を開き投入金額を受取り之に對し假證書を與へ置き其後預金者が機會ありて銀行に來りしとき假證書を呈示し之に基き通帳に記入を受くるの仕組なり。此場合に於ては利子は勿論假證書交付の翌日より付せらる(此方法は未だ奥國に於て實施せられず)右の外尙ほ代理取扱の方法あり、即ち其貯金者廣大なる地域に散在する場合に於ては貯蓄銀行は各地方に代理者を選定し之に該地に交付しある自宅貯蓄函の鍵を委託し投入金額を受取り受取證書を交付し、金額は郵便爲替を以て之を

代理取扱

銀行へ送付す

自宅貯蓄函の交付は貯蓄者に非常の利益を與へ大に無謀の支出に對する保護となり、蓄貯の誘導となり直接間接の利益枚舉するに違まらず、故に其勢力範圍漸次増大を加へ大に輿論の稱讃を得たり、其方法完備して實に無漏の域に入る噫呼美なる哉

第四目 フライグに於ける獨逸銀行の中央銀行

獨逸貯蓄銀行の組織概ね斯の如く洵に當業の模範と爲すに足れり、然るに尙ほ茲に吾人の注意を惹く者は已に數年來貯蓄銀行間に研究を積み公共心を以て今を去る十年前設立せられたる獨逸貯蓄銀行の中央銀行なりとす、該銀行はフライグ市に於て開設せられ本店を同市に置きウイナリンツ、インスブルック、クラインフルト及グラーツに支店を設置し獨逸貯蓄銀行の使命を援助する爲め殊に現在の機關及將來設立せらるべき州團體并に獨逸に於ける獨逸貯蓄銀行の帝國團體の組合員となり、組合定款に據り其權利義務を有す

該行は株式會社にして公稱資本一千萬クを有し公益を目的と爲し、配當は六分

配當及積立金等

を越ゆるを得ずと爲し増加配當を許さず、株式は監査役の許可を得るに非ざれば之を讓渡するを得ず、純利益殘額は第一に準備金の積立及恩給基金へ繰入れ次に公益的の目的に使用すべきものとし役員若くは他人の計算に依る取引所及投機事業は如何なる事情あるも之を許さず

組織に就ての詳細なる説明は必要なべきも其事業の大體を述べれば左の如し

- 一 貯蓄銀行の抵當貸を開放する爲め權利の讓渡を受る事(貯蓄銀行に抵當貸を許すときは必ず此方法を要す)
- 二 第一號に據り取得したる抵當權に基き籤札付債券の發行を爲す事
- 三 府縣、市町村及費用を強徴するの公權を有する他の團體並に水利組合に貸付をなす事但し是等の收入に依り元利支拂に差支なき場合に限り(皆我勸業及農行銀行の制にして我に於て之を貯蓄より分離せしは一層の進歩なり)
- 四 第三號に據り與へられたる貸付に基き抽籤に據り五十箇年以内に償還さるべき利札付銀行債券を發行する事
- 五 大地主名簿に記載されたる土地所有者に「ビュビラル、ジッテル」と號する抵

當的擔保に據り現金に貸付を爲す事

六 自己の目的の爲め並に關係銀行の債務辨済の爲め競賣に據り不動産を取
得する事

七 定款に於て定められたる他の業務と關聯して土地の分割整理併合並に輕
營を爲す事

八 埃國貯蓄金庫に預け入れられたる貯金及貯金々庫に關する規定に據り貯
蓄金庫より取得又は貸付せらるるを得べき證券の質的擔保に對し貸付を爲
す事

九 八號に記述されたる種類の證券を他人又は自己の計算にて賣買する事

十 有價證券又は有價物を保管々理する事

十一 確實と認められたる二人以上の裏書を有し流通期六箇月を越へざる手
形を割引し又は再割引する事

十二 貯蓄銀行間の預け替の媒介を爲す事

十三 正貨を繼續計算にて又は通帳若くは預金證に對して受取る事

第一號に據り引き受けられたる抵當請求權並に第三號の規定に據り與へられたる貸付金は半年毎に額を定め償還するを要す。第五號の大地主名簿へ記載されたる土地所有者への貸付の償還は年賦償還法に據るを通例とす

中央銀行の業務凡そ斯の如し、西曆千九百六年の實況に據れば全準備金は年末に於て六十九萬三千五百八十七ク八十八へにして拂込資本金高六百萬クの約一割一分半を占ひ、而して發行證券市場に流通する者は銀行債券二千七百五十萬ク四分利付の抵當券二百萬クなり、預金現在額は四千八百九十三萬二千八百五十四ク八十四へにして内四千四百九十九萬七千五百六十九ク十一へは繼續計算にして三百九十三萬五千二百八十五ク七十三へは貯金通及預金證に對して預りしものなり、前年に比すれば貯金の増加千六百十五萬三千三百八十七ク十四へなり之に反し證券事業は前年に比し一般正貨の缺乏及割引利率の高かりしと地方面に利益ある投資方法存せしとの爲め若干を減少せり又利率高くして一等有價證券の相場漸次に下落するに至りし事は預金の上に惡影響を及ぼせり、年末に於ける證券現在額は時價にて二千百廿五萬四百六十四ク六十八へにして前年の現在

額は一億五千三十九萬五千七百三十五、四十五に比して非常の減少を示せり
 手形現在額は千四百五十八萬其金高五百廿五萬九千五百五十三、九に比して、縣
 及市町村への貸付金額は七千四百四十萬六千六百三十五、十に比して、貯蓄銀行よ
 り譲渡に據り引き受けられたる抵當請求權は三百三十七萬五千五百八十七、九
 十に比して所有金現在額は六十七萬四千九百三十四、五十二に比して、保護預の額は
 前年に比し著く増加し其證券の市價は七千三百八十四萬四千二百五十一、三
 三に比し著く純益も前年に比し相當に増加せり、配當は四分半にして尙ほ二三の價格
 訂正の外一般準備金に一割銀行債券保險基金に一割及抵當證券保險基金に五分
 の積立を爲したり、由是觀之銀行の基礎確乎抜く可らざるものありと云ふを得べ
 し

第二節 英國郵便貯蓄金庫

第一目 總論

英國貯蓄銀行制度の發達完備せるは前節に於て陳述せしが如しと雖も之と同

時に郵便貯金の制を述べざれば該國貯蓄事業の全體を窺ふ能はざるの憾なきを得ず、元來英國政府は大に貯蓄制度の發達に苦心し屢々委員を英國に派して其郵便貯金の制度を調査し西曆千八百八十二年三月二十八日の法律を以て其制度を立て尋て翌年十月二十九日商務省令を以て小切手事業を開始し同千八百八十七年十一月十九日の法律を以て之を完成するに至れり、我國郵便貯金事業も近時發展の機に向ひ頗る見るべき者ありと雖も他國の制を見る亦以て趣味なきに非ず、依て其梗概を述ぶるは無用の業に非ざるを信ず、請ふ少しく之を述べん

郵便貯蓄金庫は郵便局の媒介に依り貯金を受取り之を保管利殖する所にして貯金者は個人、商店、官廳、法人其他の組合及團體たるを妨げず、又未成年者と雖も獨立して貯金をなすことを得るものとす而して貯金者に對し開く所の勸定は一口に限り一箇以上の通帳を一人に交付するを許さず、若し過まりて二箇若しくは二箇以上の通帳を受取り預金の合計が制限(後に説くべし)以上に達したるときは其の超過額は之を沒收す又制限に達せざるも過りて交付せられたる通帳の預金には利子を付せず、各貯金者は第一回預金の際預金を受納する郵便局より其名義に

貯金の最
低額

て貯金通帳の交付を受け勘合の爲め印鑑又は署名符を提出するを要す、第二回以下
下の貯金は任意隨所の郵便局に於て之を爲すことを得、貯金の最低額は「ク」にし
て其以上は其倍數たるを原則とす、然れども小額貯蓄を奨励する爲め郵便貯金券
なる者を發行す即ち我國及英國に於て行はるゝ郵券貼付帳なり、而して貯金總額
の制限は二千ク(過て二千クを超過したるとき其の過額には利子を付せず)にして
其れ以上に昇るを得ず、然れども預ケ入と同時に有價證券の講求を購求し一時制
限高を超過するは之を妨げず

暗號の使
用

郵便貯蓄金庫は貯金者との間に暗號を設け秘密の漏洩を避るに力め貯金者の
需に依り之を採用し貯金者之を忘失したるときは其告知を求むることを得、然れ
ども必要の場合には本人たるの證明を要す

集金者の
使用

郵便配達人は集金者の任を兼ね一通帳に對し千ク(または預入の爲め之に通帳
及金錢を附託することを得此場合に於て貯金が十クを越ゆるときは六へ)の手續
料を要し其れ以下なるときは之を要せず(記入は金庫に於て爲され集金人と預金
者との間に間違を生ぜざる爲め相當の手續を爲すは勿論なり)拂戻は本人又は其

積拂戻の手

正當代理人若くは權利繼承人に向つてのみ爲すべきものにして四十ク(または即
時拂を原則と爲すと雖も拂戻の通知を要する場合に於て其通知を受けたる郵便
貯蓄金庫は貯金者又は通知書に記載されたる正當受取人に二箇月間有効なる支
拂票を送付す、其送付方は普通郵便に付するを以て効力を生じ、拂戻は通知の到着
日より起算し金高二十ク(より二百ク(または十五日間、二百ク以上千ク(または一箇
月内、千ク)を越ゆるときは二箇月内に之を爲すべきものとす)而して拂戻請求は一
日一回に限り數回の請求を許さず又全額の引出は之を許さず少くとも一クは通
帳に存置すべきものとす

利子の始
利率の決
定及利子
の元組

預金利子は時に變更すべきは勿論なりと雖も目下年三分の割合なり、而して二
ク以下の金額には利子を付せず利子は貯金銀行の如く十五日區分を以て其始終
を定め利率は三分を限度とし内務大臣及大藏大臣と協議の上參事員の意見を聞
き商務大臣之を定む而して利子の元組は毎年十二月三十一日に於て之を爲し複
利法を以て進行し各一箇月を三十日として計算す(手續を省き隨て費用を減少す
るの結果を生ず)

時効及其
中斷

郵便貯金の時効は一般法律に規定するものと同じ而して新預入及利子の元組は時効を中斷す然れども利子に關しては一般法の三箇年の時効を適用せず

通帳の再
渡

貯金開始の場合には通帳は無償にて交付せらるる亡失の場合に於ては其公示催告の上一箇月内に通帳に對する抗議生ぜざるときは之を再渡すと雖も一箇月内に抗議生じたるときは之を正式裁判に付し其判決に據るに非ずんば再渡を爲すを得ず、亡失通帳は無効たること勿論なり而して貯金者及其法律上の代表者若くは代理人が郵便貯蓄金庫郵便局或は其機關に宛てたる書類並に西曆千八百八十二年三月廿八日の法律第六條に記載せられたる讓渡行爲は印紙税及手数料を免除せられ貯金利子は定期金税を免除せらるる然れども所得税は之を負擔す

貯金事業
と租税の
關係

秘密の保
守

郵便貯蓄金庫及郵便局の使用人は其取扱に係る取引及任務に就き秘密を守るの義務を有す、使用人は其上官に對するの外第三者に貯金者の姓名出納の金額若くは残高に付き何事をも漏洩することを得ず、此規定は郵便貯蓄金庫の他の營業事項にも適用す

第二目 小切手及交換業務

加入手續

個人、商店、官衙、法人其他の組合或は團體は小切手事業に加入するを待然れども郵便貯蓄金庫は必要と思惟するときは説明を用ひずして加入を拒絶するを得、加入請求者にして郵便貯蓄金庫の同意を得たるときは遅くも許可の通知後一箇月内に根預として百、千を預入するを要す

預入手續

小切手及交換事務に於ける貯金は次の方法に據り之を爲すことを得

一 預金票

二 郵便爲替

三 小切手振出に據る移替命令

四 郵便貯蓄金庫が勘定所有者等の爲に取扱ふたる取引より生ずる入金

借方記入

郵便貯蓄金庫は納税の便利を圖る爲め特に租税拂込票を發行す此の傳票は關税を除き總ての租税支拂に有効なり今一步を進め通帳の貸方に税金の記入を受け納税済と爲すの法を設けば更に便なるべし

預金者は其信書の配達を受くる郵便局と契約し電信爲替及特に配達さるべき

郵便爲替を除き郵便爲替を借方に記入することを得而して郵便委託取立金をも同様の取扱に付することを得又交換業務の一部として前記第三號の外預金者其他の委託の計算にて取扱ひたる公債證書現金取立若くは兩替業より生ずる入金と借方に記入するを得べし而して郵便貯蓄金庫が加入者の爲め有價證券に對し貸付を爲し若くは之を割引したるとき其金額は之を借方には記入することを得るものとす

預金者は預金額が根預金百_レクを超過したるときは其超過額は小切手を以て任意に處分することを得而して小切手帳が亡失したるとき其亡失より生ずる總ての不利益は預金者に歸し其亡失は速かに郵便貯蓄金庫に通知するを要す是れ錯誤を生ぜざるが爲めなり

振出小切手一枚の制限は二萬_レクにして過振は固く之を戒む萬一之あるときは郵便貯蓄金庫は其支拂を拒絶す、再度の過振に對しては取引を拒絶するの旨を通知し斷然之を止むるを原則とす

小切手用紙は番號順に依り之を使用し其様式に據るを要す記載事項の要項左

引出井に
小切手亡
失の届出

小切手一
枚に記入
すべし金
の制限高
井に過振
に對する
處に對す

小切手用

紙使用の
順序并に
順べき記
項すに記
すべし規
定

署名に關
する規定

小切手支
拂の順序
期及其有効

の如し

一 振出の場所及年月日

一 支拂はるべき金額は數字及文字にて必要あれば「クローネ」馬若くは法等の別を明記すべし

本人若くは商號を以てする振出人の小切手面の署名は曩に貯金應に届出られたる署名符と同一たるを要す署名手跡の標體を變更したるときは更に貯金應に届出るを要す(猶ほ我國の改印改肉等の場合の如し)然らずんば小切手の支拂は拒絶さる。小切手用紙の記入は墨汁、印刷若くは「タイプライター」を以て爲すを要す、然れども署名文は必ず墨汁を以て本人之を手書するを要す(我國は署名すら三文判を用ゆ改むべきなり)

小切手の支拂は呈示に従ひ之を爲すものとす其小切手としての完全なる効力は振出後十四日以内にして其終日が日曜日若くは一般祭日なるときは呈示は次週の始日若くは翌日に於て之を爲すも妨げなし此期間經過後に呈示されたるときは債權は尙ほ存すべきも小切手としては其効力を失却し郵便貯蓄金庫は其支

小切手支拂の手續

拂を拒絶することを得

小切手の支拂は其受取人が郵便貯蓄金庫に勘定を有する者なるときは小切手の金額を振出人の勘定より受取人の勘定へ移替するに據りて之を爲す然れども小切手面に「交換事業外」若しくは「甲地に於ける某に現金支拂の爲めなる記入ありて現金支拂の意志表示されたる場合又は取受人が現金の交付を望む旨を宣言するときは金庫は之に應ずるは勿論なり。若し又預金者が小切手事業のみに加入し交換事業に加入せざる者なるときは其小切手は振替勘定等の爲に使用せられず

小切手の受取人が郵便貯蓄金庫に小切手勘定を有せざる者なるときは若しくは小切手に現金支拂が明示されたるときは金庫は之に對し支拂命令を發し現金の支拂は之に基き受取人の居住する配達區域の郵便局に於て爲さるゝものとする
受取人が何國に住し移替勘定を爲し得ざる場合には郵便爲替若しくは金子入り郵便を以て支拂を爲す、此場合に於ては小切手面に「甲地の某へ送致の爲め郵便爲替元金としての振出若しくは「甲地某へ送致の爲め金子入郵便の送付なる記載を爲すを要す

集金小切手

手廣き取引を爲し頻々仕拂を爲し又は同時に數口の支拂を爲すを要する預金者の爲め集金小切手拂出の便利を與ふことを得即ち預金者は一枚の小切手に數口の勘定を併記し之を金庫へ送れば金庫は之を受取り支拂命令又は勘定の移替にて夫々決算を付くる者とす然れども其金額は一回六千「ク」を越ゆることを得ず

小切手の取消

記名小切手の取消は支拂命令の交付及郵便爲替、金子封入郵便の到達前又は勘定移替前に於ては郵便貯蓄金庫の認許を要す。無記名小切手の取消は西曆千九百六年四月三日の法律に規定せられたる呈示期間の經過後又は小切手が期間内に呈示せられざりし場合に於ては郵便貯蓄金庫の公認を要す而して後段の場合に於ては取消は呈示期間の經過を以て郵便貯蓄金庫に對し始めて有効となる

利子始終及其元組

預金の利子は時々變更ありと難も輓近は概して二分なり、然れども「ク」以下の預金には利子を付せず、利子は例に依り十五日區分と爲し、利子元組は毎年十二月三十一日に於て之を爲し直ちに利子を付し、利子の計算には一箇月は總て三十日と見做す

手数料は一回の預入、爲替及移替(貸借共)に付き四(一)を徴収し、更に各貸方記入に就ては其高六千(ク)に至るまでは手数料として千分の二、五此額を超過するときは千分の一、二五を徴収せらる。手数料は減記により徴収するを原則とす。然れども次記の者は手数料を負担せず(各小切手は四(一)の印紙税を負担す)

- 一 交換業務に於ける貸方記入即ち他の小切手勘定の借方へ移替せらるゝ爲め預金勘定より減記せらるべき拂戻
 - 二 郵便貯蓄金庫が送金の爲め振出す所の郵便爲替
 - 三 小切手事業加入者の爲め購入したる國債證券代價支拂の爲にする減記
 - 四 前三號の外總て郵便貯蓄金庫の利益の爲にする減記
- 預金者の身分法律上の變更を生じたるときは直ちに正式の公書を以て郵便貯蓄金庫に通知するを要す此通知なきときは金庫は變更の不知より生じたる損害の責に任せず

小切手事業の加入より脱去せんとするときは預金者は式に據り其趣を郵便貯蓄金庫に届出づるを要す然るときは預金残高は通知後十四日以内に拂戻さる他

地方に在る預金者に對しては金庫は取引終結及殘高の即時拂を爲すの通知を爲す。最終の支拂を受ける前には預金者は預金傳票若し之れ有れば及使用殘の小切手用紙を金庫に返還すべきものとす。總て是等の預金者と金庫及郵便局との間の通信には郵税を免除せらる

外國との小切手關係に就ては特別なる規定存す。例へばリーウアンドに對する者は土耳其との特約に屬し該地に於ける埃國郵便局は貯金の受拂をなす爲に利用せらる。其他コンスタンチノール、サルニツヒ等數箇所に埃國郵便局ありて貯金に關する總ての事務を取扱ふ尙ほ其他に獨佛等諸外國との特約ありと雖も事英米の「ポスト・オーダー」に類するを以て略す

第三目 郵便貯蓄金庫の國家經濟的行爲

次に述べべき事項は左の如し

- 甲 貯金の投資
- 乙 公債證書の取扱
- 丙 公債證書の發行及公債借替に付き郵便貯蓄金庫の參加

丁 指圖式抵當證券事業

戊 郵便貯蓄金貯の小切手事業の金貯庫及官廳の加入

一 預金の投資

小切手事務の預金は西曆千八百八十二年三月二十八日の法律第三條に依り利付埃國國債證券に向て之を爲すを原則とし、西曆千八百八十七年十一月十九日の法律第七條に従ひ引出の需要に應ずる爲め相當の拂戻準備を置かざるを得ず而して一般預金は法律に據り左に例記する者に對し又は方法に依り放下せらる

一 指圖式抵當證券(鹽所證券)

二 短期の繼續計算に依る銀行への預入(繼續預金)

三 國債證券、地方債證券又は最も確實なる埃國政府の發行に係る有價證券の預入に對する貸付

四 手形、當籤したる埃國富籤及證券及指圖式租稅下戻券の割引

五 普通及貯蓄銀行への貸付及西曆千八百七十三年四月九日の法律に基き登記せらるべき貸付及信用組合が割引したる手形の再割引

六 國債證券質券及優先債券の購買

貸付及割引の期間は三箇月を最長限とす、而して國債證券の購買は仲人を用ひて専らウイエナ取引所に於て金庫の代表者之を爲す

二 公債證書の取扱

郵便貯蓄金庫は貯金者の希望に依り其計算にて埃國國債證券を購入し之を保管管理し並に其販賣を媒介す、證券代價は其請求の到着せし日に於ける公定相場に據り手数料は千分の二或は少くとも四十「へなり、保管には別に手数料を要せず、購入者の要求に依り本人又は第三者は證券を送付するときは其費用を徴收す、購買の請求は請求書書式用紙は各郵便局に於て無償にて之を交付す、其使用者は單に之に必要な記入を爲すものとす(に通帳を添へ郵便貯蓄金庫に送付するを要す保管に付せられたるときは證券帳の交附を受け其所有者は暗號を撰擇するの義務あり而して證券購入請求者が小切手勘定所有者なるときは證券の額面價格を合計するに小切手を振り出し之を購入請求書と共に郵便貯蓄金庫へ送付するものとす)

保管證の
組替へら
れたるの
取扱

購入手
料

保管證券は種類、箇數、利札期限を區別し、抽籤せらるべき證券は一々其番號を調査し置くべし、而して保管證は金庫より各購入者の記名とし購入者に交附せられ保管に就き隨時生ずる所の變更の記入を爲し得らるゝ様に調製せらる變更生じたるときは保管證を交附し郵便貯蓄金庫に其旨を告知するを要す金庫は貯金者の爲め其購入に係らざる證券をも其購入に係る者と共に之を保管す保管に付せられたる證券が年金に組替へられたるとき年金者其受取等を金庫に託するを便とせば曩に交付せられたる保管證を金庫に送付し其請求を爲すを得此場合に於ては年金證書の番號、種類及箇數等を請求書に詳細に掲載するを要す。富籤及他の抽籤さるべき證券の預入には番號若し之あらば記號を殊に詳かに記載せざる可らず

購入請求と保管とを同時に申請したるときは保管に對しては中央局に於て別に手数料を徴せず(保護預け獎勵の一端、然れども地方に於ては引受け當日に於けるウイエナ取引所の公定相場の千分の五を限度とする手数料若くは少くとも四十分「ヘルラル」の手数料を要す(借方の減記に依りて之を徴收す)

保管證の
利子の受
取

保管證券
の元金受
取
の引出及
賣却

事故付預
入及其解
除

保管に附せられたる有價證券の利札は郵便貯蓄金庫に於て相當期日に之を切り取り反對の請求あるに非ざれば夫々相當勘定の借方に其金高を記入し特に定めたる通知書にて其趣を預け人に通知す、此金高は取扱局の通知に依り貯金原簿に記入すべきものとす

保管證書が富籤したるときは郵便貯蓄金庫は式に據り其旨を預金者に通知し元金支拂期日に至り人が取立を爲し、千分の二・五或は少くとも四十「へ」の手料を徴收す

證券の預入者は隨時保管證券の全部若くは一部の引出又は賣却を金庫に請求するを得其請求は各郵便局に於て無償にて交付せらるゝ所の書式に據る而して賣却代價は請求到達日の公定相場に據り之を定め手数料は引出償却共一件に付き四十「へ」若くは千分の二なり、全部引出のときは保管證書は之を返付す

郵便貯蓄金庫は預金者がウイエナ國庫金庫に保管證券若くは後に保管せらるべき證券の事故付預け入を要するときは其取次を爲し併せて其解除の取次を爲す而して手数料は預け入及解除に對し各々四十「へ」なり

三 手形取立及類似の業務

(イ) 各種の爲替手形、小切手、信用狀及勘定書の委託に據る取立の爲め郵便貯蓄金庫宛の手形又は支拂所指定の仕拂

(ロ) 債券、國家及其他の發行したる抵當證券、富籤等並に利札の取立

(ハ) 金銀貨幣の委託販賣並に外國貨幣の兩換

ウイエナ
宛及其の
取扱

引受なき
手形の取
扱

ウイエナに於て仕拂はるべき手形は郵便貯蓄金庫之を取立つ、又金庫に於て支拂はるべき手形の仕拂は領收證引替に之を爲すものとす、他の手形は白地裏書の上郵便貯蓄金庫の出納所に差出し、差出人は式に據り署名し住所を記入し、手形を添付し、申請書を金庫に送付するを要す而して、本位に非ざる手形、一覽後一定期日後に仕拂はるべき手形及未引受の手形は他の取立手形と分離し特別なる目錄を供へ差出すべきものとす、同一本位の取立手形の差出は小切手、手形信用狀の目錄は共同して調製することを得、手形は満期日の三日前に郵便貯蓄金庫に提出するを要し、又は到着する様に發送せざる可らず、交換事業に屬する手形の提出は總て以上の規定を準用す、未引受の手形が取立の爲に提出されたる時は引受済の

もの同様に満期日に於て仕拂の爲き呈示せられ、引受の爲に前以ての呈示を要せず、然れども提出者が式に據り引受を得んことを請求するときは此限に非ず、若し引受拒絶せらるゝときは郵便貯蓄金庫は提出者の費用にて拒證書を作製せしむ、然れども提出者が明白に拒證書の作製を禁じたるときは此限に非ず、引受を拒まれたる手形は拒證書の作製不作製に拘はらず提出のとき明白に式に據り宣言されたる希望あるときは満期日前に返還せらる

資金小切
手

郵便貯蓄金庫宛若くは支拂場所の指定ある手形に對しては到着の際或は遅くとも其満期日迄に合式に作製せられたる資金小切手の呈出を要す、資金小切手が呈出せらるゝ場合には其金高は手形の金額と同一ならざる可らず、今便宜の爲め仕拂に關し手形に記載する所の希望表示の例を示せば左の如し

甲地に於ける某が乙地に於ける某の指圖式にて振出し丙地に於ける某之を引受け三十日後に満期日となる手形にして丁店に於て仕拂はるゝ爲にと記載するが如き是なり

集合小切
手

手形は總て合式なるを要し不精密不注意なる記載より生ずる損害は郵便貯蓄

金庫に於て之を負擔せず、同一日に於て仕拂はるべき多數の手形に對しては其金額を合計する所の集合資金小切手を振出すことを得、然れども此場合には小切手に仕拂はるべき項目の目録を添付し小切手面に添付せられたる目録に詳記せられたる枚數の手形の仕拂の爲にとの記載を爲すを要す、斯く作製せられたる資金小切手は手形目録と共に郵便貯蓄金庫の出納所に提出せられ若くは送付せらる又預金者は郵便貯蓄金庫に於て仕拂はるべき手形の所有者に之と共に呈示するを得せしむる爲め資金小切手を送付することを得、取立の爲に提出せられたる手形が満期日に於て仕拂はれざるときは拒證書を作製せしむ、其方法は總て引受の場合に同じ

郵便貯蓄金庫宛の手形若くは支拂場所の指定せられたる手形が拒絶せられたるときは郵便貯蓄金庫は提出者が小切手事業加入者なるときのみ拒證書を作製せしむ、作製成りしときは郵便貯蓄金庫は手形提出者を手形權の直前者と見做し之を通知す此場合に於て金庫は保全抗議を爲さず、又保全方法の準備をなすの義務を負擔せず、取立てられたる手形に對する入金は總て原立の手數料及費用を控

不渡手形の處分

手形の取

立及手數料

除し提出者の貯蓄若くは小切手事業の借方に記入す、小切手事業に屬する提出者の爲に郵便貯蓄金庫に宛られ又は支拂場所の指定せられたる手形が取立てられたるときは其入金は郵税を控除し郵便爲替或は金子入り手紙を以て提出者に送付す、此種の手形が郵便貯蓄金庫の出納所に持参されるときは持参人の希望に依り其金額を持参人に交付す、ク本位に非ざる手形の取立に對し金又は外國貨幣にて入金ありしときは其金額は換算手數料を控除し、ク本位に換算すべきものとす、又提出者の望に據りては取立金額を分割して支拂ふことを得、仕拂を拒まれたる手形は之に對し作製されたる拒證書と共に之を提出者に返還すべきものとし、而して取立手數料は各手形に付き千分の二五或は少くとも四十ヘにして仕拂を拒まれたる手形に付きても亦四十ヘなり、然れども郵便貯蓄金庫宛の手形の取立には手數料を徴せず、然れども引受の請求及一覽拂手形の呈示に對しては各々四十ヘの手數料を要す、提出者は尙ほ拒證書に對し及取立手數料に依り補充せられたる所の實費例へば車馬賃を仕拂はざる可らず、是等の手數料は取立入金より控除せらる、此等の費用は不渡手形の引受を更に請求する場合にも負擔せざるを得ず、

其支拂に減記の手續に據るを得べし、郵便貯蓄金庫宛の直接支拂に對しては廿へ
の手數料を要し、其金高は支拂を受けたる人の勘定より減記す

郵便貯蓄金庫は各加入者に對し説明を要せず、手形取立の斡旋を辭することを得、手形の取立に關する以上の規定は小切手、信用狀並に勘定書の委託取立にも準用せらる。然れども是等の債權證書に於ては分割仕拂の受納は提出目録上に適當なる記入に據り拒絶せらるゝの制限を付す、又預金者は一般法律的要求に適合する限りは手形の仕拂に對し定められたる方法に據り他の證書指圖謂券、借用證書、勘定書等を郵便貯蓄金庫をして仕拂はしむるを得べし

取立證券の支拂はウイエナに於て之を爲すべきものにして其提出は満期日か若くは遅くとも十四日以内たらざる可からず、記名證券は提出者より白地にて若くは郵便貯蓄金庫に宛て裏書されざる可らず、利札の取立には其裏面に提出者の姓名、住所、其貯蓄金通帳若くは小切手勘定の番號を記入するを要す、受領されたる金額は提出者の勘定の借方に記入せらる手形取立に關し定められたる規定は他の證券の取立に準用せらる取立の手續料は債券、抵當券、富籤等に付ては千分の二

取立拒絶
及規定の
準用

提出期日

利子の取
立

五又は少くとも各箇四十へにして利札に付ては各箇二へなり、又或理由により返付されたる證券は各箇四十へルル利札は請求書一通に付き二十へなり

兩替

兩替を要する金銀貨及外國紙幣は郵便貯蓄金庫に之を送付することを得其切貨は兩替に依り得られたる金額の千分の二、五又は少くとも二十へなり

四 證券貸付質貸

郵便貯蓄金庫は左の手續に依り證券質に對し貸付を爲す

質物として採用せらるゝ證券は國債證券、地方債證券及埃甸銀行に於て定款を以て質物として採用することを許されたる各種の有價證券及埃甸銀行の株券並に抵當券なり、質物として採用すべき證券の種類及其評定價格及擔保價格は郵便貯蓄金庫より時々發行せらるる擔保に供すべき有價證券表に據り之を承知することを得、各郵便局に關覽の爲め之を備ふ質貸は三箇月以上に亘るを得ず、郵便貯蓄金庫は正當の理由なくして全然貸付の請求を拒絶することを得ず、雖も請求の金高を減却し又は期限を短縮することを得、償還の延期に付ても亦同様の規定を存す、新貸付の最小額は一口五十クにして一口二萬五千クまでは金庫の資金の

質物とし
て採用せ
らるる證
券の種類
及評定價
格等

請求金高
及期限の
制限

貸附金高に付ての規定

坤 第二編 第二卷 農工信用、信託事業並に貯蓄事業

六六

利子の決定

都合に依り即時に貸付を受けることを得尚ほ多額の貸付請求ありて金庫が之を許可したるときは借用者に貸付を受取るを得べき日取を通知す擔保に提供せられたる證券が郵便貯蓄金庫に於て保管中たるときは證券帳は金庫に交付せられざる可らず然らざれば勿論證券の箇數種類並に利札は借用證書に記入せらるゝものとす又證券は金庫に交付されざる可らず貸付の利率は郵便貯蓄金庫の定むる所に據る而して利子は満期日まで之を徴す

期日に返済なきと處分の

延期の場合に於ては利子は貸付金交付の日より返済まで之を付し又は一旦延期の前日までの利子を支拂はしむ延期を許すときは利率を少し高むる方法を設けて可なり延期は期限中適當の期日を見計ひ之を申込むべきものとす貸付の満期日に至り返済なき場合に於ては郵便貯蓄金庫は債務者との交渉及裁判所の参加を要せず擔保の證券を占領し破産審理を用ひずして宣誓せる仲立人に之を販賣せしめ取得金を貸付の辨済に充て殘金あるときは無利子にて之を保管預と爲すことを得

擔保品の

相場の變動に由り質入證券の價格が質入當時の十分の九以下に下落するとき

價格下落に就ての規定

は質借人は郵便貯蓄金庫の請求を待たず直ちに適當なる補充或は減價丈の返済を爲すを要す債務者が之を爲さざるときは期限の利益を失却し貸付は直ちに満期と認められ郵便貯蓄金庫は直ちに證券を公賣に付することを得

五 證券の割引

割引に付するに付する種別

前項貸付の擔保に供し得べき證券及附屬の利札にして三箇月以内に支拂期の到達する者は郵便貯蓄金庫の資金の都合に依り割引に付することを得然れども事故付保管或はウイニナ株式所の相場表に登らざる證券は割引に付せられず又金貨にて支拂はるべき證券及其利札は郵便貯蓄金庫に預けられたる者の外は割引に付せられず證券及利札の割引請求者に各式に作製せられる特別の目錄と共に郵便貯蓄金庫の出納所證券及利札を提出するを要す記名證券は提出者より白地或は郵便貯蓄金庫に對し裏書を爲さざる可らず證券及利札の割引率は郵便貯蓄金庫の定むる所に據るウイニナに於て支拂はるべき證券及利札の割引の金は其額面若くは利金高に對する満期までの利子たるを原則とす然れども其金高は證券に於ては少くとも各箇に付き六十へ利札は各交付に付き少くとも二十

割引率

割引請求の手續

「へ」を降ることを得ず。ウイエナに於て支拂はれざる證券及利札に付ては割引率の外(最小額を有せず)尙ほ手数料として證券に付ては百分の一或は少くとも各箇六十「へ」利札は百分の一或は少くとも各交付に付き二十「へ」を支拂はざるを得ず

六 指圖式抵當證券業(製鹽所證券)

郵便貯蓄金庫は委託に依り無償にて製鹽所(エムデン、ハライン及アフゼー)に據り擔保されたる指圖式抵當證券の發行並に満期となりたる製鹽所證券の延期、借替及支拂を擔當す。製鹽所證券は當事者の希望に依り六箇月或は三箇月の流通期を以て發行せらる。六箇月期の製鹽所證券は一度に六箇月宛二度延期を爲すを得べく、三箇月期の製鹽所證券は三回一回に三箇月宛延期することを得。此期間經過後は當事者の希望に據り満期に成りたる製鹽所證券を新證券を以て借替を爲すことを得。製鹽所證券の利率は隨時大藏省省令を以て之を定め利子は發行延期若くは借替に際し前拂と爲す。發行延期借替及償還金受取に關する請求は式に據り郵便貯蓄金庫に對して之を爲すを得、而して其書式の用紙は無償にて郵便貯蓄金庫に於て請求次第之を交付す

證券の發行

發行延期等の請求

七 金櫃業

火災及盜難豫防の爲め郵便貯蓄金庫の得意先の爲め開閉するを得べき堅固なる鐵庫を設置す。核鐵庫は當事者と金庫との立合に依るに非ざれば開閉する能はざるものにして多數の小區畫に別たれ一箇若くは數箇を預金者の使用に供することを得

第四目 郵便貯蓄金庫の財政上の成績

奥國郵便貯蓄金庫が西曆千八百八十三年に於て貯蓄事業を創始せしときは創立資金は九十三萬八千七百六十一グルデンにして而かも之を國庫の立替金に仰げり、然るに此金高は僅か三箇年にて拂戻し小切手業務は大に貨幣の使用を節し金庫は直に準備金の着立に着手し他の殘金は之を郵便行政に使用せしめたり。貯蓄の準備金は西曆千八百九十六年已に四百萬クを超過し、小切手事務の準備金は西曆千九百零六年二千二十四萬クに達し、郵便行政は二十年の間に蓄貯金庫より約四千三百萬クを取寄せり、西曆千八百九十七年より同千九百零六年までに貯蓄事業は千四百三十四萬ク、小切手業務は三千六百七十六萬クの純利を得之を預金者に

配分し種々に利用し小切手準備金の利子は元本に繰入れたり

次の表は小切手業務の詳況を示すものなり、由是觀之収入の主たる源泉は利子差引残額なり、郵便貯蓄金庫は已に數年來、國債證券の全市場を支配し得る地位にあり、而して此地位を成るべく利用するを努め、總ての國債證券發行に干與し最近時には割引市場に向て頗る其驥足を延し、尙ほウイエナ及地方銀行に巨額を預け入れ、金融市場に著き勢力を有するに至れり、次に重要な収入源泉は手数料にして他の科目は僅少なり

第九表

	西曆千九百三年	同 千九百四年	同 千九百五年	同 千九百六年
第一郵便小切手事業				
加入者數	五七,〇三八	六二,三三九	六七,八〇四	八七,七三三
預金殘高	二七〇,五五〇,〇〇〇	二五八,五三〇,〇〇〇	三〇六,五三〇,〇〇〇	三六八,〇三〇,〇〇〇
取引高	一三,五六三,〇〇〇	一四,八二六,〇〇〇	一六,三三六,〇〇〇	一八,三七三,〇〇〇

引出殘	五,六七五,〇〇〇	六,三九二,〇〇〇	七,〇四九,〇〇〇	八,一九九,〇〇〇
利子差引收入	五,一一五,四三三	四,九四二,三二〇	五,五二一,九一〇	七,五八〇,七六一
手数料	二,九九四,〇三六	三,二九四,〇三六	三,五八五,〇三六	三,九四四,九一〇
證券業收入	一三〇,一八三	一六,二〇一	一六,一五三	三三,〇四〇
經營費	四,〇七三,四一六	四,四〇九,一四六	四,六二七,二二四	五,〇三二,四五五
仲立業より	四三,七〇六	一一,九一三	二六,四四五	二六,四六四
動産償却	一四,八七四	一四,一八三	一四,六一九	一五,一三七
新建積立金	—	—	—	三〇六,三三〇
貯金者賠償	六六七	一五	六,五三〇	一,七九〇
恩給金基金	八六,〇〇〇	八〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	八七,五〇〇
純利益	四,〇三三,六三三	三,七七七,三六六	四,三三七,九三九	六,〇四五,一九八
第二郵便貯蓄事業				
取引高	三三六,〇〇〇,〇〇〇	三三六,〇〇〇,〇〇〇	三五九,〇〇〇,〇〇〇	三六八,〇〇〇,〇〇〇
純利益	一,四九一,八七五	一,四〇五,三三三	一,四四七,七三三	一,三六一,九九一

純利合計	五、五三〇、五〇〇	五、二五二、七二九	五、八三二、六四七	七、四三七、一八九
第三 小切手事業準備	三、八〇、三二二		四〇六、七〇八	三、九七九、一四七
郵便行政費	五、三三〇、一七八	五、二五二、七二九	五、三三七、九三九	三、四六六、〇三二

六三

由是觀之貯金事業は之を小切手業務に比し輕微なる一小役を演ずるのみ前者の營業事項は特別に分離して經營せられ獨立して損益勘定表を作り只決算表に於て後者と合併せらる。郵便小切手業務は常に益々良好なる効果を擧げ西曆千九百七年前半年に於ては頗る盛況を呈し半期末に於ける小切手得意の數は七萬六千五百(前年同期は七萬七百九十)小切手勘定殘高は三億八千八百六十六萬(前年同期は三億四千八百八十六萬)なりとす、而して預入は千七百七十六萬口にて其金高五十一億六百九十七萬(前年同期には千六百二十一)口金高四十四億千八百四十萬(前年同期は四十九萬口にしてその金高五十一億一千四百十四萬)前年同期三百九十四萬口金高四十四億千五百八十八萬(前年同期は二百二十五萬口にして其金高五十一億二千二百一十一萬)なり

振替の實況

金高は百二億二千百一十一萬(前年同期は二千十五萬口八十八億八百九十萬)なり此内振替に依り差引べきもの各百六十八萬口にて借方及貸方記入は各二十三億千三百三十萬(前年同期には各百五十八萬口十九億六千八百八十五萬)なり而して平均一營業日に振替に依り預も入れられたる者は一萬二千二百二十口金高千五百四十萬九千(なり)是等日々の振替一萬千二百廿口に對する手数料は授受各々四百四十八(八十)小切手の振出人より徴收する手数料二百二十四(四十)是は印刷費の賠償に充るものなり尚ほ其他小切手印稅四百四十八(八十)あり

貯蓄事業は二百四萬口にて金高は二億六百四十一萬(前年同期は百八十八萬口二億千四百十四萬)なり而して預入は百七十三萬口(前年同期は百七十八萬)にて金高は七千二十八萬(前年同期は七千七十三萬)なり拂戻は八十六萬口(前年同期は八十四萬)にて金高は七千六百六十五萬(前年同期は六千九百十二萬)なり郵便貯蓄金庫の貯蓄事業は以上の全貯金現在額を以て英國公立及私立貯蓄金庫に於ける貯蓄事業の如く旺盛ならず後者の預金高は西曆千九百六年首に於ては四十七億四千七百八十七萬六千二百六十六(六十六)の巨額に達せり

證券通帳の交付数は西曆千九百七年上半年には二萬三千九百十八個にして塊國々債證券一億五千五百八十二萬クの寄託を受け一箇年間には差引千二百八十三個の通帳交付せられたり而して國債證券千四百九十二萬クは貯蓄者の借方勘定に算入せられたり、小切手得意の勘定に於ては西曆千九百七年前半年に於て九百十五萬クの國債證券が購求及送付されたり

郵便貯蓄金庫の貯蓄金額は遙かに塊國公立及私立貯蓄金庫の貯蓄金額に及ばず即ち前者は二億千六百四十萬クなるに後者は約四十七億五千萬クなり是れ市町村貯蓄金庫は其資金を主として國債證券に投資せざる可らざる國家の貯蓄金庫より貯金者に割合好き利子を與るに由る。塊國郵便貯蓄金庫は其貯金者に極度僅かに三分の利子を支拂ふと雖も公立及私立貯蓄金庫は此率を著く超過す、又貯金者は概して其府縣の市町村金庫に預け入れ之に依り國家の金庫には存せざる他の利便を得んとするは當然の事に屬す然れども、小切手及交換事業は大に塊國の財政的能力を發揮し四海の注意を惹き其面目を改めたり

第三節 英國の貯蓄機關

貯蓄機關は前二節に記載する所の塊國制度を以て至善の者と爲すと雖も我友邦中最も富強にして且同盟の好みある英國の制度を瞥見する亦以て一種の趣味なしとせず請ふ少しく之を述べん

英國の貯蓄機關は郵便貯金、信託貯蓄銀行及自由貯蓄銀行を以て組織し第一は國家自ら之を經營し貯蓄の普及を圖り第二は之を嚴重なる國家の監督の下に置き以て過失なきを期し第三は自由の經營に任じ以て國民をして各々其好む所に據らしむ而して一年一人の預金制限高は五十磅にして其總額は二百磅を超過するを許さず只法人其他の團體の預金の爲め除外法を設くるのみ郵便貯蓄も同様なり蓋し競争を避くるの主旨ならん利率は郵便貯金に於ては西曆千八百六十一年設立當初より今日に至るまで二分半にして預金月額最低に之を附す是れ事務を簡にして費用減ずるの効用あり又信託貯蓄銀行に於ては一磅以下の小額を存し久しく出納なき場合に於ては整理の爲め之を停止勘定(ソスペンス、アッカオン

利子添付の方法

トに移し以て計算を簡易に爲すを力む。最近其口數大に増加し理論上多少の批難ありと雖も抑々行務の簡易を圖るは費用を減ずるの一端にして費用を減ずるは積立金を増加し割賦を強め行礎を堅固ならしむるの基なるを以て是れ亦一考の値なしとせざるなり。

第二者に於ては立法的に最高限を定め其範圍内に於て銀行之を定め資金放下部預金と稱する特別預金に於ては自由なり(理事監事の決議を以て定む)第三者はヨークシャー片銀行及ナショナル片銀行の二行にして西曆千九百七年末には其預金額都合千九百二十八萬五千磅に達し普通株式銀行が資を別ちて貯蓄業を經營する者も此級に屬す其他前記の放下部預金六百九十九萬二千磅及第二者の信託預金二百十六萬八千磅ありて是等は皆第六章第一節第一目に掲載する所の預金の外なりとす請ふ今一步を進めて各部局及行務取扱の一端を述ん

一 資金放下部

本部は預金者の爲め有益にして安全なる資金の放下を斡旋する所にして其設立後盛衰交々到りしも現行法は西曆千九百四年エドワルド第七世第四號第八章

第八項を以て定められ當時信託貯蓄の銀行にして本部を有する者十有二行預金額四百七十二萬六千磅に止まりしも爾來著しく發達し西曆千九百七年には之を有する行數三十三行預金六百九十九萬二千磅に達し左の條件に従ひ本部を開くことを許さる

- 一 二十萬磅以上普通預金を有し公衆の爲め毎日開店すること
- 二 資金の放下は之を各預金者に分配せず之を一種の財團と爲し預金高に對し利子を配當し引出は全額(預入金に利子を元組したる高)に限り部分の引出を許さず放下は銀行中の専務委員之を掌とり普通職務上の義務の外特別の責任なり而して國家は之に對し一切の責を負はず
- 三 預金は五百磅を以て限度とし預入は一回若くは數回に之を爲すことを得
- 四 本部預金者は少くとも普通預金五十磅を有することを要す
- 五 利率は二歩半乃至三步と爲し別に法定の制限なし

右の外グラスゴー貯蓄銀行及アベルデーン貯蓄銀行は放下信託部なる者を有し西曆千八百九十一年の股格なる制限外に立て公衆の便宜を圖り同千九百七年

十一月二十日には前者は此信託部に百九十萬六千七百三磅後者は二十六萬千二百二十磅の預金を爲せり。總て是等預金の利子は郵便貯金及信託貯金銀行の利子二分半の制限ありより高く市場に於て利率の高き時期に於ては全體に於て貯金を涵養するの効力あり。然れども公衆の貯金を爲すは主として元金を安全ならしめ不測の必要に應ずるにありて利殖の如きは之を客位に置くものあれば西暦千九百七年の高利期に於ても郵便貯金の如きは敢て著しき影響を受けず引出高少しく預入高に超過せしも利子元組の爲め總貯金高には却つて六十六萬五千磅の増加を來し五分五厘實際は利子付け方の続にて二分四厘となるを通例とするの低率を以て郵便及信託兩種の預約金二億九百萬磅を維持せり

二 公債購入部

本部は預金者の爲め公債を購入し之が保管を計る者にして預金者は其望に依り五百磅までの公債の購入を本部へ請求することを得。本部は西暦千八百八十年創めて之を開き爾後年々多少の購入を爲し信託貯蓄銀行は西暦千九百七年十一月二十日に於て貯金者の爲め二百四十八萬千磅の公債を保管し郵便貯金局は同

年年初に於て千八百九十八萬六千九百九十九磅を購入保管せり

〔附言〕獨逸に於ても貯金事業大に發達し目下千九百萬圓の通帳を發行し金高百三十五億馬に達す而して獨逸は郵便貯金の製を設けず地方團體之を監督し其徵稅力と財産を以て之を保證し三分半乃至四分の利を付し貯蓄預金は公債と其地位を同ふす

第二編 第二卷 終

訂正増補 財政と金融 坤

第二編 第三卷 銀行の管理

第三卷 銀行の理管

第一章 經營及處理

第一節 經營の概要

第一目 役員へ融通の制限

銀行員に當該銀行の資金を貸付け若くは當該行員の手形を割引するは弊害生じ易きものなるを以て本編第一章第十節に陳述せし如く米國に於ては之に關し精密なる調査を遂げ既説の如き結果を得たり然るに爾後同國貨幣局長は職務上の經驗より其必要を感じ政府へ之が制限を置くを可とする旨を報告せり我國の經歷殊に近時の情況は不幸にして此事の必要を感ずるものなしとせず獨逸に於ても過般の銀行界の困難は一般經濟より來るに非ずして銀行役員の不正直なるに原因するもの多しとするの論者少からず此點に於て多少の監督を要するは之を内外の經驗に照し疑を容るゝの餘地を存せず抑々外面法規上の檢束は内部

事務取扱の精神と相伴はざれば其効力甚だ薄しと雖も又全然之を内部の警戒に一任し外部の監督を怠るが如きは固より是れ處世の道に非ざるなり、須らく内外相應じて其効力を全ふするの策を講ぜざる可らざるなり

第二目 資金放下の制限

一口の貸付割引は資本金若くは全資金と幾分の比例を保つを要す、例へば其極度を資本金額の五分若くは一割となすが如きは是なり、元來一口の貸付割引の過多なるの弊害は著明なるものにして特に説明を要せず、其法律の規定は之を米國の國立銀行法及我舊國立銀行條例に於て之を見るを得べく、而して其實例は前説のライプチヒ銀行、我國の舊第三十三國立銀行、米國デットロイト銀行トヘカ第一國立銀行資本三十萬弗にして一口の貸付百二十萬弗に達し破綻を生ぜり等にありて、般鑑遠きに非ざるなり、北米合衆國紐育洲は是に觀る所ありて西曆千九百五年四月二十二日の法律を以て左の如く制限を設けたり

一口の割引若くは貸付は資本金及積立金の十分の一従前は五分の一を超ゆる可らず、但確實なる質物を以て擔保せられたる者は同上の四割までを許すことを

得質物の實價は融通金高に對し一割五分以上高きを要す

然りと然も本問題も前項問題と等しく假令外面制度上に限度あるも内部に於て之を顧慮すること深からざれば其効用極めて薄弱にして只成規の表面を蔽ふが爲め幾分の手數を要するに過ぎるべし、去れど又國家が金融事業を保護する上に於て固より慮らざるの一事項に屬し其効用全く之なきに優れる哉論を俟たず、第一目及本目の如きは銀行事業の尙ほ幼稚なる時期に於ては、實驗の必要より寧ろ教育的の効用あるものとす、而して兩者共に多少營業の自由に干渉する氣味あるを以て其必要あれば法律を以て之を規定するを要す

預金の放下に就ては本編第一章第九節及第十七節に於て論じたるが如き方法注意の必要ありと雖も預金取扱の如きは營業の自由行動に任ずべきものにして法律を以て之を支配せんと欲するが如きは所謂是れ小鮮を養るものなり、故に銀行は之が爲め國家を煩はさず之を大にしては國家の爲め之を小にしては自衛の爲め自ら適當の方法を設け以て過なきを期せざる可らず

第三目 報告を明確にする事

第一章 經營及處理 第一節 經營の概要 第二目 資金放下の制限 第三目 報告を明確にする事

諸般の報告を明かにするの必要は論を俟たず、然れども是れ亦程度と區域とに就て論なきを得ず。凡そ天下の事其公的たると私的たるを問はず、多少の秘密なきを得ず、金融機關に於て殊に然りとす、徒らに誤解を招き、株式價格等に影響し、又は營業上の障害を及ぼす者の如きは、多少の斟酌なきを得ず、又報告煩累に回数多に失するときは所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しの譬に漏れず、看者倦怠して之を重んぜず、高閣に束ねて報告其要を失ひ、徒らに會社の費用を増加するの不經濟の結果を生じ、却て定期の簡明なる報告の簡易にして其要を摘發するの易きに若かざるものあり、屢々煩累に過るの報告を爲すは所謂黒人の爲には必要なく、素人の爲には誤解を招くの虞なしとせず、夫れ事に節ありて物に度あるは天下の通義なり、事大小となく、其中を得るを必要とす、然りと雖も、知らしむ可らず、據らしむべし、是れ未開時代の陋習にして之を今日に學ぶ可らざるは論を俟たず、然らば即ち公衆をして之を知らしめ、自由に其選擇力を使用せしむるは報告を措て他に求むる所なし、正に適當の方法を設け、正確の報告を爲さしむるは銀行の經營監督上最も必要にして且つ有効なる事の一に屬す、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉。

資金の固定

因に記す前目掲載の紐育州法にて信託會社の報告に左の改正を加へたり
營業報告は、毎三箇月を一期とし、一週年に四回呈出すべし、舊法に六月末十二月末の三回なりしに、此度は事業の發達と共に之を四回に増加せり

第四目 資本の固定其他の不當行爲

資金を固定するは商業銀行の最も忌む所なるを以て、有價證券殊に株式に資金を投ずるには多少の制限を設くるも不可なかる可し、然れども其擔保價格設定の如きは所謂營業の駈引に屬し法規を以て規定すべきものに非ざるあり、又監督廳と雖も高低顯著にして其不當なる十目の視る所十指の指す所となり、之を默過すること能はざる場合の外漫に干渉す可らざるは勿論なり、然りと雖も流込株式の賣却期限、準備金、積立金の放資の爲め、選ぶ所の有價證券の如きは立法行政の力を以て或は之を制限し、或は有効的勸告又は友誼的勸誘を爲すは亦以て無用の事に非ざるべし、又近時卅七年十月倫敦タイムズ新聞は左の五點を掲げて銀行の不良行爲なりと論ぜり

不當行爲

一 漫りに長期市町村債の應募勸誘に屈服すること

第一章 經營及處理 第一節 經營の概要 第四目 資本の固定其他不當行爲

- 二 特定不動産(是に限ると云ふ如き事情付のもの)に對し貸付を爲すこと
 - 三 半成の建物を抵當とすること
 - 四 年賦償還の如き長期に亘る貸付を爲すこと(商業銀行に就て云ふなり)
 - 五 準備を薄弱ならしむること
- 是れ實に吾人の意を得たるものにして一號は動もすれば資金を固定し二號より五號に至るまでは競争を恐るゝに出るものにして殊に第五號の如きは割賦を減少するを虞るゝより生ずる弊習なりとす豈に戒めざる可んや

第五目 共同經營の擴張

既に共同經營の利益を察し、交換事業を擴張し、利率、手数料等を一定し相互間に特種の貨幣を供給し其他必要に應じ、友誼的援助を爲すの美風流行して其結果頗る見るべきものなしとせず、然れども隨を得て蜀を望むは人情の常にして尙ほ一二の冀望なしとせず何ぞ哉曰く危險の分配及共同參考帖設置の事はなり蓋し危險の分配とは再保險の名の稱下に夕に保險會社中に行はるゝ所の當然の原因より生ずる損失の度合或程度以上に達するときは同盟會社中に之を分配して共同

危險の分

負擔とし以て相互に應援する方法に倣ひ同盟銀行中自己の過失に非ずして損失を受け其度合或程度以上に達するときは同盟の共同負擔とし相互に應援するを云ふ者にして彼の預金保險と共に此方法を行へば銀行界の基礎に更に一層の鞏固を加ふるや論を竣たず

共同參考帖

共同參考帖とは銀行所在市中に一中心を設け是に同盟各行に於て見聞若くは經驗したる市場の情況及顧客取引人等に關する事項を報告し參考局に於て之を編纂し同盟各行の閱覽の便に供する者を云ふ方今顧客は必要ありて其對手者の内情を知らんと欲するときは之を其銀行に就て探知するを通例とす然れども銀行と雖も盡く之を知るを得ず其確答を爲すには夫々相當の人物に就て之を聴かざるを得ず然るに其所謂相當人物は常に同所に在るを得ず又閑日月を有するを期する能はず、參考帖に就て之を求むれば忽ち其要領を得べくして效用の多大なる多辯を要せず、參考帖には事實を歴史的に編纂し各行は自己の得策失策及内外より受けたる詐僞手段等を詳細に報告して參考帖に記入し置くを要す。如上二様の方法は近時英國に於て専ら唱導せらるゝ所にして未だ實施を見ずと雖も其銀

行界に大功あるは論を俟たず一は保險會社に其例あり一は興信機關の發達にして之を行ふに難からず只同盟の德義を要する耳採りて以て利用せば亦以て大に益する所あるを疑はず

第二節 處理の概要

第一目 職員の兼掌

古の仕ふる者は積せず田者は漁せず利を兼ね物を盡すを得ざればなり詩に曰く彼に遺秉あり此の滯穗あり伊れ寡婦の利と夫れ然り然らば即ち役員の兼務は努めて之を避けざるを得ず彼の掃取役と監査役の如きは性質上固より兼攝するを得ざるものなるを以て其不可なるは論を俟たず而して重役が數會社の役員を兼ねるが如きは時に事務上の便利なしとせずと雖も同業なるときは所謂「商賈敵」となるの場合なしとせず生産分配の事業なるときは資本の供給者と需要者を同一人に併せ運輸會社なるときは亦た將に商工の利益と衝突することなしとせず造船會社又は原料品生産業亦た然り其他曰く何曰く何殆ど枚舉するに暇あらず

重役の職
務兼掌

斯の如きは勿々の際或は免れ難き情勢ありて日本の近況及獨逸の實況其已を得ざるを示すもの少しとせずと雖も是れ常態に非ずして一時の變態なるを以て事情の許す限り可成速かに避けざる可らず蓋し創業の時は事情單純人心剛直意氣旺盛にして仁義を先にし得失を後にするの美風存し弊害或は少くして暫く恕すべきも歲月漸やく積み事情纏綿人老ひ氣衰へ所謂智は狡に理は利にし德義を後にして得失を先にし而かも其得失個人に關する者を主とし面皮漸やく胼胝を生ずるに至りては不知不識の間牢として抜く可らざるの情弊を生ずるなきを保せず。轉近卅五年五月發覺したる埃國の「ランドル」銀行の盜難の如きは實に銀行員の他業に關係するの不可なるを證するに餘りあり抱間弊株常秩あり豈に顧みざる可ん哉抑々該行は資本八千餘萬「クローネ」を有し破綻の前年には二割の配當を爲し名聲内外に噴々たりしに其支拂方の一人指を種々の投機事業に染め剩さへ數箇所の自轉車製造所の社員となり暴富を得んと試み其重役に信用を博せしを奇貨とし同行の交換所との出納に關する通帳を濫用し六箇年の久しきに涉り行金を窃取し調査の結果其高四百六十萬「クローネ」の巨額に達し歐洲銀行界を震動せ

り、豈に戒めざる可ん哉

職務兼掌の事は只に重役間に止まらず支配人以下に於ても亦犬に慮らざるを得ざるなり、例へば支拂方と支拂原簿の主任者とは決して兼掌せしむ可らず何となれば若し此兩者をして兼掌せしむることあれば一面に於て支拂方として手形小切手の振出人が使用する所の署名の筆跡を研究し之が偽筆をなし以て手形小切手を贋造し自ら之を拂ひ一面に於ては原簿の主人として自ら其支出を原簿に記入するを得るを以て詐欺行れ易ふして發覺困難なればなり、若又此場合に於て外部の共謀者と心を合せ竊かに贋造の手形小切手を彼に與へ彼をして振出人又は其代理者たるを装はしむるときは外面に缺點なく詐欺容易に行はるゝを得べし我國に於ては未だ其例を聞かずと雖も外國に於ては方今注意深き銀行は手形及小切手の支拂はれたる者は塗抹の上之を其振出人に返戻するを以て通例とす、此注意をなす銀行に於ては斯の如き詐欺長く行はるゝの餘地なしと雖も前記の兼務行はるゝときは發見の道なし又小切手が他店に於て支拂はれ交換所を廻りて宛てられ銀行に歸るときは其間日數を閱するを以て詐欺行はれ易し況や前記

支配人以下
の職務に
注意すべし

支拂原簿
の返戻
の手形

小切手か
返戻する
ときは詐
欺行はれ
易し

實例

返戻の方法を採らざるの銀行に於てを(通帳の出納に注意すれば可なりと雖も多忙中には随分行はれ難し)右の注意を缺くときは數年の間其發見を免るゝことなしとせず、過般の有名なるリパブル銀行の行金竊取金高十六萬九千五百磅に達し内九萬九千六百十五磅は裁判官の注意(注意とは成るゝく宣告を延べ出來得る限り回収に便宜を與へしものなり)を以て銀行に因收せり事件も右に類似の方法に依り行はれたり該行は右の返戻法を行はず殆ど三年の間其使用人の不正を發見する能はざりき、前車の覆るは後者の戒め以て鑑みずんべある可らず又通帳の交付を掌る者は其交付回収の元帳の主仕若くは支拂方に兼務せしむ可らず、何となれば前者は通帳の重複交付及改描後者は過振の弊を容易ならしむればなり

第二目 役員の勤務替

役員の兼務と共に注意すべきは役員勤務替の事はなり、蓋し同一人をして長く同事務に従事せしむるは利害相伴ひ其害利に勝ること多し、宜しく適當の期間に勤務替を命じ事務停滯の弊を排し改良を容易ならしめ併せて事情の纏綿を豫防すべきなり又休暇は不分割即ち例規の時日は引續て休暇を取らしむるを好しと

す分割休暇例へば隔日休暇の如きは行務の爲にも役員の爲にも好都合なるを得ず、而して其休暇中は互に他の掛長をして臨時に兼務又は代理せしむべし、然るときは事務の停滯を免れ併せて新らしき眼を以て他掛を見て改良を促すの近因となること多し、俗に所謂岡目八目亦用なきに非るなり

第三目 通帳及小切手帳の交付

通帳及小切手帳は之を本人に交付し代理人に交付す可らず本人に交付し難き場合に於ては郵送するを本則とす元來通帳は其所持人懐中の寫真なれば漫に他見を許さざるは論なき耳而して小切手帳は他人の手に渡るとき濫用生じ易し、萬一代人が眞正の代理に非ず又は不正を働き預け入金額を改描し、又は署名を似せ若くは印影を贗造し第一目に記載せしが如き詐欺の仲間となるときは通帳の所持人は勿論銀行に於ても非常の損失若くは面倒を免れざるべし斯の如きは事小なるが如しと雖も一片の注意能く厄難を避るを得べく忽諸に附すべきに非ざるなり

第四目 競争の要點

利子手数料を以て競争する可なり

當座に附する利子を削減す可なり

抑や銀行の競争は其確實なると華主に便宜を與ふるとの二點に存し争は義にありて利にあらざり利子手数料の高低、支店の濫設等を以て之を試みるが如きは最も不可なり、斯の如きは同業中の申合を以て固く相戒めざるを得ざるなり、然るに銀行が資金を招くに急にして預金利子に高率を約し定期は暫く之を措くも當座の率を高ふし、甚しきに至りては貯蓄預金の利率を著しき高度に定むるが如き實に恕す可らざるの行爲と云はざるを得ず、而して當座に日歩を附するが如きは本編第一章第十一節第六目に於て論ぜしが如く小切手過振の弊を誘發す況や其高低を以て競争を試みるに於てや其害何れの邊に達すべき哉、豫め測知するを得ず、豈に戒めざる可んや、然れども斯の如きは立法の規定行政の監督を以て有効に之を矯正し難し、宜しく内部の申合を以て相互の間に固く戒めざるを得ざる所、者とす、輒近歐米の繁盛なる場所に於ては概ね當座に利子を附せず、而して紙幣發行銀行は預金に利子を附せざるを以て本則とす、是蓋し他の銀行の如く資金を呼ぶの必要なく、又既に發行權を有するを以て他行の如く預金拂戻の爲め準備を保有するの要なく、發行餘力あれば金員の全額を拂ひ出し得るの自由あるに因るも

のとす、獨逸帝國銀行の如きは其資本額及準備金額を限度とし、利子附預金を爲すの權能を有す(銀行法第十三條第七項)と雖も、他行に對し振替勘定の増加するに従ひ資金裕かにして預金を爲すの必要なく、當初普濟西銀行より引受けたる利子附預金は既に西曆千八百七十九年中之を返附せり(該行は豫告の上返付を爲すの權能を要す、佛國中央銀行亦利子附預金を歡迎せず、方今文明諸國に於ける大銀行が預金に對するの態度概ね斯の如し、然るに預金の高非常の巨額に達すること第一章第九節に記載するが如きは一見甚だ奇なるが如しと雖も、是れ奇に似て奇に非ず、何となれば預金の多きは主として商取引の爲め手形の割引と振替勘定の多きとに由ればなり、我國の現況急に當座の利子を全廢するを得ざるべしと雖も、先づ周圍の情況を改善し漸を以て歐米先進國の轍に倣はざるを得ざるは論を俟たざるなり

第二章 銀行の監督

第一節 總論

情々古今内外銀行事業の盛衰浮沈の事蹟を推るに其冷熱は恰も四季の循環するが如く、而して時に暴風を起し黒雲天を覆ひ、士沙を捲き怒濤を騰げ、天地暗濛咫尺を辨せず、激浪南海に漲り、渦中に投ぜらるゝ者は皆將に災の身に及ふを見て叫喚救助を求めて已まず、偶々幸運にして沈没の災を免れたる者も産を破り家を失ひ、茫然自失爲す所を知らず、漫りに行政當局又は中央銀行に向て種々の注文をなし、號して救濟策と稱するに其例に乏しからず、甚しきに至りては更に進て立法府に向ひ、或は潮水の汎濫なからしめ、或は既に破壊したる堤防の修覆を望し、喧々囂々騒然として其止まる所を知らず、而して風雲稍やく治まり、旭輝朗かに月高く風清うして白露將に降らんとするに及ては、曩の叫喚苦熱を忘れ、喉下一降其熱を忘るゝの譬に漏れず、捲土重來再び黒雲を起し、狂瀾を揚げ、其炎之を前回に比して更に甚しきものあるを見ざるものゝ如し、斯の如きは畢竟民間當事者、刻下の情況に眩惑し、冷靜なる頭腦を以て諸般の現象を分疏し、永久の利益を圖るを忘れ、奸譎の徒之に乗じ、不良を圖るもの多きに居るの致す所にして、固より大に慎まざる可からざるものあり、而して立法府及行政當局の有司亦時に同様の誤謬に陥るなきを

保せず、須らく之を深遠なる學理に徴し、古今の事實に鑑み、以て大に研究する所なる可らず。

第二節 監督に就ての輿論

第一目 監督を必要とする論

近時銀行の破綻に就き米國に於ては既に預金保險の所に於て記載せしが如き調査ありて其基礎をして確實ならしめんとするの計畫あり我國に於ても輓近銀行條例改正の聲稍く高く既に數年の宿題となり獨逸に於ても之最近の事實に鑑み株式會社に向て一層嚴重の監督法を設くるの必要を説く者少しとせず、彼有名なワダネル氏の如き即ち其一人なり、同氏は商法中の株式會社に關する條項の如きは畢竟形式的規定に過ぎず故に之に加ふるに經濟上の關係に基ける特別行政の規定を以てし株式組織に成る者は勿論場合に依りては他の組織に成る者をも總て事業を其經濟上の目的に依り區分し、各種類毎に之に相當する特別の規定を設くるを要すとの意見を把持し大に其論を主張し一世を警醒す意見深刻

特別の必要ある者は特別の規定を設くるを要す

眼光紙背に徹り頗る時勢に剴切なるものあり、今之を我國の近況に照すに大に鑑みる所なしとせず、氏は更に進んで獨逸銀行行爲の諸弊を論じ痛く其投機事業に關係するを戒め就中土地の賣買上秘密に投機を試み外國の債券銀行に關與するを戒め殊に露國の有價證券に資金を投ずるを危険とし且つ彼等銀行が景氣好き時期に當ては或は取引所に於ける取引を援助し或は新會社を起し舊會社を變更し其資本を増加する等種々の方法に依て過度の投機を奨勵し爲に經濟上の變動をして一層激甚ならしめ其反動の勢を強うするの結果を招くを慨し愛世の情言外に溢れ議論慙慙にして所説甚だ懇篤なり、ロツセル氏の如きも亦今を去ること十二年前既に露國への投資を戒め外國金主は唯に紙片を得るのみにして而かも其紙片は露の機嫌を損せざる間のみ價格を有すべしと云へり、當時露の國情審かならず世其領土の龐大なるに眩惑し妄信是れ事とせしに氏の所見の如きは實に一見地を抜くものと云ふべし。

第二目 前目に對する駁論

然るに又一方にはワダネル氏の意見は稀に見る所の現象を捕へ來りて直ちに

之を一般に推するものにして獨逸銀行が露國有價證券の投機に關係したるか如きは西曆千八百七十九年乃至同千八百八十一年に於て其事伯林商業會社中に行れたる時に過ぎずして敢て一般に流行せしに非ず且つ其國際上の關係に於ては事ろ嘉すべきものありと論じ之を恕する者なしとせず然りと雖も是れ銀行事業と國家の高等政略に屬すべき國勢擴張の必用とを混同したるものにして中央銀行が國際政略上或場合に於て普通經濟方策以外に進出するが如きは大體上時に或は特に免れ能はざるの事情あるべきも斯の如きは是れ一般銀行事業として其軌道を脱するものにして固より正鵠を得たるものに非ざるなり豈に慎まざる可ん哉

又彼等はワグネル氏の銀行が過度の投機を促すと云ふの意見に對しては西曆千八百九十九年のツレスデン銀行報告中の一節に

金融界の正に逼迫を告ぐるに當り公衆は漸やく有價證券の買入に熱中せり是に於て本行は可及的之を抑制し時に是が爲に生ぜし資金借入の請求の如きは斷じて之を止むるを以て義務と信じたり

とあるを捕へ來つて銀行は相當の注意を爲すものとなし得々たるの狀あり然る

に墨痕未だ乾かず早くも西曆千九百一年ツレスデン銀行は獨逸銀行中彼のライプチヒ銀行に次ぎて大困難に陥りし者の一にして而かも其顯著なるものなりしは蔽ふ可らざるの事實なり嗚呼何ぞ其言の事實と一致せざる此の如きや財界の變は猶ほ陣頭鬪戰の如し兵家の所謂敵は常に最上の手段に出て障礙は常に最大なるべしとの金言は商家亦常に之を服膺せざる可らず豈に深重の注意監督の要なしとせん哉獨逸銀行が内商工業の發達を幫助し外自國の名聲を宣揚せし功勞は固より没す可きに非ざるも其本末を誤りたるは同國近時の經濟界を紊亂し商界に沈滞を惹起せしの一因たらざるを得ず其功罪相償ふや否やに就て世上論なき能はざるなり然るに彼等は銀行が外國の證券に關與せしことに就て論じて曰く

活潑なる國際的關係を有する邦國に在ては相互の債務を調理する爲め外國の有價證券を所有するは甚だ望ましきことにして殆ど必要已む可らざる事に屬す方今獨逸が年々外國より吸收する所の五億餘萬馬の利子は獨逸國民の繁榮の爲め並に其債務の平均を保つ爲に最も重要な動を爲すものなり是の如く外國が獨逸に對して債務を買ふの事實は即ち獨逸が益々繁榮に赴き其商業の隆運を卜すべき健康なる徵證なりと謂つべく其資本の輸出に伴ふて商品の輸出を増進し且つ外國に於る獨逸人の職

業を廣め其結果國民一般勞働者に至るまで之が爲に利益を享けざるなし。西曆千八百六十年乃至同千八百九十二年の間に獨逸が單に米露兩國の有價證券を收得したる高のみにても凡そ十億萬馬に達し實に非常の成績と云ふべし。嘗て外國の證券を買収したるが爲に招きたる多少の損失は畢竟此の如き好成绩を得る爲の「月謝」と稱して可なり。而して之に伴ふて生ずる間接の利益亦少しとせず。其一例を舉れば獨逸の銀行の發行したる手形は海外に於て獨逸勸定にて金融上の取引あるが爲に現に到處に名譽あり。是れ商品取引のみを以て到底期し難き好果なり云々。

第三目 獨逸銀行の不成績及其他の實例

彼等の所論斯の如し今單に一片の議論とし之を見れば其論旨敢て不可なるものなしと雖も、抑々獨逸は其經濟事情に於て一個新開の國たるを免れず、輓近商工業の隆盛なる實に旭日冲天の勢ありと雖も諸設の施設尙ほ内國に於て資金を要するもの多し、加ふるに其殖民政略に於て近時地金缺乏の歎聲漸やく高く英國の如き老成國に比するは勿論、佛國の如く資金内に充實する者に比して同日の論に非ざるは輿論の認むる所にして漫りに外國に放資するは其時期に就て疑なき能はず、ワグネル氏の所論蓋し當らずと雖も遠からざるに似たり、然りと雖も世人の事を觀るに差異あるは尙ほ其面の如きの譬に漏れず、彼等更に其論鋒を進めて曰

蓋し是の如き金融上の活動は屢々商品貿易の先驅を爲し因て獨逸をして英國の仲間商業の繩絆を脱することを得せしめたり、即ち西曆千八百七十年代に至り彼の獨逸銀行(是は銀行名なり)は獨逸の對外貿易上必要なる金融上の取引を獨逸金融界に誘入するの目的を標榜して外國に於て代理店を開き支店を設け外國の事業に關與する等、若々其歩を進めて爲に一層英國の繩絆を脱するの期を早めたり。當時世人の之に贊する者甚少かりしと雖も幾もなく他の諸銀行も亦相次ぎ其轍に倣ひ而かも著しき成功を得たり、是に於て獨逸の輸出業者の爲に倫敦市場に於て金融の途を啓きたるのみならず、海外各國に獨逸貨幣を注射し獨逸産物の爲替を買ひ以て爲替の出入を獨逸市場の融通を助け殊に各銀行は貿易業者に其輸出人の爲に信用を與へ以て海外貿易を擴張進歩せしめたるの功力は實に蔽ふ可らざる所とす。獨逸の海外貿易に付て然るのみならず、獨逸國內の生産事業の發達に關する獨逸各銀行の功亦實に偉大なるものあり、即ち或は自ら直接に工業に關與し或は小規模の事業を變して株式組織たらしめ、或は平素各種企業者に向て融通を圖る等、百方工業者を援助し、之に因て始めて起る所の企業者を助け、其成立を容易にしたるの事實は實に枚擧するに暇あらざるなり云々。

前段論ずる所は外國貿易に關係する銀行の當然なすべきの事業にして別に論すべきものなく、彼の外國有價證券の應募に關係なく、只外國爲替に従事する銀行は其資金裕かなるときは爲替の目下の出合には差支へなきを度とし一時資金を之に放下するを妨げざる耳、後段論ずる所の、自ら直接に工業に關與するが如きは

断じて不可なり而して事業の發達を幫助せんが爲め株金の拂込を容易ならしめ其他起業者に向て融通するが如きは別に相應の機關を設くるを要す。斯の如きは一般商業銀行の能く安全になし得る所に非ざるなり。股鑑遠からず彼のライプツヒ銀行等にあり復た何を乎疑はん。抑々該行は資本四千八百萬馬の大銀行にして名聲内外に高く獨逸銀行中屈指の者なりしに一朝行爲の經營を誤り八千五百萬馬資本及積立金の總高を超過せり。の巨額をキャッセル、ツレベル、ツロクニエング會社に融通し資金固定して動かす終に倒産の否運に陥り、市場に一恐慌を惹起し中央銀行をして爲に二億八千五百二十二萬餘の紙幣を發行し二億八千六百四十六萬馬の融通を爲すの已むを得ざるに至らしめ一億七百六十八萬馬の正貨準備の減少を見るの結果を生ずるに至りたるは再昨の出來事にして吾人の目撃せし所なり而して其餘聲明治三十五年に至り尙ほ止まず三十四年五月と三十五年の五月とに於ける勞力需用の實況を比較するに三十四年は男工百人の募集に對する應募者百四十五人にして三十五年は百七十二人に達し女工百人の募集に對し三十六年は應募者百七十七人九分に止まりしに三十七年は二百二十四人三分の多

獨逸銀行
事業の不成績

獨逸の實

獨逸の實

に上れり又三十五年六月下旬の獨逸「グノッセン」銀行の三百四十七萬馬の損失となり多少の動搖を醸せり。元來同行は西曆千八百六十四年の設立に係り李瀾西政府の用途となり屢々資本を増加し三千六百萬馬の大銀行にして確實を以て名あり然るに一朝其專務取締役の施設宜しきを失し深く新會社の設立に係り正に前記の大損害を生ずるに至れり其他「ホヘミヤ」の「セイント、ウエンチエルス、スバルカッセ」は同國屈指の貯蓄銀行なりしに數年の間帳簿書類の整理を欠き其亂雜なる殆ど名狀す可らず三十五年十月終に破綻を生じ調査の結果二十有六年の間虚偽の記入を以て行金四百萬「クロイネ」を窃取せられしを發見せり。抑々本行は古參の銀行にして其名内外に高く主として宗徒の預金となし其頭取は知名の高僧にして破綻の數月前羅馬法皇より名譽ある勳章を得たる人なるに歸つて破廉耻の罪に坐し固國の人となる。豈に異數の感なきを得ん哉。又卅七年二月「ブレイメン」に於ける「ユニマルン」父子の設立に係る銀行は有價證券の投機に係り外國に對し七百萬圓の負債を辨濟する能はず、内國へ對する分は殆ど算なく、是等に對し僅かに百萬圓の擔保を殘して倒産し之と同時に柏林に於ては銀行家某は深く内外露國

を含む公債又鐵道株の投機に關係し其額千三百五十萬圓に達し、百萬圓の負債に對し五萬圓の擔保あるのみにして倒産し其踪跡を暗ませり

最近の事例は西曆千九百十七年十月十七日に起りしハムボルのハリレル、ソーエレ會社の支拂停止なりとす、抑々該社は創立以來百十年を過ぎ同地金融機關の模範と仰がられ無比の信用を有せしに行務一朝軌道を脱して此悲運に遭遇せり、當初支拂停止の報市に傳はるや人々相顧みて容易に之を信ぜず、是れ唯一部人士の爲にする所あるの流言なりとし多くは之に介意せず、然るに時刻の移るに隨ひ事實相違なきを認め人々甫めて愕然とし殆ど手の舞足の踏むを知らず、進んで其實況を調査するに當り意外にも其資本は僅かに五百萬馬にして千四百萬馬の巨額をリーベツキの製絲事業、埃國アウシツヒの石炭及燃料事業等種々の事業に放下し、更に商品質貨及信用貸に千五百萬馬を投ぜしを發見せり、是に於て資金多は固定して融解の道なくリーベツキ、ステツチン及アウシツヒ地方の石油及石炭事業は爲に一時停業せざるを得ざるの悲境に陥り、影響遠く合衆國及南米地方に及びテキサスの一銀行は之が爲に支拂を停止せり、今一步を進んで該社實況の續を

ハムボルの小恐

見るに目下手元に存在する資金は百二十五萬馬にして千四百萬馬は全然引當物にして最々上々の結果を得るも債主に對し五割以上の割戻を爲し得ざるの情況たり、該行は基礎確實にして行爲謹慎其名風に内外に傳はり西曆千八百五十七年の恐慌の時の如きは率先救済に盡力し有力なる「シンデケート」を組織して大功を奏し久く獨逸銀行の模範と仰がれたり、噫呼昔日の救者今日翻つて哀を世上に請ふ所以のものは何ぞや大道に歩いて長安に到るを力めず岐路を踐んで荆棘に迷へばなり、該行にして尙且つ然り、然るを況や凡行劣等の輩に於てをや我國の銀行以て他山の石と爲す可らざるなり

ハリレル會社の倒産に引續き商工の倒産及支拂起りしこと二三に止まらず事ハムボレヒに起り殆ど全獨の覆ふの勢あり、就中其の不始末の最も甚しきものはアナトナに於ける獸臘製造業者ミイラ氏の例産にして終に刑事の關係を惹起するに至れり、是れ直接銀行に關せずと雖も方今市場の情況に於て等閑に附するを得ざるなり、氏の營業振は最も不謹慎なるものにして其調査の結果負債に屬する者は九百萬馬乃至千萬馬、内七百萬馬乃至八百萬馬は信用借ありて資産に屬する

者は僅かに二百萬馬に止まり獨逸銀行ライオンウエストフアリア割引會社を始めとし其他有名なる内外の銀行金融會社及商賣にして之に關係を有する者十箇を數ふるの實況たり其響輕微に非ざる知るべき而已

最近の實例は獨逸のゾーリンゲンなるゾーリンゲン銀行の破産なりとす西曆千九百八年七月二十六日破産の公告を爲せり抑も同所は獨逸刃物製造の中心にして其影響甚だ廣し該行は久しく二人の支配人の爲め行金を濫用せられ彼等共同して帳簿及報告を裝ひ世人は勿論株主と雖も久しく内部の真相を知る能はず事漸やく露はるゝに至り其一人は病歿し一人は自殺を遂げ某々の二大銀行爲に整理に着手せしと雖も紊亂極度に達し殆んど收拾す可らず小預金者の利益を全ふせんと欲すれば大預金者其他の債權者に多大の損失を被むらざるを得ず事容易に纏らず内部の詳細は之を知ると得ず各債權者は五割の割戻を得ざれば満足せざるべしとは世評の傳ふる所なり而して同行に關係ある有数の刃物製造者及輸出者中之が爲に倒産し同所の事情に曉通する或銀行は當時例産若くは支拂停止を爲す者少くとも更に四十箇所に及ぶべきを期せり是に於て一般製造事業、鑛

最近の實例

米國の實例

山事業、石炭事業に影響し少なからざる不景氣を惹起せり一行の倒産諸業に影響する斯の如し況哉獨逸銀行は直接間接に各種の事業に關係すること他國に例なき所なるに於てをや鑑ずみんばある可らざるなり

歐洲の實況既に然り今眼を轉じて米國の狀況如何を見るに亦以て寒心すべきものなしとせず其一例を示せば三十五年二月のチツロイト市貯蓄銀行の倒産の如き其最たるものと云はざるを得ず元來同行は同市に於ける屈指の銀行にして其副頭取某氏は同市の政治上實業上に敏腕家の聞へ最も高く出世甚だ速かにして頭角嶄然として顯はれ非常の才名を博せり而して其倒産の際まては行員の忠實精勵なるは該行の誇る所にして全市の許す所なりき然るに一朝前記副頭取指を投機事業に染め遂に洗滌するに由なく出納方と共謀し腐敗甚しく既に市場の顧みざる所の株式を質物とし行金を借入れ又無擔保にて九十萬弗の引出越を爲し内六十六萬二千弗は銀行をして小切手を保證せしめ以て擔保物を引出し更に融通を試み倒産當時には該副頭取が行金を私借せしもの百五十萬弗以上に達するの不始末を暴露せり又三十九年八月有名なるキャナダのオンタリオ銀行の支

配人某指を投機に染め行金百七十五萬弗を私借し銀行と共に斃れたり又キャナ
 農業銀行は其資本の大部分を鑛山に投下し交換尻を支拂ふこと能はずして西
 曆千九百十年十二月十九日其門戸を鎖し同二十七日には紐育市の北米銀行投機
 の爲に破綻せり是等の事例實に數ふるに遑あらず戒めずんばある可らざるなり
 又今回の紐育恐慌に於て有名なるネツカバカ信託會社の七千萬弗の預金も多
 くは債券主としてモールスの創始に係る者)の下受、長期貸及不確實なる質物及抵
 當物に放下し多くは役員私借する所となりたるを以て一朝不穩なる市況に際
 會し急に信用を失ひ未曾有の取付に遭遇し一時は殆ど立つ能はざるの勢を呈せ
 り又モルカントネルナショナル銀行も同様にして銅會社、凍氷會社其他五六の銀行
 と聯環しハインチエ兄弟モールストウマス兄弟の相互に株主と成り相互の株式
 を相互に質と爲し相互に貸借を構成し殆ど自他及銀行會社個人を區別する能は
 ず名て之を釣鑽主義と號し縱橫怪腕を振ひ市場を攪亂し終に大恐慌の魁となり
 一敗地に塗り復た立つ能はず未曾有の殘毒を流し長く史上に汚名を遺すに至れ
 り、慎まざればある可からざるなり而して西曆千九百八年の國中銀行の總倒産及

支拂停止は二百五十三行にして十三億五百萬弗に達し之を前恐慌の翌年なる同
 千八百九十四年の百二十五行六億二千五百萬弗に比して著しき増加なり、國立銀
 行の結果は比較的良好にして前記二百五十三行中三十四行の支拂停止を出し其
 過半は八年中に營業を開始せり

今回のシカゴ恐慌亦然り、同地の確實なる或銀行家は歎じて曰く予の經驗を以
 て之を見るに銀行の破綻は其重役が行金を私借するより出てざる者殆ど稀れな
 りと、然り實に彼のジョーリン、アール、ウラルン氏の如きは商工數種の事業に關係し
 其富力を以て多數銀行の牛耳を取り行金を濫用して非常の動亂を惹起せり、米人
 亦獨人の如く漸やく銀行と他事業とを混同するの弊害を悟り分業を必要とする
 の論漸やく勢力を得んとす、事既に遅しと雖も尙ほ慮らざるに勝れり

西曆千九百七年十二月下旬に於てデヨイヂヤ州のアトランタに於ける「ニール」
 銀行會社の資金をキューバ及アラバマノ土地に投下し回金を得る能はずして倒
 産し、其他恐慌に先ち紐育其他東部大都會の銀行にして土地投機に指を染むる者
 少からず公衆に説くに地價の騰貴すべきを以て其購買の利益あるを以てし所謂

五弗拂込法即ち土地購買の爲め毎月五弗宛を銀行に預入する方法を設け頻りに預金を集め密かに其金員を運轉して濫用是れ事とせり。斯の如くして普通銀行に預金を呼び其高二箇年間に約二億弗に達し爲に貯藏銀行の預金の減少を見るに至り事情に疏き移住民等多く此甘言に欺かれ其契約を履行する能はず甚だしき困難に陥りたり。請ふ試に是等不正會社の一例としてマハタン國際信託會社なる者の事蹟を示さん。

該社は名目上資本五十萬弗準備金五十萬弗共に紙上の數なりを以て設立し實際は黨類相寄り僅かに五千弗を醜金して外面を装ひ其一人先鋒となり五十萬弗の手形を會社に宛て該會社の株式二千五百箇とブルクソン銀行の株式三千十二箇(他の信用ある會社の株式を混用するは彼等の慣用手段なり狡猾惡むべし)を根抵當と爲し、オリエンタル銀行に就て其手形を割引し其五十萬弗を該會社へ預入れ斯くして現金約五十萬弗三割引したれば少しく減少し居るは無論なりを得次に二人の黨類出て來りて二十五萬弗を該會社より引出し前の先鋒者は更に「ボロ」銀行に手形を宛て之を該社の預金に組入れ之に對し十萬五千弗の現金を得

伊國の例

會社に餘す所は殘の十四萬五千弗と當初の醜金の五千弗のみにして餘は皆融通證券のみ也彼等の爲す所概ね斯の如し破れざらんと欲すと雖も豈に得べけん哉。右の外西曆千九百七年末に於ては伊國の「ミラン、ソシエタ」銀行深く工業に關係し大損失を蒙り元來該行は伊國有數の大銀行にして西曆千九百六年末には營業總高二億五千百法以上を報ずるの盛況を呈せしに一朝岐路に迷ひ行運大に衰へ五十萬法の資本を減じて二十萬法と爲し内五十萬法は行務議員「アドミニストレチーフ、カワンシル」に依り殘額五百萬法は「ミラン」の資本家なる「ペロニー」族に依り保護せられ幾かに倒産の悲運を免れたり、「コーペンハーゲン」地主銀行も亦株式賣買に關係し大損失を蒙り急劇の取付に遭遇し餘波小賣銀行「リテイルスバンク」に及び一場の騒動を惹起せり。曩に商業繁盛の時投下せられたる外國資本一時に引戻され一層の困難を醸せり外資の出入には大に注意を要す。是に於て政府も之を他山の石視する能はず「ナショナル」銀行及商業銀行等五個の大銀行と協議し約一千萬弗を支出して救濟せんことを定め互に其半額を請負ひ幾かに恐慌を防止することを得たり。銀行の工業及株式賣買に關係するの弊夫れ斯の如し。豈

坤 第二編 第三卷 銀行の管理
に鑑みざる可けんや

七三

佛國に於ても亦一種の論者ありて佛國輓近の事物に不満を抱き其工業を以し萎靡不振の否境に陥りたるものとし之が原因を銀行が工業に向て冷淡なるに歸し類りに獨逸銀行の行爲を賞揚し佛國青年に向て必要の企業心を缺きたる佛國銀行を去り獨逸銀行に入りて其業を習ふべしと勸告する者あり然るに獨逸人なるワグネル氏は卓然見る所ありて獨逸銀行をして成可速かに英國の所謂預金及割引銀行の域に入らしめん事に努むるものゝ如し是れ頗る吾人の意を得たるものと云つべし

最近の不始末の一は佛國に於て起りし有名なるロセツト事件なりとす彼は先づ西曆千九百一年に於て資本四百萬法を以て「エラ、マントル」なる一瓦斯會社を設立し同四年三百萬法を以て鑛山銀行を同五年二百萬法を以てラウイナ運送會社を同六年二千萬法を以て佛西銀行主として西班牙の鐵道建設に關係する者及二百五十萬法を以て佛白合同會社を設立し同七年に二個の鑛山會社を合併し一組合を構成し資本を一千萬法に増加し之を前記の鑛山銀行に結付け(失敗の因なり)

更に資本二千萬法を以てヘルツァ銅鑛會社を起し資本百萬法を以てアイスラント・モロツコ漁業會社を設立し同八年一月前記の瓦斯會社を擴張し資本を千五百萬法に増加し前記二銀行を中心と爲し縱橫市場を攪亂し黨與を五十箇所に分派し財界なる機關新聞を設け盛に自己設立の諸會社及事業の好望有利なる事を鼓吹せしめ以て新企圖の道を開かんとせり然れども前記諸會社の株式未だ取引所の門に入るを得ず西曆千九百七年十二月瓦斯會社の株式賣買に不都合を生じ其購買中引渡を得ざる者ありて是處に甫めて一訴訟を提起するに至り場外仲買にしてロセツト團會社の株式取扱者中困難に陥りし者少からず或商店の如きは爲に二百五十萬法の損失を受けたりと世評あり而して關係會社の株式盡く下落し勢收拾す可らず終に倒産せり

第四目 英國銀行の健全なる發達

英國の銀行が夙に盛大にして殆ど完全の域に達したるは羅馬帝國衰滅以來引續き大陸の政況久しく安固なるを得ず伊太利は勿論獨逸の如きも國內四分五裂し戰亂相繼ぎ殆ど寧日なく隨て諸般の事業萎靡して振はず佛國亦革命の多きに

苦み經濟上の發達最も之が影響を蒙りたるに反し英國は夙に政治上經濟上の統一を得一定の方針を以て着々事業の進歩を圖るを得たるに外ならず然れども英國銀行の行爲と雖も亦固より完全無缺と云ふを得ず其資金裕なるに方りては漫に「延期」撰擇等投機的取引の爲め融通を爲し資金正統の軌道を脱逸し商況の變動に應ずること能はず不測の變に遭遇することなしとせず(第一卷第十章第三節 第三目參看)

我國に於ても買進み賣叩き轉賣買戻等の方法ありて弊害更に甚し是等の方法は其適用の場合多々あるべしと雖も(製造業者が原料品を購入し又は其製品の代價を豫定するを要する場合等)畢竟事を未來に期する處の投機取引たるを免れず一たび則を踰るに於ては弊害百出或は收拾する能はざるに至らん然れども是れ事の惡に非ずして行の惡きなり慎まざればある可らざるなり

第三節 特別事業に對する特別監督の必要

第一目 銀行事業は其素質上特別の監督を要す

元來銀行は一種の營利事業にして其當事者亦常に學識經驗兼ね備はり清廉忠良の士たるを期するを得ず資金饒多にして餘裕あるときは其放下を精選するに暇あらず不知不識の間終に投機的事業に融通を與へ爲に恐慌の勢を助長するの誤謬なき能はざるなり英獨全國の銀行多少其趣を異にする雖も亦以て同様の弊に陥り起業心を煽動し公衆を誘惑し無謀の投機を促すの結果なしとせず而して奸譎の黨は之を奇貨として漫に會社の發起人となり極めて不確實なる企業に對し株券を發行し之を市場に流浮す然るに經驗に乏しく事實の真相を看破するの力量なき無辜の公衆は周圍の狀況爛漫たるに眩迷し鳩毒を仰ひて猶ほ死の近くを知らざるが如き形狀を呈するは之を史乘に徴して其例に乏しからず然りと雖も斯の如きは是れ變兆にして固より常體に非ざるなり夫れ變兆は一時に屬し久を保つ能はざるは天地の通義にして損失を惡み利益を愛するは人生の常情なり株式の相場漸やく下落の兆を顯す哉其所有者は速かに之を賣抜き損失を避んと欲し復た他を顧るに暇あらず所謂「賣急」の情勢に陥り之に反し市場は其下落極度に達するを待ちて購買を敢てせず所謂「見送」「買扣」の情勢を顯出し其下落遙かに需

給自然の關係より生ずべき價格以下に墜落するを通例とす。斯の如き場合に於ては有價證券の下落は日常需要品より一層甚しきものとす。何となれば後者は目下の必要の爲め全然其需用を斷つ能はずと雖も前者は全く之を見送ること自由なればなり。是に於てや恐慌に際し有價證券の下落は實に甚だしきものありて其垂低降下の勢恰も洪水の長堤を崩壊するが如く其損害の及ぶ所豫め測知す可らざるものあり而して其災概ね蟻穴より生ず。豈に蛇穴の大を待たん哉。彼の一般恐慌に際し銀行の破産するは外部の壓力の爲め或は已を得ざるものなしとせずと雖も其内部より破綻を生ずるが如きは大に戒めざるを得ざるなり。我國及獨逸の近例は暫く論外とし英國の如きも晩近グラスゴー銀行の破産あり(西曆千八百七十九年)ベヤリン兄弟會社の失敗あり(同千八百九十年)ドムベル銀行の困難あり(同千九百一年)戒めすんはある可らざるなり。

第二目 近年の實例

三十七年に於てもホメラニヤ銀行の支配人中職務濫用と日計表の詐記を以て處刑を受けたる者二人其嫌疑を受けたる後ち無罪の宣告を受けたる者一人を出

證券類の
下落は日
下用は日
よりも甚
し

米國

し、諸威のクリスチャニヤ商業銀行が過當に其資金を有價證券に投入し西曆千九百年以來非常の困難に陥り同千九百四年終に破産の不運に遭遇せしが如き實に著しき事例なり。最近に於ては北米合衆國ウイスコンシン州ミルウォーキー第一國立銀行頭取ビグロイ氏の二百八十萬圓の行金私借の發覺ありて一時金融界を震動せり。抑々同氏は米國有數の銀行家にして四十餘年該銀行に勤務し下役より漸次進みて頭取となり該行の今日ある氏の力多きに居り其柱石と仰がれ世の信用甚だ厚く七千五百六十三の銀行及信託會社を包含し二百二十億圓の資本を有する米洲銀行協會の總裁となり百餘萬圓の財産を有し受る所の給料亦甚だ豊かなりしに一朝指を投機に染め終に前記の非行を敢てせり此事實の發表は市場に恐慌を惹起するは勢の免れざる所なるを以て州政府は之に先ち該行に注意し支配人等亦之を諒とし大に決心し三百二十七萬圓を準備せり。端然として世上の動靜を窺へり。是に於て主要なる大口の預金者中には著しき異狀を生ぜざりしも貯蓄部預金者は不安の念に襲はれ引出し請求陸續踵を接し翌日に至り尙ほ止まざるの勢の呈せり。是に於てミルウォーキー交換所は該行資産負債の實況を廣告し公衆

に向て其安全なるを保證し、尙ほ物質的に其保證を確實にせんが爲め必要あれば該行の爲め二百萬圓の支出を爲すべしとの決議を爲し以て漸やく市場を平日の情態に復し行務を進行するを得せしめたり

佛國に於て西曆千九百五十年七八月の頃、プリンタムプ貯蓄銀行の支配人ヤルイゾーなる者指を投機事業に染め行金千六百万法の私借を爲し質物格價の不足三百萬法に達し一場の騒動を惹起し今尙ほ裁判未決の儘なり、元來、プリンタムプ店は吳服業を本業とし巴里に於て第三位を占め多少名を内外に知られたる者にしてヤルイゾーは吳服店の重役をも兼務せり兼務の弊又恐るべきなり戒めずんばある可らず又最近の合衆國貨幣頭の報告に據れば同國々立銀行の倒産は其設立總數の五分半にして倒産銀行財團拂戻點は負財の七割五分に達せしに他種の銀行の倒産は其總數の一割七分半に達し財團拂戻の高は四割五分に止まれり復た以て監督の効用を證するに餘りあり

最近の著しき銀行破綻は下獨逸銀行の倒産なり、抑々該行は百萬馬の資本を以て西曆千八百九十八年設立せられ當初ウエストフアリア銀行と稱し可なりに信

佛國

用を博し二十個の小銀行を合併し千二百萬馬に増資しドルトムントに移轉し下獨逸銀行と改名高利を以て預金を誘ひ伯林市場に於て一時其株式は百二十の高價を保てり、然れども其業體頗る險惡にして多くの會社に關係し其株式の投機賣買を爲し種々彌縫して七分の割賦を爲し其他穀物投機の爲め百萬馬を損失し西曆千九百十年六月伯林に於て其株式を賣却せしに購買者其代價を拂はず株式非常に下落しゴツデスベルヒの支店に於て劇しき取引起り本店は行務整理を名とし三日間の休業を公告し伯林の大銀行に援助を請へり、是に於て諸大銀行は直ちに委員を設け該行の資産負債を調査せしめしに事態紛雜を究め中央銀行も該行の手形百七十萬馬を所有し居るの實況にして他は推て知べく收拾す可らざるの勢を呈し其支配人オームなる者は刑事に觸るゝの極に至り該行は終に倒産の否運に陥れり而してオームが行金を濫用し關係したる事業の主たる者は釀造事業石坑航海自轉車製造、繩製造、ゴム細工及他の銀行事業等にして是等の事業多少の損失を被らざるなく一大恐慌を惹起せり

第三目 監督に付き寬嚴の兩説

第二章 銀行の監督 第三節 特別事業に對する特別監督の必要 第三目 監督に付き寬嚴の兩説

中央銀行其他の紙幣發行銀行及動産銀行不動産銀行等の如き一定の職務を帯び特權を有し特別の法規を奉ずる者の監督に就ては其規定粗々備はり且つ世論の定まるものありて方今殆ど論争の餘地を存せずと雖も普通銀行の監督に就ては多少の議論なき能はず即ち一は放任主義を採り國家の監督は實際に於て効力十分なる能はず只徒らに其名を美にし事實行はれ難き監督を爲さんとし公衆をして自ら取るべきの注意を怠らしむるの結果を生ずるの憾ありとし、一は監督の粗漫なるより實際生ずる所の重大なる結果を見聞し銀行當事者に對し憤懣の情禁ずる能はず過度に其行爲を追究せんとし極端なる干涉主義を唱ふる者なしとせず前者論旨の實例は屢々之を我國立銀行時代に於て見し所にして當時公衆は銀行の業務の内部當事者の技能動情等を見るに精ならず單に國立銀行は政府監督の下に在るを以て確實なりとせし事實なしとせず彼の有名なる國立銀行延期論の主張者中にも國立の二字を惜む者少からざりしは世人の記憶する所なり獨逸に於ても斯の如きの論なきに非ず今西曆千八百七十年六月十一日の法律理由を見るに左の如き議論あり

嚴格論者
は感情に
ず可ら

實際論の
根據

公衆は政府の約束する所の監督に重きを置き爲に自己の注意を怠る傾きのあるを以て徒らに實際行はれ得ざる監督を約束するは甚だ害あり。政府の監督は投機並に不確實なる事業を妨ぐるを得ざるは勿論却て之が爲に犠牲となる者を増すに至る、畢竟損失に對する最良の保障は各自の監督にありとす云々

又西曆千八百七十九年乃至八十年の起草に係る土地抵當銀行法案に就ても同様の意見を述たり即ち

政府は其負ひ能はざる責任を負ふものにして爲に其成敗を担し、公衆は政府の監督を信ずるが爲に若し之なくんば避けて近付かざるか又は一層慎重の注意を以て關係したる事業に對して漫りに其資金を放下するに至り爲に損害を蒙むるを免れず云々

我國に於ては近時宮内省御用の五字行はるゝこと甚だ廣く或は濫用の域に進むの感なしとせず獨逸に於ても近時彼の「ボンメルン」銀行に對して單に帝室銀行家なる名稱に惑ひ過當の信用を置き銀行と業務の實際に立入り其狀況を審査するの念なく漫りに之を信用し遂に大破綻を現出するに至りたるの例あり是等は徒らに其名を美にするの弊なりと雖も監督の寬嚴注意の深淺の如きは事業の種類經濟上利害關係の厚薄等に依り之を區別せざるを得ず即ち其過失誤謬の關す

る所單に當事者に止まる者は之を放任するも不可なしと雖も、彼の獨占事業の如きは多少の監督なきを得ず而して其關係決して當事者及直接間接の關係者に止まらず延ひて天下公衆の利害に及ぶ者に對しては嚴重の監督を要する哉論を竣たず、今銀行は前記第三の種類に屬す豈に相應の監督なくして可ならん哉、現に米國に於ては監督の比較的嚴重なる國立銀行に於て破綻少く其最も寛裕なる個人銀行に於て倒産最も多し其詳細は第二編第一卷第八章第三節第一目(あり)而して又検査の如きは監督の最有効なる者なり、請ふ次節に於て之を説かん

第四目 検査

一 全體の占有を要す

銀行の監督中最も有効なるは検査なり、抑々検査に國家的公的及私的の差ありて其執行に定期及臨時の別あり蓋し國家的検査とは國家の機關を以て之を執行し、公的検査とは公許の職業に依り之を爲し私的検査とは銀行相互間に於て之を爲し又は銀行部内に於て一組織を設けて之を爲すを云ふ、其國家的公的又は私的たるを問はず検査擔當者が其職務執行の爲め銀行に臨む時は銀行の全部を其占

監督の必要は何の故に起る

有の下に置くを検査の第一義とす、然らざれば各部の書類證券若くは現金を相互に融通し銀行全部の真相を見るを得ず、検査の効用を全ふし能はざるは多辯を要せずして明なり例へば検査官が出納掛の検査を終り未だ貸付掛に至り其検査に着手せざるに先ち出納掛に屬する證券を貸付掛に送付し以て擔保物の欠缺を補ひ又は現金の検査を爲すに先ち、出納方の現金を金櫃掛に回附するの間隙なしとせず、曾て紐育に於て其例ありしは世人の熟知する所なり、故に銀行の事業大にして部局多く検査の爲め數日を要し、錯雜混同の憂あるときは検査員は各部の事業を停止し現金及擔保物等に封印を付し検査を進行するの必要なしとせず(我國の銀行が國庫の出納を兼るは此點に於て不便なしとせず)實に營業時間中に事業を停止するは一種の「クォーター」即ち「羈道荒」の所爲なりと雖も銀行の事業中既に腐敗微菌の存在を認る場合に於ては其蕃殖を防ぐ爲に大手術を要するなしとせず而して大手術の爲に全身癱睡若くは局部癱睡術を施すは是れ實に已を得ざるの數なりとす、然れども検査は力めて營業を防げざる様に注意し成るべく敏捷に之を施行し而かも粗漏なきを期せざるを得ず、斯の如き結果を得るは検査員の誠實

と熟練とを要するは論を俟たず、彼の内部の自己検査の如きは成るべく営業時間後直ちに各部の検査に着手し、假令徹宵するも明日の営業の妨害を與へざるに力めざる可らず、其各部報告の如きは之を明日に譲り、委員長の報告は更に一兩日を後るゝも差支へなかるべし

二 検査は豫知せしむ可らず

凡そ検査は不意なるを要す、抑々検査は事實の真相を見るを目的とするものなるを以て、苟も漏縫修飾を許さず、受檢銀行にして豫め検査員の來るを知るに於ては例令百事整頓して特に修飾の要なしとするも多少の警戒を加ふるの情なしとせず、況や特に検査を要するが如き不整理の銀行に於ては、或る方其真相を隠蔽する方法を講じ、検査の効用をして其大半を失はしむべきは多辯を要せず、外國に於ても銀行は豫め検査の執行を探知し、相互の間に共謀して現金又は證券等を融通し、世俗に所謂「見せ金の奸策」を施し、甚しきに至りては大膽にも検査官が甲行より乙行に至るに其乗車中に現金を隠蔽し、検査官をして銀行の爲め見せ金を運搬せしめし、の奇談あり、元來斯の如きは事甚だ詭激なるに似たりと雖も、又以て爲し

難きの業に非ざるなり、即ち甲銀行は豫め検査官の來るを知り、悠々として「見せ金」の用意を爲し、其検査を終る哉、行員甘言を以て彼れ検査官を客室に導き、茶菓、巻煙草(特に大なるを要す、酷烈なるもの最も可なり、呵々)を饗し、間に乗じ、検査官の乙銀行に至る爲め、乗用する車の物入に見せ金を隠し置き、其甲行を辭して乙行に到る哉、乙銀行の役員は殊に慇懃に出て迎へ、追従甘言を以て先づ之を客室に導き、甲行に於けるが如く之を饗し、間に乗じ見せ金を車中より取り出し、検査を受るときは現金に極印其他の目印なきを以て検査官も其不正を看破する能はざるべし、故に検査官は斯の如き虞あるときは其検査物件が封金なるときは、苟かに封袋に記號を付し置くを好しとす、現に米國に於て或は検査官が行員が擔保物の不足を補はん爲に合衆國公債證書を甲乙兩掛の間に融通するの企圖あるを看破し、苟かに其記號を記憶し置き、奸曲を検舉したるの例あり、抑々検査員が検査の爲め畢生の力を盡すは當然のことなりと雖も、受檢銀行が其非行を隠蔽するは其利害に關すること大なるを以て、検査の精力も動もすれば、隠蔽の巧妙に一籌を輸することなしとせず、豈に努めざるを得ん哉

三 検査の目的

銀行検査なる者は銀行をして過誤失錯に陥らしめず其法律規則に罪を得るを豫防するの精神に出て併せて不良を懲し債権者を保護し金融界の安全を圖り延ひて公安を維持するの目的に出るをのなれば漫に蔽隠の檢舉を以て能事とするを得ざる哉論を埃たず施行上多少の斟酌なきを得ざるは論を埃たず然り而して實際に於ては検査の時期方面の選擇直接間接の警戒不意の突進等種々施すべきの術ありて存す黄河九曲直其中にあり察せずんばある可ざるなり

夫れ時期方面の選擇の金融の緊縮疏通及其圓滑を圖るに必要にして直接間接の警戒に豫防矯正に効あり而して突進は一部の時弊將に傳播の兆を呈するに當り短刀直入其禍根を斷ち一面の膺懲以て全面の墜落を救ふの術なり兩葉去らずんば將に斧柯を用ゆるの虞あり其他實地に就て施すべきの方法甚だ多し然れども是等は固より事實の發生に隨ひ其方法を異にせざるを得ず所謂實地問題なるを以て豫め之を筆紙に盡し難きは監督其者の素質上固より其所とす上來論述する所の條理と事實とを玩味し運用其宜しきを得ば亦以て過なきに庶幾からん

四 官府検査の缺點

抑々官府の監督は師父の嚴を以て之に臨み發すれば則ち其終を見ざるを得ず事森嚴に過ぎ圓滿なるを得ず漫に發すれば平地に波瀾を起すの虞あるを以て些少の事あるも滿を持して放たず動もすれば躊躇逡巡々々以て機會を逸し臍を噬むの悔を遺すことなしとせず曾て獨逸の土地銀行破産に際會し検査官は久しく其真相を窺ふを得ず過々禍根の伏在するを探知せしと雖も破綻を早めんとを慮り往苒其矯正に着手せず終に破産の否運を見しが如きは實に前陳の好例とす加之表面官府の監督は事情通ぜず動もすれば外面の形式に流れ隔靴搔痒の歎なきを得ず師父の嚴固より其必要なきに非るも之に加ふるに慈母の愛兄弟の情朋友の義なくんばある可らず蓋し嚴師父は苟も假借する所なしと雖も慈母は一旦過あるも救ふべきは之を救ひ其爲すなきに至りて已を得ず終に之を棄つ然れども尙且つ私かに有改心を期す兄弟の骨肉の真情懇篤の注意を以て互に其過失なきを祈り其繁榮を喜び朋友は善を攻て憚らず互に過失なきを期し其爲す可らざるに至りては絶交若くは所決を促し以て最後の手段とす是等數者相待て以て監督

の效用甫めて全し慮らざるを得ざるなり。輒近紐育州に於ては銀行及信託會社は一週年中官の定期検査二回、自己検査役の定期検査二回通じて四回の定期検査を受けるものとせり。前記の州法に據る又以て検査の周倒なるを證するに餘りあり

五 公的検査

又英國には「アツカトントン」即ち計算役と號くる一種の職務ありて破産其他財團の保管賣却及諸會社、組合等の帳簿等の検査に従事するを常職とし、國家の公認を受け國家機關と共に銀行の検査に従事する公的業務あり。此機關は他の拘束を受ることなく最も検査事務に適し頗る有効なるものにして、國家機關の足らざるを補ひ監督の効力を増加するに預りて力あり。其或は法律(西曆千九百年の改正會社法第二十一條以下)に依り會社が任命すべき検査役(オーディトル)と重複すべしと論ずる者ありと雖も是れ亦一有効の機關たるを失はず。又近時合衆國に於ては交換所に検査の機能を附與すべしとの説あり。是れ實に事物の關係其要を得たるものにして、率先我國に於て之を行ひ以て方今の缺を補はんことを冀望す。又輒近キナダに於ては銀行に検査課を置き本支店の業務を監査し成績頗る佳良なり。

アツカトントン

六 私的検査

然れども凡そ天下の事實嚴の分、表裏の別なきを得ず、銀行監督に於て最も然りとす。是に於て裁官府及公的検査に私的検査即ち相互検査及自己検査を加ふるの必要あり。蓋し相互検査とは例へば甲銀行の検査を乙銀行に囑託するを云ひ自己検査とは同行内に於て検査委員を組織し之をして行務全體を検査せしめ其成績を報告せしむるを云ふ。後者は紐育等に行はれて特功あり、前者は一見甚有効なるが如しと雖も方今事業の範圍廣大にして其關係の繞密なる日常事業の經營上多少の秘密なきを得ず、赤々條々之を他店の眼目に曝すは假令被委囑銀行が能く秘密を守り漏洩の虞なしとするも甲銀行の爲め多少の不利なしとせず。而して斯の如き検査を要する銀行は固より寒村僻地の小行に非ずして必ずや都會有數の大銀行たるべきを以て多少其行に專屬せる所の特色なきを得ず。然るに被委囑銀行は其事情に通ぜず宜しく批難すべきも之を看過し、批難す可らざるも實に其外形の如何に依り之を批難し報告其當を得ずして世人を誘惑し或は不測の災を醸すの因となるなきを保せず。故に方今前者は殆ど其實施を見ず、然れども是れ亦一方

相互検査
は其效力
が十分なら
ず

法たるを失はず時に其利用なしとせざるなり

之に反し後者は頗る有効にして且つ行員をして銀行全體の業務を知らしむるの便あり此方法は多く監査役が定期株式總會に向て銀行の報告を證明する爲め奥書を爲すに際し施行せらる其組織方法は行中各部より有爲の支配人若くは副支配人支配人等なきときは一方を擔當する書記を撰拔し其一人を委員長とし検査事務の全體を擔任し、仕拂掛の主任者は割引貸付掛の検査を擔任し、割引貸付掛の主任者は計算掛の検査に任ずると云ふが如く互に他の掛を検査し其結果を委員長に報告し委員長は之を綜合して監査役に報告す斯の如くするときは一方に於ては各部の擔當者は武士が戰場に於て知己と鋒を交ゆるに當り大に銳氣を加ふるが如き氣合を生じ、居常大に其業を勵み小心翼々過ちなからん事を努め一方に於ては後進有爲の士に銀行全體の事業を知らしめ其進歩を容易ならしむると同時に銀行の爲には行員の技倆を試み前途の爲め有爲の人物を得るの便路を開き便益實に少からじ蓋し銀行は一方より之を論ずれば國民の貴重なる財産を預る者にして大に其確實を期せざる可らず然るに又一方より之を論ずれば始終直

自己検査
は甚だ有
効なり

接顧客に對し所謂愛嬌的營業の一たるを免れず故に其役員は種々の方面に向て完全なる性質を備へざる可らず、佛國の碩儒セニエール氏曾て事業家の具備すべき素質を論じて曰く一、辨別力 二、程の好き事 三、確實 四、判断力 五、沈毅冷靜 六、忠直留意 七、理想に趨らざる事 八、記憶力 八、適用力 是れ其要を得たるものにして實に銀行家の具備すべき素質たり、先輩の青年銀行家を導く者は是に其標準を採らば庶幾は誤なきに近からん

七 交換所を検査機關と爲すの便

又輒近交換所を検査機關とし利用すべしとの説あり、今を去ること僅かに一年半前シカゴに於て此事甫めて試みられ其成績頗る可良なりしに由りミニヤポリス率先之に倣ひセイントルイ之れに次ぎ今哉漸やく發達の機運に向ひセイント、ポール、ミルウォオキーキャンサス、シチー、デトロイト、スポーケイン等先を争ふて之を推行す元來同方法はシカゴ市のナシヨナル、バンク、オブ、レバブリックの副頭取フエントン氏の發意に係り今日の盛大を致せしものなり蓋し其動機たる該市の銀行中成績不良なる者二三にして足らず他の良好なる銀行之を援助せんと

欲して却つて自ら渦中に投ぜらるゝの否運に遭遇すること一再に止まらず斯く
ては自己の爲め預金者の爲め由々敷大事なるを以て遂に交換所中に検査員を設
けて彼等をして断へず各種の銀行に望み其取引を鑑査し或は戒め或は注意を與
へ災を未然に防ぐの方法を講ぜり。元來國及州の検査を既説の如き缺點あると同
時に彼等は各々專屬の事務ありて眼を各種銀行一般に注ぐを得ず花を南枝に見
て北窓に氷雪あるを忘るゝの歎なきを得ず之に反して交換所は各種銀行を通じ
て一目瞭然之を洞見するを得べくして又其地方經濟事情に通曉する蓋し同所の
右に出るものなし。検査機關として最好の地位に居る論を俟たず而して其最も好
成績を呈したるはミニヤポール市なりとす請ふ少しく之を述べん

同市に於ては二十三個の銀行及信託會社内七個は國立十個は州立四個は貯蓄
二個は信託同盟して交換所の支配を受く(内一個はセイントルイス市の銀行にして
請ふて同盟に入るものなり)検査は概ね年二回にして尤も必要あれば何等にても
施行す(不定期なり而して検査の結果は之を銀行の支配人に報告せられ相當の注
意を以て之を秘密に付す萬一不規則若くは不當の事ありて銀行が所の注意に依

り其行動を改めざるときは交換所は案を定めて同盟の決議に付し以て相當の處
分を決す是に於て同盟中相互に實況事情に通じ相融和して疑ふことなく不幸に
して一行若くは數行に不時の取付けあるが如き場合に於ては當該行の内部を調
査するの必要なく直ちに相寄りて救済する事を得べく隨て預金者も安堵して信
用益々厚く容易に恐慌を起すの憂なし他市も之に倣つて盛運に赴くは偶然に非
ざるなり

第五目 株主の不注意

一 株主の冷淡

銀行の監督は之を國家及銀行自身に一任す可らず株主に於ても亦自衛の爲め
銀行の爲め法律に於て許されたる權能は勿論一般に銀行業務に注意すべきを至
當とす然るに獨り我國のみならず外國に於ても一般株主は頗る會社の事業に冷
淡にして最近のフランクフォルト新聞の報ずる所に據れば該市二十一の著名な
る株式會行の株主總會の出席人員最も多きは五五四人にして代表株式三割六歩
最も少きは僅かに六人にして代表株式は一割一步而して代表株式の最も少きは

僅かに五厘に該當す是れ僅かに一株を有し株主總會に出席し漫りに詭激の言論を試み或は一種の妨害的意思を以て俗に所謂「株式殖民」をなし徒らに事を好む此弊を防ぐ爲め英國にては「株式會社の取締役は其株券に付き先買權を有す」との規定ありに勝る萬々なりと雖も、一般株主の會社事務に冷淡なるは蔽ふ能はざるの事實なりとす

二 英獨兩國の差違

前陳の如く株主の會社事務に冷淡なるは獨逸現行法に於て株主の一部が總會の招集を請求し取締役之に應ぜざるときは裁判所の許可を要し其手續最も複雑なるに由る然るに英國に於ては同様の場合に於ては株主自ら直ちに總會を招集することを得英法の獨法に優る論を俟たず須らく英法に倣ひ法律を改正すべしと論ずる者ありと雖も兩國に於て斯の如き差違あるは英國人民は其權利を尊ぶと同時に其義務を重じ公私の行爲上殆ど義務本位に標準するの美風あるに基ひし強ちに法律に差違あるの結果に非ざるべし然れども英國と雖も亦完全無缺と云ふを得ず専門の語に豫備責任法即ち「レゼルブライエビリチー」と稱し會社の廢

英國の與

豫備責任法

業若くは分散のときは各株に割合ひ一定の額を醸出するものとし株主をして一層會社事業に注意せしむべしとの議論頗る勢力あり而して斯の如くするときは會社の株式を以て金融を圖ること容易ならず隨て其株式が投機者派の翫弄物となるの患を減ずることを得べしとの説亦盛なり

三 割賦に對する株主の不心得

元來株主に其原因の如何に注意せず偏へに割賦金の多からんことを望むの情あるは會社をして不法若くは投機的事業に趨らしむるの一原因にして斯の如きは大に戒めざる可らず、元來割賦大なるときは株主は之を喜ばんより寧ろ其原因を疑ひ嚴密に之が調査を爲さざる可らず、其宜く厚かるべくして厚きは固より差支へなしと雖も原因に疑あるものは固より之を矯正せざるを得ず而して其薄かるべくして薄きは即ち之を忍ばざるを得ざるは論なき耳抑々會社は永久の者にして一兩年の割賦の厚きを以て一概に喜ぶべきに非ざるなり宜く其本を始め恒久に其厚きを保つ基礎を定めざる可らず苟くも其原因を究めず漫に割賦の厚きを喜ぶは猶ほ樹を倒して其果實の採集し易きを喜ぶが如く又彼の蟹民が耕作

の爲め文明人より種穀を得るときは直ちに之を貪食するが如く所謂林を焚て而して獵し澤を乾かして而して漁する者にして思慮を缺くの甚しきものと云はざるを得ず然るに滔々たる天下比々皆是なり而して我國輓近の情況特に深憂に堪へざるものあり豈に寒心せざるを得ん哉若し夫れ單に株式價格の高低に依り喜憂を分つ者の如きは固より投機者の亞流にして社會を蝕害し災を財界に及ぼす者なり管に其排斥を要するのみならず力めて其滅盡を計らざるを得ざるなり

四 株式に對する初度の拂込を増加す可しとの説

又英國には株式會社の設立には株式に對する初度の拂込金を重くするを要すとの説あり是れ會社の濫設を防ぎ株主をして會社事業に一層深き注意を爲さしむるの一助たらざるを得ず方今我國は四分の一以上の拂込を以て會社成立の一要件とす是れ普通生産分配事業の爲には敢て間然する所なかるべきも銀行會社の爲には或は輕に失するの嫌なき能はず英國の如きは即ち會社全體に對して此説あり亦一考の價值なしとせず我國の現行法は管に初度拂込少きのみならず一株の金額も亦少きに失するに似たり獨逸の如きは其弊を慮り之を一十馬とす佛

國は往時二十万法以上の會社は百法其以上は五百法とせしと雖も西曆千八百九十三年俗論勢を得て二十萬法以下は二十五法其以上は百法となれり斯の如きは是れ立法上の退歩と云はざるを得ざるなり

五 株主の權利に關する我國の現行法

我國の商法第六十條第二項は株主の總會招集請求の事同第七十八條は株主より取締役第八十七條は監査役に對する訴訟提起の事同第七十一條第九十一條は株主の書類閱覽の事を規定し法律は會社の監督に對し株主に相當の權能を與ふ故に株主は之を利用し國家と共に會社の監督を爲し之をして過ちなからしめんことを要す然るに一般株主は平時に於ては會社事務に對し意外に冷淡にして一旦破綻生ずるに方りては狼狽是れ事とし驚愕措く所を知らざるの場合少しとせず而して權能濫用の弊は却て之なきに若ざるなり又會社に於ては此弊を恐れ株式を有力なる或一方に集中せんとするの情なしとせず是れ亦た常に不可なしと云ふを得ず單に常識を以て之を論ずれば株式は相應に之を分配し國家の監督と株主の注意とに依り會社の足らざる所を補ふを以て最も安全なる方法

とす

第二章 結論

銀行事業の經營管理及監督に就て注意せざる可らざるは既論の如し、而して其發達は各國其趣を異にし我國は之を先進諸國の例に鑑み發達の方針を特設銀行に取れり、然るに銀行事業の最も發達したる英國は特設銀行法に依らず、普通の銀行に於て「キャッシン、クレジット」即ち保證貸の如き方法を開き實際に於ては農業銀行及工業銀行の事業を併營し米國亦信託會社の設けありて信用機關を區別すること恰も船舶に二重底を設け各部を隔離し一部破壊の影響を成るべく他に及ぼさるゝを計るが如し、而して兩國共田舎に於ては貯蓄銀行亦多少農業信用に關係す、其實あれば其名を慕ふを要せずと雖も分業法の美なる亦論なきなり、我國に於ては特設銀行頗る其功を奏し今日勸業銀行及農工銀行なからん乎、不動産抵當の貸付にして普通銀行に附着するもの一層多額にして大體に於て銀行事業の善良なるを得ざる哉、疑を容れず、方今商業銀行の貸付に於て多少解放の實あるは特設

名義に依らざる自らの發達

我國銀行事業發達の傾向

根底の裏は、大に恐るべし

銀行の効用なりと云ふを得べし、興業銀行は其設立日尚ほ淺く未だ劇かに其眞價を見るに至らずと雖も行動其當を得ば近き將來に於て我銀行界の面目を一新するや疑を容れず、然れども不幸濫用の弊を見るに於ては其害之なきに勝るものなしとせず、登に慎まざる可ん哉、元來興業銀行の目的は既説の如く主として工業發達の爲め株式の拂込を容易にし以て既成會社の事業の擴張を幫助するにあり、然るに若し之を以て不良會社の株式價格の維持に特効ありとするが如きの説あらば實に誤解の甚しきものにして大に戒めざるを得ず、凡そ天下の災其末を誤る者は輕しと雖も其本を誤まる者は甚だ重し、慎まざるを得ざるなり、夫れ金融機關は猶ほ運輸機關の如く單に汽車を以て之を爲す能はず、又單に汽船を以て之を爲すを得ず、馬車、牛車、大八車、手車等之に添ひ大小の端艇亦之に伴はざるを得ざるは論なく、各自其分を守り、汽車は汽車たり、汽船は汽船たらすんばある可らず、其他大小の舟車亦然り、抑々特設は分業を目的とす、其分限を亂るに於ては分業の功なくして却て害あり、何となれば、事其目的に副はず、業其組織に應ぜざればなり、豈に慎まざる可ん哉

第二編第三卷終

訂正
増補
版
財政と金融

坤

附

録

財金と金融坤の附録

甲種

第一號の一 歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係(大蔵省の調査)

西曆千九百年 金貨 年現在	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
一 月	七四、九四六、一九二	五厘	三八、三七二、〇〇〇	六厘	三〇、〇〇〇、〇〇〇	五厘
二 月	八八、四六三、三三三	廿六日 三厘	四八、五〇〇、〇〇〇	五厘	二二、〇〇〇、〇〇〇	廿五日 四厘
三 月	二九、一九八、九八三	三厘	八〇、五五〇、〇〇〇	四厘	一六、五〇〇、〇〇〇	七厘
四 月	四八、四二七、〇〇五	三厘	一八、八九〇、〇〇〇	三厘	二〇、六〇〇、〇〇〇	三厘
五 月	三三、一四一、二二一	三厘	一一、〇〇〇、〇〇〇	三厘	二八、〇〇〇、〇〇〇	三厘
	五七、七三三、六三六	三厘	六九、〇〇〇、〇〇〇	三厘	六三、〇〇〇、〇〇〇	三厘

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
六月	二九七四、六一九	〃	九、〇〇〇	〃	五三、〇〇〇	〃
七月	三、八〇三、〇三三	〃	一、五七、〇〇〇	〃	九四、〇〇〇	〃
八月	二、六八九、一五〇	〃	一、六、〇〇〇	〃	三、〇〇〇	〃
九月	六三三、〇五〇	〃	一、四〇、〇〇〇	〃	三、七、〇〇〇	〃
十月	一、〇九三、六八八	〃	三、八、〇〇〇	〃	七、〇〇〇	〃
十一月	一、二七九、一四一	〃	三、四、〇〇〇	〃	六、七、〇〇〇	〃
十二月	五、六九、一三六	〃	二、六、〇〇〇	〃	六、〇〇〇	〃
同千九百一一年	九三、五三六、一〇〇〇	三、〇〇	三、八、一四三、〇〇〇	四、〇〇	一、九、四三三、〇〇〇	四、〇〇
一月	五、九三、九四八	〃	七、〇〇〇	〃	二、六、〇〇〇	〃
二月	一、一、二、八八三	〃	三、六、〇〇〇	〃	一、九、〇〇〇	〃
三月	一、六、一、〇二〇	〃	一、五、八、〇〇〇	〃	六、〇、〇〇〇	〃
四月	二、三、七、六、七、七、八	〃	二、三、九、九、〇〇〇	〃	六、〇、〇〇〇	〃

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
五月	九〇、五、五三三	〃	六、七、〇〇〇	〃	三、三、〇〇〇	〃
六月	九、二、〇三二	〃	四、〇〇〇	〃	五、七、〇〇〇	〃
七月	五、九、三三三	〃	二、七、七、〇〇〇	〃	三、七、〇〇〇	〃
八月	五、三、七、六、七、七	〃	一、三、一、六、〇〇〇	〃	一、三、三、〇〇〇	〃
九月	二、二、〇、一、四一八	〃	三、四、〇、〇〇〇	〃	〇	〃
十月	三、三、七、六、八一	〃	一、四、七、二、〇〇〇	〃	四、八、〇、〇〇〇	〃
十一月	三、三、三、三、六七一	〃	一、〇、四、〇〇〇	〃	六、八、〇〇〇	〃
十二月	四、〇、一、三、五、五	〃	一、〇、九、一、〇〇〇	〃	四、九、〇、〇〇〇	〃
同千九百一二年	九一、九、五、九、四八一	三、〇〇	四、六、六、二、八、〇〇〇	四、〇〇	三、〇、六、六、三、三三三	三、〇〇
一月	三、八、三、三、三三三	〃	四、四、〇、〇〇〇	〃	六、八、〇、〇〇〇	〃
二月	一、八、一、一、一五三	〃	六、三、一、〇〇〇	〃	三、三、三、三三三	〃
三月	三、〇、四、八、六三三	〃	一、〇、三、三、〇〇〇	〃	六、六、六、六六六	〃
四月	六、六、三、三、四四〇	〃	九、〇、七、〇〇〇	〃	三、三、三、三三三	〃
五月	一、三、七、六、七、七、八	〃	五、五、〇、〇〇〇	〃	六、八、六、六、七	〃

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
六月	一九三、四二二	〃	二四、〇〇〇	〃	一七、〇〇〇	〃
七月	八二二、九〇二	〃	一七、〇〇〇	〃	一四九、〇〇〇	〃
八月	一、三六五、六三〇	〃	一、〇二六、〇〇〇	〃	九六、〇〇〇	〃
九月	一、三〇〇、〇八九	〃	六、四〇〇	〃	五〇、一六六	〃
十月	二、三八七、六八一	〃	二、四〇〇	〃	一一、九六六	〃
十一月	三、三三三、四四四	〃	三、二〇〇	〃	六六、〇〇〇	〃
十二月	九六五、六八七	〃	二〇六、〇〇〇	〃	一〇〇、〇〇〇	〃
同千九百三年	一〇〇、七六八、〇〇七	三、〇	四六、五三九、〇〇〇	三、三	二、九八八、六六七	〇
一月	二〇二、三三〇	〃	二二〇、〇〇〇	〃	三三三、〇〇〇	〃
二月	一一五、二五一	〃	四、一〇〇	〃	六六六	〃
三月	一九九、二〇六、四四四	〃	二二六、〇〇〇	〃	三六、〇〇〇	〃
四月	二〇二、三三〇	〃	一七、〇〇〇	〃	一一、三三三	〃

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
五月	三三六、三三三	〃	一、〇〇〇	〃	一、〇〇〇	〃
六月	四六九、九三三	〃	三三三、〇〇〇	〃	六六六	〃
七月	一、四八八、二二〇	〃	四、〇〇〇	〃	一、〇〇〇	〃
八月	二、三三三、三三三	〃	六、〇〇〇	〃	三三三、〇〇〇	〃
九月	三、三三三、三三三	〃	一、〇〇〇	〃	三三三、〇〇〇	〃
十月	三、三三三、三三三	〃	一、〇〇〇	〃	三三三、〇〇〇	〃
十一月	八二二、九〇二	〃	三三三、〇〇〇	〃	一、〇〇〇	〃
十二月	一、二二二、九九九	〃	二、〇〇〇	〃	六六六	〃
同千九百四年	九四、四八一、五六九	三、〇	四六、四四九、〇〇〇	三、三	三、三三三、三三三	〃
一月	六七九、〇二八	〃	一、〇〇〇	〃	三三三、〇〇〇	〃
二月	二八二、八二七	〃	三三三、〇〇〇	〃	一一、三三三	〃
三月	七三六、八二七	〃	三三三、〇〇〇	〃	三三三、〇〇〇	〃
四月	二、六九六、九六一	〃	一一、〇〇〇	〃	四四、〇〇〇	〃
五月	二、一〇六、五五五	〃	二、〇〇〇	〃	六六六	〃

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
六月	一、八五二、二七二	〃	九、〇〇〇	〃	五、〇〇〇	〃
七月	一、二八四、四六九	〃	一、一、六、九〇〇	〃	一、八、〇〇〇	〃
八月	一、一〇三、〇六四	〃	二、一、〇〇〇	〃	五、八、〇〇〇	〃
九月	一、八一九、〇六〇	〃	四、九、二、〇〇〇	〃	一、六、四、六六六	〃
十月	一、三九八、六七九	〃	五、三、〇、〇〇〇	〃	二、五、三、三三三	〃
十一月	二、四三三、二二五	〃	六、四、〇、〇〇〇	〃	六、九、三、三三三	〃
十二月	四、一三七、三三七	〃	四、四、〇、〇〇〇	〃	三、九、三、三三三	〃
同千九百五年	一〇、六、二、四、四、二、二	三、〇	四、八、四、三、三、〇、〇	〃	三、二、六、八、六、六、七	三、五
一月	一、三、六、三、九、九、九	〃	三、三、〇、〇〇	〃	三、五、三、三三三	〃
二月	五、一、二、九、三、四、三	〃	一、一、一、〇〇〇	〃	四、六、〇、〇〇〇	〃
三月	三、六、六、一、七、三	〃	三、〇、〇〇〇	〃	三、六、六、六六六	〃
四月	七、二、三、五、八、七	〃	二、六、二、〇〇〇	〃	一〇、六、六、六六六	〃

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
五月	二、八、九、八、八、四、三	〃	四、〇〇、〇〇〇	〃	四、四、三、三三三	〃
六月	八、六、〇、〇〇〇	〃	五、七、七、〇〇〇	〃	七、二、六、六六六	〃
七月	三、五、四、九、九、一、六	〃	三、三、三、〇〇〇	〃	三、三、六、六六六	〃
八月	一、三、〇、六、五、九、八	〃	三、九、三、〇〇〇	〃	三、三、三、三三三	〃
九月	一、三、一、一、〇、〇〇	〃	五、六、八、〇〇〇	〃	四、四、六、六六六	〃
十月	二、〇、八、三、三、一、八	〃	六、四、五、〇〇〇	十七日	四、四、六、六六六	〃
十一月	九、七、六、九、九、五	〃	〇、〇〇、〇〇〇	〃	一、一、〇、〇〇〇	〃
十二月	五、一、八、九、九、三	〃	六、〇、二、〇〇〇	〃	一、四、六、六六六	〃
同千九百六年	一、一、五、一、四、三、三、〇、二	三、〇	四、四、八、六、五、〇、〇	〃	三、二、四、六、六、六、七	〃
一月末	一、一〇、三、三、七、八	〃	六、〇、一、〇〇〇	〃	一、五、六、六六六	〃
二月末	一、〇、二、二、七、三	〃	三、八、七、〇〇〇	〃	一、三、四、六六六	〃
三月末	一、九、〇、三、三、七、九	〃	三、三、六、〇〇〇	〃	一、三、四、六六六	〃
四月末	三、六、三、七、一、六、九	〃	一、六、八、〇〇〇	〃	一、一、八、〇〇〇	〃
五月末	一、八、九、五、八、九、八	〃	三、六、二、〇〇〇	〃	一、九、〇、〇、〇〇〇	〃

七〇